

平成22年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

平成22年9月1日開会
平成22年9月13日閉会

宿毛市議会事務局

平成22年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成22年9月1日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第26号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時25分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成22年9月2日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成22年9月3日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成22年9月4日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成22年9月5日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成22年9月6日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	11

1	松浦英夫議員	1 1
	市 長	1 3
	松浦英夫議員	1 7
	市 長	1 8
	松浦英夫議員	1 9
2	今城誠司議員	2 0
	市 長	2 2
	教 育 長	2 3
	今城誠司議員	2 5
	市 長	2 5
	今城誠司議員	2 7
3	有田都子議員	2 7
	市 長	3 0
	教 育 長	3 3
	有田都子議員	3 5
	市 長	3 7
	教 育 長	3 9
	有田都子議員	4 0
4	岡崎利久議員	4 2
	市 長	4 3
	教 育 長	4 4
	岡崎利久議員	4 4
	市 長	4 5
	教 育 長	4 6
	生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	4 7
	岡崎利久議員	4 7
	市 長	4 7
	岡崎利久議員	4 8

延 会 (午後 2時57分)

----- . . ----- . . -----

第 7日 (平成22年9月7日 火曜日)

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	4 9
欠席議員	4 9
事務局職員出席者	4 9
出席要求による出席者	4 9

開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	5 1
1 浅木 敏議員	5 1
市 長	5 4
教 育 長	5 7
浅木 敏議員	5 8
市 長	5 9
浅木 敏議員	6 1
市 長	6 1
浅木 敏議員	6 1
教 育 長	6 3
教育次長兼学校教育課長	6 3
浅木 敏議員	6 4
2 濱田陸紀議員	6 4
市 長	6 7
濱田陸紀議員	6 9
環境課長	7 0
濱田陸紀議員	7 0
3 宮本有二議員	7 0
市 長	7 3
教 育 長	7 6
宮本有二議員	7 7
市 長	8 0
教 育 長	8 1
宮本有二議員	8 2
○日程追加 議案第 27 号及び議案第 28 号	8 4
(提案理由の説明)	
市 長	8 4
散 会 (午後 2 時 26 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 22 年 9 月 8 日 水曜日)	
議事日程	8 5
本日の会議に付した事件	8 5
出席議員	8 5
欠席議員	8 5
事務局職員出席者	8 5
出席要求による出席者	8 5

開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 28 号まで	87
質疑	87
1 松浦英夫議員	87
企画課長	88
税務課長	89
教育次長兼学校教育課長	89
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	89
産業振興課長	90
商工観光課長補佐	91
総務課長	92
松浦英夫議員	92
企画課長	92
産業振興課長	92
松浦英夫議員	93
企画課長	93
松浦英夫議員	93
2 野々下昌文議員	94
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	94
市民課長	95
教育次長兼学校教育課長	96
企画課長	96
野々下昌文議員	97
企画課長	97
委員会付託省略 (議案第 15 号から議案第 24 号まで)	98
委員会付託 (議案第 25 号から議案第 28 号まで)	98
散 会 (午前 11 時 03 分)	
議案付託表	99

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 22 年 9 月 9 日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第 10 日 (平成 22 年 9 月 10 日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第 11 日 (平成 22 年 9 月 11 日 土曜日) 休会

----- . . ----- . . -----

第 12 日 (平成 22 年 9 月 12 日 日曜日) 休会

第13日（平成22年9月13日 月曜日）

議事日程	101
本日の会議に付した事件	101
出席議員	101
欠席議員	101
事務局職員出席者	101
出席要求による出席者	101
開 議（午前11時13分）	
○日程第1 議案第1号から議案第28号まで	103
（議案第15号から議案第24号）	
討論・表決	103
（議案第25号から議案第28号まで）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	103
産業厚生常任委員長	103
質疑	104
（議案第26号から議案第28号まで）	
討論・表決	104
（議案第25号）	
討論	
浅木 敏議員（反対）	104
表決	105
（議案第1号から議案第14号まで）	
決算特別委員会設置・付託	105
決算特別委員の指名	105
○日程第2 委員会調査について	105
継続調査	106
（閉会あいさつ）	
市 長	106
閉 会（午前11時29分）	
委員会審査報告書	108
閉会中の継続調査申出書	110

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-2

平成22年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成22年9月1日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第26号まで

議案第 1号 平成21年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2号 平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 3号 平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 4号 平成21年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第 5号 平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 6号 平成21年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 8号 平成21年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第 9号 平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第10号 平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第11号 平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第12号 平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第13号 平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第14号 平成21年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第15号 平成22年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第16号 平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

- 議案第17号 平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
議案第18号 平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第19号 平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
議案第20号 平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
議案第21号 平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第22号 平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
議案第23号 平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第24号 平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について
議案第25号 宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について
議案第26号 字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について

----- . . . -----
2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第26号まで

----- . . . -----
3 出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 今城誠司君 | 2番 岡崎利久君 |
| 3番 野々下昌文君 | 4番 松浦英夫君 |
| 5番 浅木敏君 | 6番 中平富宏君 |
| 7番 有田都子君 | 8番 浦尻和伸君 |
| 9番 寺田公一君 | 10番 宮本有二君 |
| 11番 濱田陸紀君 | 12番 西郷典生君 |
| 14番 中川貢君 | 15番 西村六男君 |
| 16番 岡崎求君 | |

----- . . . -----
4 欠席議員

なし

----- . . . -----
5 事務局職員出席者

- 事務局長 岩本昌彦君
次長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
副 市 長	岡 本 公 文 君
企 画 課 長	岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長	滝 本 節 君
税 務 課 長	山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	乾 均 君
産 業 振 興 課 長	頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長	津 野 元 三 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（寺田公一君） これより平成22年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西郷典生君及び中川 貢君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡崎 求君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月30日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から9月13日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定いたしましたので、以上、報告いたします。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月13日までの13日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月13日までの13日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これにより御了承願います。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を、本日午後5時と定めますの

で、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました事務報告書のとおりであります。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成22年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

報告事項の説明をさせていただきます。

報告第1号の専決処分でございますが、職員の起こした交通物損事故の和解及び損害賠償額の決定に関する内容でございます。

本日、皆様のお手元に配付しています報告書のとおりでございます。

報告第2号及び報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法ですが、これに基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっていないので、数値は出ていません。

また、実質公債費比率は20.2%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

なお、25%以上が財政健全化団体に、また35%以上になりますと、財政再建団体に指定されるということになっております。

さらに、将来負担比率につきましても、169.6%で、これは早期健全化基準の360%を下回っています。

次に、資金不足比率については、いずれの特別会計も資金不足ありませんので、数値は出ていません。

このように、おおむね堅調な状況ではございますが、今後、退職者の増加や、各種施設整備等が控えておりまして、依然として厳しい財政状況であることには変わりはないという認識のもと、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進していかなければならないと考えております。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第26号まで」の26議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案理由の説明の前に、一つ訂正をさせていただきます。

先ほど、早期健全化基準の360と言ったようにございますが、350の誤りでございますので、まことに申しわけございません。訂正をさせていただきます。

提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第14号までの14議案は、平成21年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略

させていただきます。

議案第15号は、平成22年度宿毛市一般会計補正予算です。

総額で2億2,782万5,000円を増額するものです。

歳入で増額する主なものは、地方特例交付金が1,632万2,000円、地方交付税が1億8,559万4,000円、繰越金が1億1,666万8,000円。減額するものとしては、国からの支出金が3,708万7,000円、県からの支出金が1,151万9,000円、繰入金4,596万8,000円です。

一方、歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整のほか、総務費でSWANテレビへの経営支援のため、ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金として2,082万円を計上しています。

次に、地域の公共交通機関である鉄道及びバスの活性化を図ることを目的に、幡多地域の6カ市町村及び四万十町が負担する事業補助金に充てるため、地域公共交通活性化再生総合事業負担金として、584万円を計上しています。

続きまして、財政調整基金積立金として1億3,363万3,000円を計上しています。

また、不況の影響により、法人市民税の還付が多額となっているため、過誤納還付金として800万円を計上しています。

民生費では、特別養護老人ホーム千寿園の車両購入等に係る費用に充てるため、特別養護老人ホーム特別会計繰出金として342万5,000円を計上しています。

次に、介護福祉サービスの基盤整備を推進する一環として、認知症高齢者グループホーム「宿毛の里」が、施設の防火対策のため、スプリンクラーの整備を行うことに対し、宿毛市地域介護・福祉空間整備等補助金として412万2,000円を計上しています。

続きまして、平成22年3月末をもって廃園となりました貝礎保育園の跡地の有効利用、及び地域振興を図ることを目的に、敷地内へのあずまや等整備、フェンス設置、及びトイレ改修等の工事を行うため、貝礎保育園跡地整備工事費として310万円を計上しています。

また、平成22年3月の定例会におきまして、予算計上していましたが生活保護システムリプレイス導入費の1,356万2,000円ですが、これは国との協議によりまして、補助対象外となった経費について、再度、精査したところ、273万9,000円が縮減できることとなったため、1,082万3,000円の予算とするとともに、県からの指導によりまして、予算計上先の節を、当初の15節工事請負費から18節の備品購入費へ組みかえを行っています。

農林水産業費では、本年度、直七生産組合が整備しています搾汁施設について、食品衛生管理の徹底を図ることを目的に、入荷場と作業場との間に仕切り等の追加整備を行うことに対し、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金として166万6,000円を計上しています。

土木費では、市道延光寺線や、内外ノ浦線を初め、市内各地区の市道の維持補修工事を行うため、市道維持補修工事費として880万円を計上しています。

次に、平成22年3月の定例会におきまして、予算計上していましたが地域子育て創生事業補助金でございますが、県との協議の中で、補助対象箇所の増加が認められたことに伴い、新たに駅前2号公園への複合遊具等の整備等に充てるため、原材料費として378万3,000円を計上しています。

続きまして、平成21年度県営治山工事施工中に、山奈町芳奈の駄馬川に積もった土砂を取り除いたところ、本河川の護岸が崩れていることが判明し、このたび、整備工事を行うため、

河川等環境整備工事費として250万円を計上しています。

教育費では、平成23年4月1日から、栄喜小学校が小筑紫小学校へ統合されることに伴い、遠距離通学となる栄喜小学校児童の送迎用スクールバス、これは26人乗りでございますが、これを購入するため、小筑紫小学校スクールバス購入費として500万円を計上しています。

次に、昨年度に引き続き、本市出身のソプラニスタ岡本知高さんのコンサートを、平成23年1月15日土曜日に開催するため、公演企画手数料の168万円など、総額で223万8,000円を計上しています。

続きまして、平成22年3月の定例会におきまして、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の4,342万4,000円を、学校給食事業特別会計繰出金として、学校給食センターの調理業務委託料に充てることとしていましたが、本補助金が不採択になったため、全額を一般財源に振りかえる措置をとっています。

一方、減額する主なものとしましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、総務費として、平成22年6月の定例会におきまして予算計上していましたが緑の分権改革調査事業が、残念ながら採択になりませんでしたので、緑の分権改革調査事業検討業務委託料の345万1,000円など、総額で400万7,000円を減額しています。

議案第16号は、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算です。総額で1,418万1,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、後発医薬品であるジェネリック医薬品の普及促進に向けた事業委託、及び平成21年度退職者被保険者等療養給付費等交付金の確定に伴うものです。

議案第17号は、平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算です。総額で15万6,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整及び移動式クレーンの技能講習受講料負担金の支払いに伴うものです。

議案第18号は、平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算です。総額で59万7,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整及び利用者送迎用の車両購入等に伴うものです。

議案第19号は、平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算です。

内容につきましては、育児休業中の教員から、誤って給食費を徴収していたため、同額分の給食材料費を減額し、還付金に充てるもので、総額予算の増減はございません。

議案第20号は、平成22年度宿毛市下水道事業特別会計予算です。総額で11万5,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、5年に1度行っている生活排水処理構想図面の作成委託、及び平成22年度から加入した高知県農業集落排水事業推進協議会への会費の支払いに伴うものです。

議案第21号は、平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計予算です。総額で550万円を増額しようとするものです。

内容につきましては、平成21年度に支払い予定だった高額医療合算介護サービス費が、高知県国民健康保険団体連合会のシステム処理の遅延により、平成22年度の支払いとなったこと、及び当該支払いのために、予算流用した高額介護サービス費の増額補正に伴うものです。

議案第22号は、平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算です。総額で18

万7,000円を増額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整のほか、高知県宅地建物取引業協会との協定により、現在、歳入予算として計上している保留地処分金の3%を、売買契約成立手数料として計上する必要が生じたこと、及び図面作成ソフトの購入等に伴うものです。

議案第23号は、平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算です。総額で32万4,000円を減額しようとするものです。

内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整、及び平成21年度決算で生じた剰余金を平成22年度へ繰り越し、高知県後期高齢者医療広域連合への納付金に充てることに伴うものです。

議案第24号は、平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算です。

まず、事業活動に伴う、発生するすべての収益及び費用が計上される3条予算につきましては、中筋川ダム修繕に対する県補助金の増額により、収入で61万8,000円の増額。一方、人事異動に伴う人件費の調整のほか、これまで職員が行っていた簡易水道施設の点検管理を、このたび業務委託すること、及び中筋川ダムの電気系統の修繕に係る負担金の支払いに伴い、支出で55万5,000円を減額しようとするものです。

また、建設改良や企業債償還金等の支出及びその財源となる収入が計上される4条予算につきましては、伊与野地区配水管布設がえ工事に充てるための簡易水道事業債の増額により、収入で1,200万円の増額。一方、人事異動に伴う人件費の調整のほか、伊与野地区の配水管に一部石綿管がありまして、本年2月ごろから修繕が多発していることから、急遽、布設がえ工事を行うことに伴う支出で、1,130万4,000円を増額しようとするものです。

議案第25号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、平成23年4月1日から、栄喜小学校が小筑紫小学校へ統合されることに伴い、両条例から栄喜小学校に関する記述を削る必要があるので、2条例を一括で一部改正しようとするものです。

議案第26号は、字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止についてです。

内容につきましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業が平成22年5月に工事完了したことに伴い、本区域内の細かく分かれた字を、駅前町1丁目及び2丁目、並びに駅東町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目に変更すること、並びに現行の字の区域を廃止することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月2日及び9月3日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、9月2日及び9月3日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月2日から9月5日までの4日間休会し、9月6日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

平成22年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成22年9月6日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長補佐	山戸達朗君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

それでは、通告いたしております事項について、市長に対しまして、一般質問を行います。

今回、私が質問しようとする内容であります。市長の政治姿勢については、宿毛市が発行いたしております広報「すくも」に係る問題、そして6月議会で質問をいたしました買い物難民の解決策に関連いたしますが、宿毛市における地域公共交通の充実並びにその対策についてであります。

まず、初めは、「広報すくも」についてお伺いをいたします。

宿毛市が毎月発行いたしております「広報すくも」は、全市民を対象とした広報誌であります。

市民に対して、各種制度の周知や、説明、並びに宿毛市の取り組みや行事案内等、市民生活をする上で、なくてはならない、とても身近で大切な広報誌であります。

そして、「広報すくも」は、宿毛市が作成し、発行しているもので、公文書であります。しかし、私の周りから聞こえてくるのは、公文書である「広報すくも」や、広報に毎月掲載をされておる市長雑感には、誤字等も見られるとのこととあります。

特に、市長雑感の内容について、大変疑問を抱く方がおまして、このような市長雑感を、市民が指摘するように、市の公金を使ってまで「広報すくも」に掲載をする必要はないのでは

ないかとのことであります。

市長雑感の2009年5月号で、市長は、市民からゴーストライターはおるかとの疑問に対して、「私にはゴーストライターはいません。清書はしてもらいますが、他人に書かせたことはありません。」と述べられておりますように、市長雑感市長みずからの執筆に基づくものであると思います。

このような市民の疑問を受けて、私なりに市長雑感の内容を調べてみました。

私は、2009年2月号の市長雑感に掲載されましたボランティア活動に係る問題について、この場で一般質問をした経緯があります。

この質問を取材した高知新聞の記者は、「市長の熱意もわかるけど、ただ突っ走るだけじゃなく、職員と手を添えて、一步一步、着実に進むマラソン行政も必要であるという声も」との記事に対して、早速、市長は2009年4月号で、この記事に対して、批判とともれる内容の文章を書いておりました。

そして、市長自身が得意といたしております水泳にまつわる文書の掲載が多くあります。

中には、市長の家庭の話まで掲載をしていた箇所もあるなど、市政とは全く関係がなく、市長自身の自己宣伝に、市長雑感が利用されておるのではないのでしょうか。

そして、政治的な問題では、市長自身の私見に基づいた執筆となっております。

このような市長雑感を、今後も引き続き継続して掲載をしようとしているのか、お伺いをいたします。

そして、「広報すくも」が果たすべき役割を、どのように考えているのかお伺いいたします。

「広報すくも」を見ますと、編集は企画課となっております。毎月、このように幅広い情報を掲載しておりますので、編集作業も大変なものではないかと存じます。「広報すくも」を編

集するに当たり、市長雑感も含めて、編集委員会を設置してその内容について、詳しく検討されておるのかどうか、お伺いいたします。

そして、誤字等をなくし、的確な情報を市民に提供するための編集体制はどのようになっておるのかお伺いいたします。

私たち議会でも、定例会ごとに発行いたしております議会だよりでは、5名の議員が編集委員会を構成し、編集に当たっておるところであります。そして、私ごとになりますけれども、後援会や支持者の方々に対し、議会だよりを発行し、配布をいたしておりますが、常に3名の方に依頼をし、その内容や字句等について、点検をいたしております。

次に、地域公共交通の充実とその対策についてであります。

先日、橋上地区で生活をされておる方から、お電話をいただきました。橋上地区での生活実態について話されましたが、主な内容は、先ほど申し上げましたが、6月議会で質問いたしました買い物難民の問題についてと、交通弱者といわれております移動手段を持たない方々の地域での生活をしていく上での地域公共交通の充実を図っていただきたい。何とか解決をしていただきたいとのことでありました。

移動手段を持たない高齢者を中心とする交通弱者の皆さんは、市内の病院へ通院するときには、わずかな年金での生活であります。福祉タクシー等を利用して病院へ行っておる状況とのことあります。

そして、日常生活を送る上で欠かせない日々の買い物にも、大変、不便を来しており、困っておるとのことです。

大変、胸のつかえる話でありました。

地域の方々から、宿毛市の脆弱な地域公共交通体系について指摘をされ、返答に困ってしまいました。

私としても、これらの地域で生活をされておる方々の不便さを解決するためには、早急に地域公共交通を充実する対策が求められております。

現在の橋上地区の現状は、皆さん御案内のとおり、公共の交通手段はなくなっております。あるのはスクールバスのみではないでしょうか。

スクールバスは、御案内のとおり、その性格上、児童生徒を中心とした運行形態であります。朝の宿毛駅への便は早く、夕方、橋上へ帰る便は遅いために、住民が利用するには大変不便であるとのことあります。

不便であるがゆえに、利用客も少ないのであります。

21年6月議会において、中平議員が西町地区における地域住民の生活実態をもとにしながら、公共交通の充実について質問をされております。宿毛市を見ますと、過疎地といえますか、市の中心部から離れたところで生活をされておる方々が、バスとか汽車等の公共交通を利用しようとしても、それに連絡する手段がないのが現状であります。

このような宿毛市の現状を踏まえつつ、住民の思いを市長としてどのように受けとめておるのかお伺いいたします。

政治とは、弱い立場にある方々に思いやりを持ってことにあたり、政治の光を当てることにより、住民が安心をして生活のできる環境を整備していくことが、本来の仕事ではないでしょうか。

憲法25条には、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すと明確にうたわれております。つまり、生存権並びに生活権の保障であります。

行政は、憲法の精神を生かし、責任を持って住民の生存権を保障していく責務があるのであります。

市長も公共交通手段の確保対策については、大変頭の痛い問題であると認識をされており、非常に公共交通がないための不便さというものは、あると感じておられるとのことでもあります。

今回は、特に橋上地区の例を挙げて質問をいたしました。この地域のみならず、公共交通の空白地域で生活をされておる高齢者等の通院や買い物、車を運転しない方々の日常生活の移動手段を確保することにより、福祉や日常生活の利便性の向上を図り、地域の活性化に寄与するためには、市民の目線に立った公共交通体系の充実が求められております。

そこで、市長として、宿毛市における公共交通体系はどうあるべきか、今後、どのような対策を講じなければならないと思っているのか、市長の考えなり決意をお伺いいたします。

あわせて、23年度の予算編成に取り組もうとしておる時期ではないかと思っておりますが、この課題の解決に向けて、具体的に検討し、来年度予算に反映をしようとしているのかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

1分だけ時間をいただきまして、恐れ入りますが、きのう、実は宿毛市の総合防災訓練を湾港のほうでさせていただきまして、関係者の皆様、非常に暑い中を、皆さん、汗をだらだら流しながら、消防団の皆様や、保安庁、そして警察、そして地元の自主防災組織の皆様方、御参加くださいました皆様と、非常に暑い中、防災訓練していただきました。

いつ来るかわからないものに対して、備えをするということは、非常に大切でございますから、皆さん方で、地域であわせて、力を合わせ

てこういった訓練をして、いざというときに被害が最小におさまるようなことで、ぜひ今後とも、皆様方御一緒に防災訓練にも励んでいただければありがたいというふうに思います。

きのうは、本当に、何回も言いますが、非常に異常気象の中で、ああいった訓練をしていただきましたこと、本当にこの場をかりましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

松浦議員から、「広報すくも」についての、私の雑感が、非常に問題であるというふうなことをいただきました。

私、そういった問題意識を持っておりません。私自身が、私、市のトップとして、市長でございますから、自分が何を考え、何を思って、何を、どういったものに対して感じているかということ、これをやはり市民の皆様にお伝えするのが、私の義務だというふうに思っておりますから、それを正直に書いておりまして、私、私見と言いながらも、やっぱり市長としての言葉でございますから、これは皆さんにも読んでいただきたいし、見ていただきたいという思いでいっぱいでございます。

これからも、皆さんにも自己宣伝と言われなような形で、ぜひ雑感は書いていきたいなというふうに思っております。

「広報すくも」でございますが、これは市民を対象にした、非常に重要な情報誌というふうに、私は受けとめております。

「広報すくも」ばかりじゃなくて、インターネットの宿毛市のホームページ、それからS W A N テレビの行政チャンネルも、広報の手段として使っておるわけでございます。

広報の内容につきましては、皆さん、ごらんになったとおりでございますから、いろんな宿毛市の中の情報、そしてまた宿毛市以外でも、県の情報、市民にかかわるもの、そしてまた、国からの情報も入っておりますし、また、皆さ

んにぜひ、健康でいていただきたいというふうなことで、健康になるための、健康診断もしましょう。それから、食事のこともこうやってやりましょうというふうなことも、いろいろなものを知っていただきたいということで、掲載をしていることでございます。

また、民間団体のほうからも、こういったことを掲載していただきたいというふうなこともございます。掲載依頼のあり次第、できるだけ速やかな広報にも努めておる、そういうところでございます。

編集体制でございますけれども、これは企画課の職員が担当しております。これ、記事の配置等、いろいろ中身につきましては、それぞれの各課、さっき言いました市民団体の方、そして外部の行政機関の方々という方々が、皆さんに知っていただきたいものを、原稿として持ち込んでまいります。

これを、やはり広報という形で皆さんにお知らせするには、できるだけ見やすいことを心がけておりまして、見やすいというより、読みやすい、そしてまた注目して、見ていただきたいというふうなことを心がけて、配置等につきましても、外部の広報編集アドバイザーの助言をいただいて、この編集に務めているというところでございます。

そんなことで、誤字もあるよというふうな指摘もいただきました。誤字脱字、そういうのもチェックしているつもりでございますけど、チェックミスというのもございますし、また、今、パソコンの変換というところで、字が変換ミスというふうなところもございますし、チェックし切れていないということは事実でございますし、私も見る間に、字が間違っているよというふうなこともあったわけでございますけど、これからも記事の表記について、字が間違うということは、非常に失礼なことでございますから、

担当課とも連携をして、また原稿もいただくとき、そしてまた、印刷屋さんとの打ち合わせのときにも、当然のこととして、活字に誤りのないように努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、地域公共交通でございます。松浦議員から、るる指摘がありました。非常に、我々の社会の中で、御存じのとおり、こういった過疎地域になったり、非常に人口が少なくなってきた地域というふうなところにつきましては、市長会の会報であるとか、それから、インターネットなんか見たり、いろんな交通関係の、国のほうの機関紙なんかもあります。

それから、セミナーをこうした、ああしたというふうなものもございます。これは私のほうも、そういったものには目を通しておりまして、どうやったら、皆さんに公共交通を提供できるか。

昔、人間がいっぱいいたときには、そこら辺、ずっとバスが走ってて、公共交通としては、非常に重要な役割を果たしていただいた。これから、人が少ない、乗る人が少ない、そして利益が上がらない、会社が成り立っていかないということで、徐々に徐々にこういった問題が顕在化していたわけでございますし、そして、結果的に、買い物難民が出るとか、地域の人が少ないところには、人が、バスがだんだんだんだんやめていったというふうな経緯は承知をしているわけでございます。

これは、全国的な問題となっております、国はもとよりでございますが、県や市町村が連携する中で、住民の利便性向上に向けた取り組みをしていかなきゃいけない。いかなきゃいけないんですが、なかなかこれが実現に至っていないのは、現実でございます。

この地域で今、なされているところは、ようやくと申しますか、土佐くろしお鉄道が開設さ

れてから11年ですか、12年ですか。そういったところで、鉄道の利便性というものは、ある程度、皆さんおわかりだと思いますし、これがまた、今、赤字になってきていると。非常に乗る人が少なくなっているということもございます。

一方で、道路を建設して、首都圏、いわゆる高知県の首都圏から、今、3時間、2時間半かかるところを、もっと、やはり利便性をやっていただきたいというふうなことと、この鉄道に乗る人の、また道路が便利になったら、片一方、鉄道に乗らなきゃいけない。乗らないんじゃないかとか、そういったような問題も含んでおるところでございまして、現在、幡多地域でございまして、これ、四万十町も含んだ幡多地域でございまして、高知西南地域公共交通協議会というものができておまして、広域的な視野に立つ中で、利用客の増進と利便性の向上、これはもうバスと鉄道の分野でございまして、21年度から実証実験を行っているところでございます。

ちょっと、今年度のものを紹介をさせていただきますと、宿毛市に関係したものは、土佐くろしお鉄道の始発及び終着の宿毛駅までの特急列車乗り入れ。それから、バスにつきましては、宿毛市関連では平田駅から幡多けんみん病院までのシャトルバス運行、こういったものを行っているところでございます。

そのほかのメニューを申し上げますと、地域公共交通サポータークラブというのを設立していこうじゃないかということが、今年度の予算も、この協議会の中で計上されております。

それから、広報とかPRを実施していこう。それから、「乗って残そう」のキャンペーンということで、これ、中村駅が中心になっておりますけれども、駅まつりであるとか、企画列車の運行であるとか、そういうものを予定をして

おります。

それから、これがいいかどうかは、ちょっと私も疑問のあるところもありますが、くろしお鉄道の定期券購入者にポイントを付与する。これをある量販店のところと提携をしまして、ポイント制をしていこうだとか、そういうものもありますし、あと、わかりやすい時刻表をつかっていこうというふうなものの印刷関係。

それから、くろしお鉄道を増便していただきたいということでの、お金の配付と、そういうふうなことです。

それから、あと大きなところでは、キャラクター車両を導入しようじゃないか。まあまあ、観光関係も含んで、キャラクターの車両を導入しよう。

それから、イベントで使用できる車両へ改修したらどうか。

例えば、私も提案しているんですけども、鉄道には、今、人と貨物、荷物です。それしか乗せてませんが、せめて自転車を乗せてくれないだろうかという話をしております。

我々でも、自転車が乗れば、ここから乗せていって、高知市内を自転車で走れるというふうな利便性もあるんじゃないかなというふうなこともあります。

それから、駅の券売機、無人のところの券売機能を高めようじゃないかとか、そんなような、いろいろメニューは出しているわけでございます。

それから、これは松浦議員のおっしゃる指摘のほうと、もう一つ、違った視点だと思います。これは、いわゆる公共交通、バスを存続させよう。くろしお鉄道を存続させようというキャンペーンのほうです。

これは、松浦議員のおっしゃるのは、やっぱり地域公共交通を確保しようというふうなことでございますから、もうちょっと違う視点かも

しませんが、一応、この紹介もさせていただきます。

そして、もう一つ、これ県全域で地域の公共交通を考えようじゃないかというふうな取り組みが、ことしなされました。ようやくでございますけれども、知事が主催をしまして、高知県公共交通の経営対策検討会、どうしても地域の公共交通を確保するためには、採算の問題がどうしても出てきます。

1人、2人が乗るバスでは、何とも採算がとれない。これを、じゃあ全部、税金で賄うかどうかというふうなところもありまして、実は、高知県公共交通経営対策検討委員会というのができまして、知事からの委嘱によりまして、一つ設置目的を申し上げさせていただきますと、県内の公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にある中、地域の生活を支える移動手段として、また本県の産業を支える重要なインフラとして、公共交通を将来にわたり維持、確保していく方を、知事の諮問に応じて審議するため、高知県公共交通経営対策検討委員会を設置するというものでございます。

これでようやく、宿毛市だけの問題もでございますし、また、県全体の公共交通を考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうな大きな視点であろうと思います。

この委員さんには、実は、私も指名をされておりまして、学識経験者で学校の先生方、そして高知商工会議所の専務さん、それから中小企業診断士さん。それから、国のほうからは、四国運輸局のほうから4名の方、鉄道の関係、バスの関係という形、自動車ですね。それから、市町村長では、高知、土佐、宿毛の市長と、いの町の町長が出ております。住民代表といたしましては、NPO高知市民会議の方お二人と、ごめん・なはり線を考える会の代表、そしてまた、高知のまちづくりを考える会の代表という

方。

それから、バスで2社、汽車で2社、3社でございますね。土佐電気鉄道、四国旅客鉄道、くろしお鉄道というところでございます。

やはり、根本的な形での問題を考えなきゃいけないんじゃないかというふうなものが、ようやくにして出てきているというのが状況でございます。公共交通機関の存続なくしては、住民の利便性の向上はないということで、根本的に県内の交通、隅々までをどうしていくかという議論も進めているところでございます。

学校の先生方は、いろんな情報を持っておりますので、その方々の情報、そしてまた、一般の高知市内の、いわゆる県都でございます。この利便さ、そして我々、地方におる者の、今、松浦議員がおっしゃったような、いわゆる買い物難民があるというふうなところを根本的に考えていこうじゃないかと。今は、スクールバスで代替と言っては何ですけど、スクールバスと一緒に、混乗という形をとらせていただいておりますけど、これをもう一つ、一歩進めて、例えば朝夕の送りだけじゃなくて、もう一つ、昼に。例えば、病院のある時間に、そのスクールバスを利用した形でできないかどうか。経費の問題も、もちろんございますけど。

こういったことを、真剣に取り組まなきゃいけない、そういうふうな路線をやっぱりつくっていくということも大切なこと。

それには、住民のニーズがどれだけ、どの時間にあるかというふうなことも、私は調査をする必要がありますし、ほとんどが病院だよとか、買い物だよというふうなことでありましたら、その買い物のためにどうやっていくとか、そういうことを考えていって、予算化をしていくということが大切だろうと思いますし、また、現在は、民間交通でございますから、これを公共交通が担ってもらっております。そういった

ところに、今、市からも補助金を出している状況でございますから、この補助金が有効に活用されているという形のバス運行というものを、チェックしながらやっていかなきゃいけない。

来年度予算に向けての取り組みも、今、聞かれましたけれども、やはりこういうことを、もっと具体化していかないと、ただ話だけしている、補助金出しているからちゃんとやってくれと、相手任せにするんじゃないかと、もう少し、みずから考えて、自分たち、住民がどういうふうなことを要求しているかというものを、やっぱり自分たちから交通関係者にお願いをしていく。そしてまた、こういうものに対して、補助金を出していくことに対しての、議会の御承認をいただくというふうなものが、私自身は大切だというふうに思っているわけでございます。

我々の地域、本当に日本の末端のほうの地域でございますから、非常にこの問題が顕在化していることは、もうここにおられる皆さんも、市民の皆さんも十分御承知のことだと思います。

どういった形で、我々行政として、この足の確保をしていくか、そういうことも非常に重要な課題というふうに、私はとらえておるところでございます。

また、議員の皆様方からも、具体的にこうしたらどうだというふうなことの、これによって解決ができるというふうなところがございましたら、ぜひ御協議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 若干、再質問をさせていただきますと思いますが。

広報の編集については、企画課が中心になって、いろいろなアドバイザーの意見も聞きながら、編集をしておるということでございます。

そこで、確認の意味で問わせてもらいますが、この「広報すくも」を編集するに当たり、市長

自身が書いた市長雑感についても、その対象になっておると思うんですけども、そのことについてお伺いいたします。

市民の皆さんから、いろいろ僕のところに届くのは、やはり公金を使っておるという部分で、市長の所見とか、私見とか、そこらあたりを、公金で使っておると。

公金で使っていることに対して、一定、疑問が出てきておるということでございます。

自身のことについて書くのであれば、ホームページなり、ブログ等で行うほうが、より自然かなという思いがいたしますので、この点についてもお伺いをいたします。

さらに、公共交通の関係ですけれども、先日、議会改革の調査特別委員会として、伊予市、並びに鳴門市へ調査にお伺いしました。

そういう意見交換の中で、両市とも公共交通の問題について、真剣に考えているようでありました。

伊予市では、デマンド交通システムの導入を計画しておりました。そしてまた、鳴門市は、現在の市営交通を廃止をして、将来的には、福祉部門も取り入れた方向での検討をしようとしておりました。

このように、全国的に地域公共交通体系について、取り組みがなされております。市長は、前に、私のこの問題について質問をする中で、デマンド交通システムの導入につきましては、住民の方の利便性とか、運行の効率等を調査する中で、研究してまいりたいと答弁をされておりますが、デマンド交通システムの導入について、どのような調査を今日までされてきておるのか。また、研究がなされたのか、お伺いをいたします。

また、高齢化が進む今日にあって、住民ニーズを把握する中で、時代の要求にあった、宿毛市にとって最適な公共交通のあり方について、

地域公共交通会議等による議論を含めて、検討していかなければならないとも言われました。

住民ニーズをどのような方法で把握しようとしているのかお伺いいたします。

住民の必要最低限度の生活路線の確保、及び利便性の増進について、協議することを目的として、地域公共交通会議が設置されておりますが、この会議の議論の中で、解決に向けて、どのような検討がされたのか、お示しをいただきたいと思っております。

そして、この構成メンバーに住民、地区長さんも入っておると思うんですけども、地区長さんだけではなしに、こうした地域で生活をする上で困っておる生の声を、この会議に参加をしていただいて、対策を講じることも必要かと思っておりますが、このように、実際に生活をされておる地区の皆さんを、代表をメンバーに加えることはできないものか、所見をお伺いいたします。

そして、地域公共交通の充実の必要性は、単に病院への通院とか、買い物対策等の移動手段の観点には限らんとおもうんです。

もう一つ大切な、本当に大切な側面があるのであります。それは、お年寄りの交通事故防止対策という観点であります。

公共交通体系が充実をしていない本市の現状では、日常生活をおくる上で、自家用車は必需品でありまして、お年を召した方が運転をされておるのを、多く見受けられます。これもいたし方ないことであります。

しかし、最近では、高齢者の交通事故が多く発生をいたしておりまして、交通安全運動において、高齢者の交通事故防止が重点的な取り組みともなっております。

公共交通が充実されれば、高齢者が車を運転する機会が少なくなり、交通事故防止につながるものと考えますが、市長の所見をお伺いをい

たします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えします。

広報のことでございます。

広報そのものは、公金使って作成しているのは、これは十分、皆さん御存じのとおりでございます。

私、先ほど申し上げましたように、自己宣伝ということではなくて、やっぱり公人たる市長が何を考え、何を思って、どんなことを思っているかは、皆さんに知らせるのは、これは先ほど言いましたように義務だというふうに思っておりますから。

だから、そういうことのみでございます。

また、私、あんまりホームページをつくったり何か、この能力がないものですから、自分でものを書くよりしょうがないというところがございます。メールなんかも、あんまり見ていひまというものが、あんまりない状況でございますので、そこら辺で、私自身は自己宣伝をしているわけじゃなくて、市長として思っていることを広報という媒体を使って、皆さんに知っていただくということが、私は大切だというふうに思っています。

それから、次のデマンドシステムとかの導入でございますけれども、デマンド交通システム、いろんなところでの導入事例がございます。

先ほども言いましたように、市長会報であるとか、交通セミナー誌だとか、そういうものもありまして、それから、今、四万十市で運用されております。

導入の方法と導入自治体、それぞれ、さまざまです。当市のように、行政区域が広くて、集落が分散した状況。

御存じのように、中心市街地を、今、空洞化しておりまして、外部へ向かっての買い物、量

販店が展開しているというふうな状況でございます。

こういった形で、導入する場合には、その運行経路が長くなったり、複数路線の設定が必要となってくるんじゃないか。そんなことで、調査しまして、現段階では、他にみあいの例はなくて、困難じゃないかなというふうなことを考えておるわけでございます。

これ、先ほど申しましたように、住民サービスにつながるように、四万十町を含む、先ほど、幡多全域で全体をとらえて取り組みを検討して、いろんな実証実験を今しておりますので、その中で、宿毛市に合う最適性というんですか、そういったものを見出して、協議をして、提案をしていきたいなというふうなことを思っております。

それから、公共交通協議会の委員でございますけれども、これは各自治体から住民代表、それから市町村長、それから高等学校長協会、それから交通機関、公安委員会、国土交通省、それから県、それから財団法人の高知県観光コンベンション協会と組織されておまして、いろんな意見を出し合った形で検討がなされているという状況です。

住民代表ですが、これは地区長連合会、それから社会福祉協議会、商工会議所等に所属される方で構成されて、広く皆さんの意見が反映された中で、検討がなされていると思います。

また、やはり住民ニーズの把握につきましては、公共交通のいってないところの地区の方というものは、非常に大切じゃなかろうかというふうに思います。

また、高齢者の事故防止対策というふうなものも出ました。この公共交通協議会の中でも、話題にもものっておりまして、高齢者の事故防止対策として、免許を返納された方に対して、格安の定期券なり、その乗車券なり、こういった

ものを発行するサービスを既に実施しておるところでございますけど、現段階での利用者が、今、非常に少ないということです。

別の視点からのサービスを、協議会の中でも、今、検討をしておると。どうすれば、高齢者すべての方が運転がもう不安定になっているというわけではございませんが、万が一のときのことを考えた場合に、御自分で判断をしていただかなきゃいけない。その免許返納とかですね。

そういったものの問題がございまして、そういった方々に、先ほどの話に出てますように、どうすればその方の交通器具といいますか、その方の足になっていけるのか、そういったものが、まだ把握がされてない部分があるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言いました、住民ニーズの把握というところ、そういうところがもう一つ、ちょっと弱いかなというふうなところがございまして、こういった形で把握をきちんとできて、その対策はとれるかということ、やっぱり考えていかなきゃいけないかなと、そんなふうに考えてます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 広報の関係ですけれども、ここで、私なりの意見といいますか、市民から届いた意見を申し上げ、改善を求めたところですが、市長の答弁を見ますと、この点については平行線になるかなという思いがいたします。

そういった市民の皆さんの声があるということ踏まえて、今後の掲載については、十分、気をつけた掲載をお願いをしたいというふうに思います。

それと、紙面の充実の関係で1点、提案をさせていただきたいと思っておりますけれども。

私たち議員が、ここで一般質問をする中で、市の考えなり、市長の考えなり等、現状につい

て理解をすることができるわけですが、1万部近く印刷されておるといふふうに思います、この広報。そうした面で、広報の中で、宿毛市の現状、少子高齢化の問題とか、介護の問題、医療体制の問題、そして税金の問題とか産業振興の問題、いろいろ課題があるわけですが、宿毛市の現状は、今、こうですよ。こういう実態ですよということを、市民に広くピーアールいたしますか、お知らせをするというか、そういった情報も、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

それと公共交通の関係ですが、これも、市長のほうから答弁をいただきました。知事のもとで委員会が設置されておるという中で、委員として任命をされておるといふことであります。

ぜひ、そうした会の中で、宿毛市の現状について、市長も一定、理解をしておるといふか、把握をしている部分があると思いますけれども、ぜひこの問題について、本当に住民の立場に立った宿毛市の現状を踏まえて、意見を述べていただき、還元をしていただくよう強く求めまして、一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、一般質問を行います。

先ほど、松浦議員からもありましたが、私の所属する議会改革調査特別委員会では、3月議会で設置されて以降、積極的な議会改革に向けて、議論を行っておりますが、今回、自治基本条例の制定と、議会改革をテーマに、7月29日に愛媛県伊予市、7月30日に徳島県鳴門市に行政視察をすることができました。

両市の先進的な取り組みを視察し、委員一同、大いに刺激を受けたところであります。

日常的に政策等の調査、研究には必要な資料、情報は各種の文献、インターネット上から収集

しますが、実際に該当施策を立案、実施する場合の課題、プロセス等は、実際に行って、見て、聞かないとわからない点がたくさんあります。

そうした意味で、行政視察の意義は、大変大きいものがあると思います。

この行政視察で学んだことをきょうの主なテーマに、質問に入ります。

初めに、自治基本条例についてであります。

今回、行政視察に訪問いたしました伊予市では、制定済み。鳴門市では、その策定が最終段階になっておりました。

この自治基本条例の制定する自治体がふえている背景は、2000年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権がスタートし、従来は国、都道府県、市町村、住民の関係は縦の関係でしたが、この地方分権により、国、都道府県、市町村が対等の立場になり、地方自治体は独自で決定できる範囲がふえ、自立性を持つ地方政府としての位置づけを持つことになりました。

この地方主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や、議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は、極めて重大になり、地方主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民がみずからの住む地域を、みずからの責任でつくっていくという、責任の改革であり、民主主義そのものの改革であるとされております。

住民や首長の、議会のあり方や責任も変わっていかねばならないとされております。

全国共通のガイドラインというものが通用しなくなり、自治体でそれぞれの地域事情にあわせたまちづくりについて、明確なルールが必要となり、全国の自治体で自治基本条例が制定されております。

地方分権一括法の施行から10年を迎え、現在、国においては、地域のことは地域に住む住

民が決める、地域主権を早期に確立する観点より、地域主権戦略会議を内閣府に設置して、この6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定するといった状況になっております。

地域分権が進展する中で、自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めていくための本市の自治の基本ルールとなる自治基本条例が必要であると考えているが、その必要性和、これまでの取り組みについて、お聞かせ願いたい。

次に、総合計画策定についてであります。

先ほどの自治基本条例においても、行政運営の原則として、総合計画の位置づけを適切に規定することによって、総合計画が実効性のある、有効な計画になると思われませんが、この総合計画について、昨年の9月議会においても質問させていただきましたが、当時は新計画策定の工程と手法はまだ決定していない。現計画を検証する中で、知恵を出し、工夫をして取り組んでいくと答弁されておりましたが、本年度、次期計画の策定が始まっていると思われませんが、4点ほど質問したいと思えます。

1つ目として、現行の計画の検証について、どのような反省点、問題点があったのか。

2つ目として、次期計画策定の工程、手法について、どのような策定計画になっておるのか。

3つ目として、通常、この総合計画の策定には、大変な時間を要するものであり、本年度、あと半年となり、年度内に基本構想、基本計画、実施計画、すべてを策定可能なのか。

4つ目、最後として、今回の策定で、市民ニーズ、及び市民の意識をどのような方法で把握するのかをお聞かせ願いたい。

次に、行政評価システムについてであります。

この行政評価と説明責任も、自治基本条例に市政の運営の原則として各地の自治体の条例に組み入れられております。

伊予市においても、第14条、行政評価とし

て執行機関が行う事務事業などを、妥当性、有効性、効率性の観点から評価し、成果志向の行政運営を目指すとされております。

そして、第16条説明責任として、執行機関は政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果について、市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならぬとされております。

本市の行政評価に対して、以前、一般質問を行った際には、庁内での評価に終わっており、本当に公平、客観的な評価がなされているか、市民目線に沿った行政運営となっているかといった課題はあると答弁をいただきましたが、その後、当市の行政評価について、どのように改善されているのかをお聞かせ願いたい。

また、市民にもわかりやすい説明責任について、どのように取り組んでいるのかをお聞かせ願いたい。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

平成22年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

高知県全体の結果については、県教委より説明資料が公表されておりますが、この報告によりますと、小学校では全国平均に、今回、到達いたしまして、平成19年度からの正答率の伸び率は全国6位となっております。

中学校では、全国最下位レベルではありますが、はっきりとした上昇傾向が見られ、正答率の伸び率は全国1位の結果であり、県教委の教育改革の取り組みが成果としてあらわれる結果となっております。

質問紙調査についての課題は、保護者や地域とのかかわりについては、全国平均と比較するとまだ低く、ここに課題があると報告されておりました。

宿毛市のこの全国学力・学習状況調査について、宿毛市教育委員会として、どのような分析

をされていて、どのような課題があり、その改善策についてお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

自治基本条例の件でございます。いろいろ行政視察に行ってきた、実際に見てきていただいたということで、的確な御質問だというふうに、私は思いました。

今城議員の言葉の中に、全国共通のガイドラインというものは、もう今は効力を発揮しないということにおいては、私も非常に今、感じているところでございます。例えば東京の人口がたくさんいるところと、宿毛市と同じものであるかといったら、また全然違う。

だから、政府もそういった対応をしていただかなきゃいけないのは、今の世の中になってきているんじゃないかなというふうなことも思います。

それから、自治体、分権一括法なんかで、国も県も市も対等という形、これにつきましては、庁内でも県と対等にわたりあって物事をやっていくということが非常に大切だというふうなことで、これまでも取り組んでおるところでございます。

自治基本条例、最初にさきのほうに制定した飯山市でしたっけ、ああいったところ等の条例もいただいたり、インターネットでとったりして、勉強もさせていただきました。

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例でございます。現在、その条例を制定する自治体がふえていることも承知しております。

私どもも、いずれこの自治基本条例たるものをつくっていかなくちゃいけないかなというふうな思いは持っているところでございますが、条

例を制定した自治体の内容を拝見をしておりますと、市民の権利とか、市民の参加、それから協働、住民投票などについて、定められているケースが多いような気がいたします。

現在、当市の取り組みでございますが、条例の内容に即した形では、市政の情報発信としての毎月の広報であるとか、住民の意見を市政に取り入れる方法として、年に1回の市政懇談会の実施を初めとしまして、個人の方へは、電子メールの活用とか、市役所玄関にもボックスを設置しまして、市役所への御意見を賜るということにはなっております。

また、各種の施策に対して、パブリックコメントとかアンケート調査を実施もしてきましたが、市民の方々の御意見が少ない状況でございます。これ、現実ですね。

それから、こういったことを考えますと、行政に対する関心がいま一つではないかというふうに感じております。こういうことを言うと、おまえたちの宣伝が足りないんだというふうな、情報公開が足りないんだということを言われるかもしれませんが、いま一つ御意見が少ないかなということは思っております。

基本条例の制定でございますけど、先進地では、通常、2年ほど要する、多大な事務作業であるというふうに思っております。

現在の当市の状況を考えますと、自治体と市民との関係でございますが、各種の法律、条例でおおむね担保されているんじゃないかなというふうに考えますので、今現在、あえて基本条例を制定する必要はないんじゃないかなというふうには考えていますが、これから国と地方の役割分担というものは、明確になってくるのではないかなというふうに、また明確にしていたかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、私自身も思っております。

こういった形で、明確化されまして、地方分

権の推進が急に進むというふうな変革期でもあるというふうに、私は思っていますので、引き続き自治基本条例についての調査研究、いわゆるいざというときにこの条例がきちんと発行できる体制で取り組まなきゃいけないかなと、そんなふうに考えておるところでございます。

次に、総合計画の策定でございます。総合計画、実はまだ計画そのものができ上がっておりません。案がですね。

策定に向けた取り組み状況でございます。現在、全計画の策定手順であるとか、実施計画で掲げられている事業内容等について、調査検討を行っている段階でございます。

今後の計画策定に当たっては、昨年の第3回の定例会で答弁しておりますが、審議会形式による方法を考えておりまして、工程につきましては、現段階でこうこうですという、現実のことをちょっとお示しづらいところがあります。まだお示しできませんが、本年度内に作成できるように努力をいたしていきます。

また、市民ニーズの把握方法につきましては、ホームページとか、広報に掲載するなどで周知を図るとともに、必要な項目については、パブリックコメントを求めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、計画を策定することが目的というわけじゃなくて、やはり計画に基づいて、それを実施していくことが大切だというふうに思っておりますので、この総合計画、実現可能な計画づくりに向かって努力していきたいというふうに考えます。

次に、行政評価システムでございますが、これの運用状況につきましては、以前から担当課での評価を予算編成に反映させるという形で行っていますが、内容につきましては、見直しを行いながら実施しています。

見直し内容としましては、現在は新規の事業

が少なく、多くの事業が現状維持という評価となっております。調査票の作成について、職員の事務量の負担が非常に多くなっております。

また、単純に数値での評価が困難なものもあることなどの理由から、22年度当初予算から、継続事業については各担当の方向性を示した上で、事業ごとについて見直しを行ったかどうか、見直しを行った理由、行わなかった理由などを記載する様式に変更しております。

評価につきましては、まず、担当課による自己評価を行いまして、総務課、財政のほうでございますが、総務課による内部評価を経まして、市長が最終判断をするという形で実施しております。

外部評価につきましては、現行の議会による決算審査において、事業に対する評価も受けております。第3セクターによる評価、今のところは考えておりません。事業評価表の利用に関しても、内部での予算編成についての利用のみでございますので、公表は行っておりませんが、行政評価の結果を反映させたものが予算の提案となっておりますので、説明はできているのではないかというふうに考えております。

しかしながら、行政評価システムについては、今後も事業評価の精度の向上、活用方法の検討は必要と考えておりまして、評価対象事業、評価方法等につきましては、見直しを行いながら、市民目線に沿った、よりよい行政運営に向けて実施していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

今年度の学力・学習状況調査は、新政権下の民主党の方針によって、昨年での悉皆調査、すべての学校で調査を行う方法から、抽出により

まず調査方法と、希望によりまず調査方法の2つの調査方法で実施をいたしました。

県が公表をいたしました調査結果につきましては、抽出による結果報告に基づくものであります。宿毛市におきましては、抽出調査の学校数が大変少ない状況でありました。それで、より正確を期すために、抽出校以外の学校でも実施をいたしましたので、その8月末に希望実施の調査の結果も届きましたので、両方の結果をあわせてお答えをいたします。

大きな傾向といたしましては、小学校におきましては、調査開始以来、国語、数学ともに全国平均、もしくは全国平均を少し下回る程度で推移をしておりましたし、それから、今年度につきましては、十分、全国の真ん中くらいには位置をしております。

それから、本年度も例年と同様でありますけれども、少し改善が見られたかなという程度にあります。

中学校におきましては、県と同様、昨年度までは年を追うごとに改善が見られておまして、全国平均を少し下回る程度となっておりますけれども、本年度におきましては、国語、数学ともに全国平均を、残念ながら下回らして、特に数学に課題が見られました。

特に、応用であるとかいう問題で、少し子供たちがつまづきが見られたのではないかと考えております。

それから、学力向上の対策方法といたしましては、全県下的には「早寝・早起き・朝ごはん」のスローガンを策定をいたしまして、基本的な生活習慣の確立であるとか、教員の指導力の向上、これは授業改善の取り組みということにつながるとは思いますけれども、取り組んでまいりました。宿毛市におきましても同様であります。

また、宿毛市におきましては、特に重点目標

といたしまして、「宿毛の子は人の話を目で聞ける子」というスローガンをつくりまして、学習規律を確立をいたしまして、子供たちが真剣に、学習に取り組める環境づくりを推進をしてまいりました。

具体的な取り組みといたしましては、県の事業であります教科のミドルリーダーの育成事業であるとか、中学校の数学、英語の授業改善プロジェクト事業であるとか、それから算数、数学の単元テストの実施であるとか、学習シート等の活用、宿毛市の教育研究所が主催をしております研究主任会とか、中学校の教科担当者会、それから各教科の研究会での授業にかかわる研修会等を実施をしてまいりました。

校内研修の中でも、西部教育事務所等の指導主事を招聘をいたしまして、外部の目も入れながら、授業改善を進めてまいりました。

各校においても、基本的な学力の定着のために、全校一斉で行う読書活動であったり、計算、漢字等の時間を設定する、帯タイムで、こまをのけまして、教育カリキュラム以外に帯タイムをつくりまして、計算、漢字等の時間を設定するなどの独自の取り組みも行っております。

その他、家庭学習、宿題につきましても見直しを図るとともに、生活点検等を年間数回、実施をいたしまして、規則正しい生活の定着を図れるように取り組むをしてまいりました。

こうした取り組みにより、これまで一定の成果を見られておりましたけれども、今年度は、先ほど申しましたように、中学校においては、全国との差が開いたことにつきましては、大変残念に思っております。これから、できるだけ早く、調査結果を細かく分析調査をいたしまして、授業で十分理解が足りなかった部分を、しっかりと把握して、授業の改善を図ったり、それから放課後の加力学習等を実施する中で、復習等の対策を講じまして、今までの取り組みを

再点検をする中で、危機感を持って学力向上の取り組みを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、若干、再質問をさせていただきます。

自治基本条例についてですが、おおむね現行の条例で網羅されているので、その必要性は薄いような答弁に聞こえました。

ほかの、あとの質問の総合計画、行政評価について、それをどのように行政は運営していくのかと。担保された条例はないと。

やっぱり、行政運営の原則として、総合計画、行政評価があって、それをしっかりと市民にも説明責任を果たして、やっていきますよというふうな、自分はその運営の原則について、書かれたものが少ないので、自治基本条例も必要じゃないかと思ひ、提案をしております。

今までの職員は、本当にガイドラインに、国、県から与えられたガイドラインに沿って、忠実に仕事をするのは得意中の得意なんですけど、みずから考えて改善していくということは、非常に弱い。やはり、これからは地方が自由にできるんだから、自分たちで考えて、自分たちのまちをよくしていくような、そういう職員をふやして、そういうスキルが高い職員をふやしていくかないかん。

それで、その成果をしっかりとはかって、どうだったかということの評価していく行政システムも必要です。

現在の状況は、少し後退しているんじゃないか。答弁で、少し前向きなことも、語尾のほうでありましたけど、しっかりとやっていくというような答弁が欲しかったと思ひます。

自治基本条例についての再質問は以上です。

それから、総合計画についてですが、どうもほかの市町村を見ておりますと、この計画には

2年ぐらいかけて、練りに練った計画を、市民と一緒につくっております。

あと半年では、もう絶対にできません。

総合計画は、何年後には、これを実現していきますという市民の現状を踏まえたものを、改善していく工程表でございます。予算編成にもリンクしていかないかん。それが今回、切れてしまう。

切れてしまうといっても、前の計画は、そんなに活用されていない。規律式で、展開できないような計画、これが問題あるという検証も反省もされていない。

プラン・ドゥー・プラン・ドゥー、チェックとアクションがない。そういう計画です。

もう、せつかくつくんだったら、本当にいいものをつくっていただきたい。時間をかけて、市民との審議会形式もいいですけど、本当に市民の声を聞くような計画をつくっていかなくやいけない。それが、現在の職員で、少し荷が重たいようでしたら、コンサルティングを受けてもいいと思ひます。これは無駄なお金じゃないと思ひます。学ぶことも必要だと思ひます。

その点について、再質問をいたします。

それから、行政評価についても、新規事業が少ない。継続事業が主だから、少し省略したように聞こえましたけど、職員の荷が重たいということもありますけど、しっかりとした、その成果主義を検証していくのは、この行政評価システムですので、新規事業をするかしないかの判断ではなしに、その事業が適切かどうかの成果度を図るものですので、省略しちゃいかん。しっかりと図っていかないかんと思ひますが、その辺を市長、再答弁お願いします。

以上です。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

自治基本条例、後ろ向きの答弁をしたつもりはございませんが、条件を許して、先ほども申し上げましたように、地方と国、県なりの役割分担というものが、私、ここに、ポストについてから、ずっとそれを思っているんですが。

地方分権、分権といいますけど、県のほうから来るのは、全然、何か権利がないようなものばかりというふうな、ほとんど年に1回もあるのか、3年に1回あるようなものぐらいしかありません。

だから、国は何をして、地方が何をやるんだということが、やっぱりこの役割分担と一緒に、非常に大切な時期で、これからどうしてもそうなってくると、私は思っております。

国会のほうで、いろいろ国の役人であるとか、国会議員のほうで、いろんな事業仕分けなんかもしておりますし、そういったものがこれから具体的に出てくるのかなど。我々も市長会を通じて、こういったものは、市の役目じゃないか、県の役目じゃないかとか、そういったものも、少しずつ言ってきたわけでございますので、やはりそこら辺の役割分担を、しっかりした上で、この基本条例というものを定めていこうかなというふうな気持ちが強かったものですから、今、今城議員がおっしゃったような、行政運営の基本原則なんだというところを、少し表にしっかり出してない答弁であったとは思いますが。

これから、この自治基本条例につきましても、やっぱり職員のこともありました。私のスローガンが、庁内的には、やる気で知恵出し一工夫してくれということ、ずっと言ってきたわけございまして、そういったものを、いわゆるガイドラインをこわしていく、そういった、何のために我々、行政をやっているかということ、やっぱり考えていただきたいという部分がありまして、そういったスローガンを、ちょっと出しているわけでございます。

自治基本条例につきましては、本当に行政面の基本原則、これ、けど原則つくって守れないのでは何ともならないというふうなこともございますので、しっかりしてできるものを条例化していく。

この条例に盛り込むべき事項については、それぞれ、いろんなところの例文というものがございまして、それを盛り込んだ形のものの、自分なりの案的なものは、一応、あるわけなんですから、ございましてけれども、やはり皆さんの中で、いろいろな案を出していただくというものが大切かなというふうな状況でございます。

先ほどの答弁につきましては、ちょっと引込んであるんじゃないかなみたいなことをおっしゃられました。これは現状を正直に申し上げさせてもらったということでございます。

それから、総合計画については、おっしゃるとおりの、もう何年もかかっているというふうなところでございます。ただ、これにつきましては、現状の計画については、それを検証しながらという部分もございまして、ダブっている部分もございまして、そういったもので、そのダブっている部分を、今、検証しながら、それを計画案としてまとめていこうと。

本当に、職員の中でできなきや、コンサルに任せてもいいんじゃないかという御発言ございましたけれども、私自身は、コンサルというのは、外部の人たちに任せるといふか、これが市内の方ならまだいいかもしれません。外部の、市外の方のコンサルに任せるといふふうなことは、少し、今までやってきた経緯から、自分たちで考えて、自分たちで物事をつくっていくということが大切じゃないかなというふうなことで、外部といったら職員に悪いんですけど、国土交通省からも職員を入れたりして、こういった意見を入れながら、手法としてもいろんなものを、彼らにも少しずつものを言ってもらいな

がら、検証しているつもりでございますから、できるだけ頑張っけてやっていきたいというふうに思いますので、ぜひまた、今城議員のほう、また議員の皆様方にも、いい知恵、こんなのを計画にしたらどうだとか、そういうものを入れていただければありがたいというふうに思います。

先ほどの話では、やっぱり、しっかり頑張っけてつくれというふうなことだろうというふうに思いますから、頑張っけてその総合計画を策定するように努めてまいりたいというふうに思います。

行政評価にしてもしかりでございます。一応、今のある現状を壊すというばかりじゃなくて、いいものは伸ばして、やはり要らないものは省いていくというのが、評価をしていくべき、一番頭の中にある根本的なことだろうというふうに思います。

先ほども申しました、やっぱりやる気でやらなきゃ何ともなりませんので、やる気で、知恵もある人たち、皆さん、知恵あると思いますから、こういったことをしながら、自治基本条例、総合計画、そしてまた、行政評価というふうなもの。また、ほかのものもいろいろ、多々あります。そういったものに、全部生かしていきたいと、このように考えます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） しっかりとやるという答弁から、あとの再質問はないわけですけど、我々議員もしっかりやらなければならない。この自治基本条例についても、議員提案の政策条例も可能です。いろんな勉強をしてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、一般質問をいたします。

心はだれにも見えないけれど、心づかいは見える。思いは見えないけれど、思いやりはだれにでも見える。温かい心も優しい思いも、行いによって初めて見える。

灼熱の太陽の照りつけるこの夏、ふと見つけたかそけき涼風を感じることできたある紙面の文字でした。

脱藩の道を駆け抜け、土佐人からただの日本人となり、さらにさらに地球の半周をも駆けるほど走り走って、日本のために、日本を救うために大仕事をなし遂げた、思いを行いによって示してくれた愛すべき龍馬をまねようなどと、そんな大きなことを言うつもりはありません。ただ、ちょっぴりでもいい、毎日、毎日の中に、子供の中に、大人同士の中に、いいところ、ほめてあげたいところを見つけをするという心づかいをしていったらなど、あつてはならない文字、いじめ、自殺、虐待の文字を目にするとき、一筋の涙とともに、ついつい思ってしまうこのごろです。

前段の長きことをおわびしつつ、その前段の思いにつなげて、1点目、手話の普及について、市長へお伺いいたします。

私どもの社会には、働き盛りの大人もいれば、小さな子供、高齢者も、また病気や障害のために、何らかの支援が必要な人、本当にいろいろな人々が生活しています。

そのいろいろな人々が、社会を構成する一人として、対等かつ平等に、自分の望む生活がで

きる地域社会こそが、当たり前前の社会、ノーマルな社会であるという考え方、1950年代の終わりにデンマークで起こったこのノーマライゼーションの考え方は、やがて障害者福祉の基本理念として、世界の国々に支持され、日本においても、昭和56年国際障害者年を契機に、障害の有無に関係なく、人として尊重され、ともに生きられる社会を築いていく活動の大切な柱として、行政、民間レベルともに啓発、普及してきたのです。

このたび、当宿毛市において、手話奉仕員養成講座が開催されることは、聴覚に障害を持つ方々への理解、コミュニケーションの機会の増加につながるという点からも、意義ある事業だと考えます。

平成14年、15年に実施されてより、今回まで休講となっていた講座ですが、せっかくの今回の開催、多くの参加者による充実した講座であってほしいと願っています。

単に「広報すくも」への掲載のみで終止することなく、学校関係、PTA関係、医療関係、ボランティア団体等へポスター掲示も含む周知への活動を展開していただきたいと思います。

また、市の職員の方々も、多数、受講していただけたらと願われてなりません。

市庁舎を訪れる視聴覚障害の方々、手話にての対応、コミュニケーションをとる意味からも、手話に通じた職員が多数いてくれることは心強い限りですし、市民への簡単な手話指導にも当たってもらえるという、素晴らしいことにもつながってくるのではないのでしょうか。

社会福祉協議会への委託という形であっても、実施を決断された、市として手話の普及についての思いをお伝えください。

2点目、花へんろウォークの今後について、市長へお聞きいたします。

宿毛のへんろ道を知るための市民講座的意味

と、道案内させていただくというお接待の意味、また、世界遺産化への意識の高揚を図る意味などを内蔵したへんろ道ウォークが、市教育委員会の積極的な、温かい取り組みのもと、市のイベントとして、出発させていただき、今年度3回目が実施されようとしています。

1回目、平成20年度は、市民対象にて、同年11月、延光寺より観自在寺方面の長短2コース。

2回目、平成21年度は、市外の方々へも募集の幅を広げ、150名ほどの参加者にて、観自在寺より延光寺までの1コースにて実施されました。

延光寺にては、御住職初めお寺の皆様が完歩された一人一人をお迎えいただくという、心のこもった姿。80歳を超える御婦人が完歩の感激に涙する姿等々、多くの感動場面が今もまだ脳裏に新しく残っております。

私も、1回目はショートコースへの参加を、2回目は所属しております商工会女性会員として、延光寺にて豚汁、ぜんざいのお接待をという形で参加させていただきました。

今回、3回目となる花へんろウォーク、1回目、2回目ともコースと内容に変化がありました。今回の実行の決定は承知しておりますが詳細については把握ができておりません。今回のウォークの内容、また、今後の続行という視点からの方向性等、ウォーキングの今後について、現段階でお伝えしていただける内容について、お話いただきたいと思います。

続きまして、3点目、潮干狩り場の再生への取り組みについて、市長へお尋ねいたします。

坂ノ下あたりから小筑紫、湊方面の海岸沿いの干潟に、いま一度、アサリ掘りのにぎわいをという骨子の質問をさせていただいてより、2年ほど経過いたしました。

その間、春、各地でアサリ掘りに興じる大人、

子供の楽しい行動を目にするとき、宿毛も必ず、この取り組みに花咲くときがくるとの思いを胸に持ち、またの質問の機を待っておりました。

しかし、この8月、千葉県習志野市の干潟の一部で、連日の猛暑で海草のアオサが大量に腐敗し、アサリやヤドカリなどが大量死していたことが、東邦大学の調査で判明したというニュースを知るに及び、今議会で一度、取り組みの状況をお聞きしようとの思いにて、質問項目に入れさせていただきました。

前回の市長のお答えは、アサリを放流して、そこで潮干狩りができることは、家族団らんともなるすばらしいこと。漁協、漁業指導所、PTAとも話し合いを持ちつつ、稚貝の入手先の検討等もする中で、できるだけ実現に向けて考えていきたいというものでした。

この干潟を再び、生きた潮干狩り場として蘇らせていくためのきょうまでの取り組みを、今日までの取り組みを、お答えできる範囲、お願い申し上げます。

次に、4点目、子ども議会の再開について、お尋ねいたします。

平成13年11月、この議場にて中学生による子ども議会がもたれて以来、この議場に子供たちの高らかなる意見発表の声は響いておりません。

平成19年9月議会において、第2回目の子ども議会の実施をと一般質問にての提案という形をとらせていただきましたが、学校の計画やニーズを把握して、校長会で話し合いを進めながら検討していく旨の、教育長よりのお答えのまま、今議会の迎えてしまいました。

この議場にて、思いや意見を発表することが、子供たちにとってどれほどの力、効果となるかはわかりません。しかし、少なくとも、この場にて発表するという経験を持つこと、また発表

する子供たちの言葉に真摯に耳と心を傾ける市長、教育長初め執行部、我々議員という大人の姿を、逆に子供たちの目から見たとき、決してマイナスの印象を味わうことはないと思います。

今、余りにも命が軽視され、口にすることすら辛い子供たちの悲しい現実があります。子供たちの声を、思いを聞く場は、これでもういいという限界もなければ、決まった形もないはずです。

今のこの社会の中で、生きていかなければならない子供たちが、現実をしっかり目を向け、心に宿した思いを思いっきり吐き出し、その場の一つにこの子ども議会がなってくれればと願われます。

再開に向けてのお考えを、市長、教育長にお伺いいたします。

1回目、最後の質問となります5項目め、有害図書等有害環境の浄化活動について、教育長へお聞きいたします。

今、情報化社会や生活習慣というものは、我々大人が過ごした思春期とは全く異なった環境にあるといっても過言ではないと思います。

夜遅くまでの塾通い、インターネットや携帯電話の普及、深夜営業の書店、コンビニエンスストアの増加等々、青少年に有害な情報を手に入れる機会がふえております。

そして、それぞれの分野において、さまざまな問題、課題が生じていることも事実です。子供はまねぶ、つまりまねをして育っていくという条理を考えたとき、大人のあり方が問われることは言うまでもないことですが、大人の中に問題が山積しているゆえに、浄化活動に苦慮するという実情にあるということも伺えます。

しかし、青少年の健全育成のためには、青少年を取り巻く教育環境を整えていく責任が、大人にはあるはずです。

今回は、多くの課題の中から、青少年にとっ

て有害と解される雑誌を初めとする図書類、図書の自動販売機に限っての質問とさせていただきますが、書店等への対応、児童生徒へのかかわりの状況など、青少年育成センターの活動を中心軸にした教育委員会の浄化活動について、お伝えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田都子議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、手話の普及の件でございます。今月号の「広報すくも」にも、4ページに掲載をさせていただいております。

聴覚障害の方との交流促進と、手話の普及啓発のため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講座を、10月よりでございますが、宿毛市総合社会福祉センターで開催することとしています。

これ、週1回ということでございますけど、詳細、週1回が何曜日なのかはちょっと書いていなかったと思いますけど、今年度、それから来年度ということで開催をされるわけでございます。

講座は、今年度の、先ほど申しました入門課程でございますね。今回が、これは35時間。来年度が、基礎課程ということで、45時間行いまして、修了者には修了証書を交付しまして、高知県の開催する手話通訳者養成講座への受講資格が与えられるということになっているわけでございます。

手話奉仕員を養成することによりまして、広く市民へ手話を広めていくとともに、聴覚障害の方が市役所に来られた際にも、御迷惑をおかけすることのないように、職員の積極的な参加も呼びかけてまいる予定でございます。

手話というのは、日常的に使わないと、なかなか講座を受けただけで、そのときには、多分、

頭の中、体が覚えていると思いますが、なかなか、ずっと使つとかないと、すぐ忘れるような部分もあるようでございます、私が聞いているところによりますと。

これからも手話通訳だけでなく、日ごろからの見守りとか、声かけなどと、いざという時のためには、日常の地域づくりというのものも、非常に大切というふうに考えておりますので、聴覚障害の方を含めた地域福祉の向上に取り組んでいかなければならないかなということを考えておるわけでございます。

それから、非常に、きのう、災害のための防災訓練をやったわけでございますが、記憶に新しいのが、ことしの2月でしたっけ、チリ地震のときですね。あのときに、サイレンとか、防災無線とかで呼びかけはしますけど、海岸にいる人たちが、まず逃げなかったというところがございます。

これは、聴覚に障害をもたれているのかどうか、ちょっとこれはつかめておりませんが、サイレンとか、防災無線が聞こえない人だっているじゃないかという御指摘を受けました、その後、すぐにですね。

やはり、そういったところの方々に対しては、今後、登録をさせていただいて、例えばメールを直接送るだとか、そういう対策をしなきゃいけないということで、取り組んでまいりました。これは、一つの、いわゆる災害時における聴覚の不自由なの方々に対して、災害、いわゆる防災が起きた旨を、即知らせてあげなきゃいけない。これは、非常に大切なことだというふうに思っております。

警報なんかが、全然聞こえない方ですね。

テレビを見てれば、テレビにテロップが流れますから、それはわかると思うんですけど、やはりそういった方がおられるということ、きちんと把握した上での防災対策もするという

ことも、非常に大切なことだというふうに思います。

また、聴覚ばかりじゃなくて、目の御不自由な方もおられます。そういった方々につきましては、災害時の要援護者台帳、そういった台帳にも登録をしていただきたいなというふうに思っております、登録していただいた方には、それなりの対応を図って、周知するということが必要だというふうに考えておるわけでございます。

次に、花へんろウォークの今後ということでございまして、有田議員が先ほど申されました、1回目、2回目ということなものですけど、実は、私どもは、1回目が、ことしやったのが1回目だというふうに認識、本当はしています。

前回、一番最初にやりましたのは、延光寺から観自在寺のほうへ行くというルートでございました。

これで、1回、試行をやったわけでございまして、その延光寺から観自在寺へ行ったときには、いわゆるお接待の心といいますか、そういうものは観自在寺まで行って、宿毛のボランティアの方々に行ってもらってやるというわけに、なかなかいかないんじゃないかということで、本格的には、私ども、第1回と言っているのは、逆打ちの観自在寺までバスで行っていただいて、そこから帰って、延光寺でお接待をいただいたということで、これが全体としての、宿毛市のへんろウォークかなというふうに思っているわけでございまして、結構、ことしの1月ですか、しましたときには、非常に南国市とか宇和島市とか、そういったよそからの方々もお見えになりまして、それでその後、だるま夕日も観賞に行きましょうということで、ちょうどその日はだるま夕日が出た日でございましたから、ウォークとだるま夕日を市外の方、市内の方にも楽

しんでいただいたというふうな状況でございました。

ふだん歩くことのないようなへんろ道、特にうちの場合は、今回は観自在寺からこっちへ来るときは、松尾峠を下る、のぼりよりもくだりのほうが、非常に辛かったんじゃないかなというふうに、私自身は思っておりますけど。

やはり、沿道の片島中学校であるとか、満倉小学校であるとか、そんな子供たちのかわいらしいお接待とか、延光寺での婦人部の方々がおぜんざいとか、豚汁とかで、非常にお接待を受けたということで、大変うれしかったというふうな感想もいただいております。

私どもがいう第2回でございまして、来年の1月16日に行う予定でございまして。

これ、第1回、ちょっと1回、2回がずれると思いますが、ことしやった観自在寺から延光寺までの28キロのコースだけを、ことしやりましたが、来年の1月16日は、より多くの方に参加していただきたいという思いで、もう1コースを設けまして、宿毛市総合社会福祉センターから貝塚のへんろ道を経由しまして、延光寺まで歩く、これは約13キロぐらいでございまして、この短いコースも新たに加えることとしているということでございまして。

また、今議会で予算計上をしておりますが、地元出身のソプラニスタの岡本知高さんのコンサートを、前日の1月15日、土曜日でございまして、ここで実施をいたしまして、コンサートとウォーキングをあわせて宣伝していこうと。ポスターとかチラシを作成しまして、皆さんに広報して、全国的に知名度のある岡本さんでございまして、四国内にあるファンの方にも、宿毛でのウォーキングに参加していただきたい。

音楽を聞いていただく、コンサートの岡本さんのファンにもウォーキングをやっていただきたい。また、ウォーキングに来られる皆さんに

も、岡本さんのコンサートにも参加していただきたいというふうな、ダブルのことを思っておりまして、全国に向けて幅広く広報したいというふうに考えております。

これがまた、宿毛市のPRにもつながっていくんじゃないかなというふうなことでございまして、今後も健康づくりはもとよりでございますが、へんろ道文化に対する理解と関心を高めていただいて、そのよさを再認識する機会として、宿毛花へんろウォークを継続していきたい、このように考えております。

次に、潮干狩り場の再生への取り組みでございます。私自身も前回、答弁したと思っておりますが、できる限り、この潮干狩りをするのはいいことだというふうに思っておりまして、実現をしていくといいなというふうなことは思っております。

全国的に、アサリの漁獲量は減少しているというふうに報告されておりました、高知県の主な漁獲場所は、須崎の浦ノ内湾と、高知の浦戸湾でございまして、浦ノ内湾内では、過去の新聞報道も出ていましたように、ここ数年は、極端な不漁でございまして、深刻な状況になっていると聞いておるわけでございます。

宿毛市でも、以前は伊与野川の河口とか、松田川の河口におきまして、皆さんで潮干狩りにぎわっていたということでございますけど、アサリがほとんどとれていない状況でございます。とれても、もうほんの小さいことだというふうに聞いております。

アサリ資源の減少は全国的でございまして、地域ごとにその原因はさまざまではあるというふうに聞いておるわけでございまして、一説には、ナルトビエイという、エイによる食害。それから、人による乱獲、それから海水温の上昇によります環境悪化など、はっきりした原因が究明できていないのが現状でございまして、宿

毛湾でのアサリ減少の理由についても、解明できていないのが現状でございます。

高知県の水産試験場が、浦ノ内湾でのアサリ稚貝の調査とか、漁獲量の減少に関する調査を行っておりまして、これらの情報については、宿毛漁業指導所などと連携をして、情報収集を行っている状況でございます。

試験放流も担当課において検討はしたようでございますが、放流場所とか、放流後の管理体制などの問題がありまして、現実には行われておりません。

また、松田川河口とか、伊与野川の河口において、アサリ資源を把握するために、課の中の職員、担当課の職員によりまして、実態調査を実施しましたが、伊与野川の河口においては、1個もとれませんでしたということです。

それから、取るほうが悪いというわけじゃないとは思いますが、1個も、そのときはなかったということです。

それから、松田川河口のアサリも、全く捕獲できませんでしたが、ここではタイワンハマグリに似た大型の二枚貝が数多く捕獲できまして、松田川河口では、そのアサリにかわって、この大型の二枚貝が多く繁殖しているんじゃないかということが、そのときの実態調査でわかったということでございます。

アサリが生存できる、我々のこの海岸にあるのかどうかということは、非常に、今から見きわめる必要があるんじゃないかと。稚貝の放流とかいうこともありますけど、そういった中では、本当にもう生存できる環境にあるかどうか。

例えば稚貝を放流したとしても、それが育たなきゃ何ともなりませんし、その稚貝を放流したら、それだけで育ったけど、次は全然だめだったとか、いう話になると、何ともなりませんので、来年度から、宿毛漁業指導所と連携をしまして、伊与野川河口でのモニタリング調査

を行う計画をしております。

モニタリング調査の結果を解析しまして、原因が解明できて、アサリの成長も見込まれる条件が整えば、直接放流によるアサリ資源の増産も可能ではないかなというふうなことも考えられますので、宿毛市ふるさと寄附金を活用したりして、ふるさとの郷愁を感じる事業と。咸陽島潮干狩り事業など、取り入れて実施したいなというふうなことを考えておる状況でございます。

いずれにしましても、とれないというところが、どういう原因があるのかというのが、なかなかつかめていない。海岸線では、宿毛湾全体が磯やけ状態にございますし、やはり藻場が非常に少なくなっておる状況でございます。

私自身も、今ある宿毛湾港の防波堤に、人工の藻場育成ということを県のほうにもお願いして、やってもいただいておりますけど、やはり魚の生きる藻場があるとか、磯焼けが解消されるとか、そういうものがないと、なかなか、アサリにしてもやっぱり海のものでございますから、そこら辺がとれるようにならないんじゃないか。これはもう、私の素人考えでございますけど、海の再生というものは、非常に必要になってくるんじゃないか、そういうふうなことを思っているわけでございます。

次に、子ども議会についてでございます。

有田議員おっしゃった、子供たちにみずからの思いを多くの人前で発表する機会を提供することは、大変有意義なことではないかというふうには思っております。

その方法の一つとして、子ども議会を開催することも考えられますが、開催するに当たっては、教育委員会とか、学校現場での調整が必要であろうというふうに考えますので、その調整がついて、例えば子供の代表がここに来て、何か発表するとか、いろんな、我々に聞くとか、

いうふうなものがあれば、子ども議会への参加については、私はやぶさかでないというふうに思います。

ただ、学校現場でのいろんな調整がきちんとならないと、なかなか難しい面もあるかもしれません。ここはまた、教育長のほうから説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の子ども議会の再開についてという一般質問にお答えをいたします。

この件につきましては、平成19年、議員から御質問をいただきまして、市内の小中学校の校長先生と意見交換をしてみりました。

私も、子供たちがこの議会で、議場で、自分の思いをしっかりと伝え合う中で得られるであろう、いろいろな力を得られるであろう、そういうことについては、十分、十分というか、大切なことだと思っておりますし、有意義な体験活動になろうと思えます。

しかし一方、今現在、ゆとり教育からの転換という国の方針を受けまして、必要な時間数を確保しなければならない現状の中では、子ども議会を開催いたしましても、参加できますのは、一部の児童生徒であります。

その反面、議会を開催するまでに、子供たちはもとより、先生方も一定の準備が必要でありますし、また、先ほど申しましたように、現在の厳しい教育課程を編成をする中で、その時間を確保することにつきましては、かなり困難な状態であるという意見が、学校現場から多く出されております。

子ども議会の開催につきましては、先ほど来申し上げてますように、有意義なものであると、私も考えておりますけれども、児童・生徒会活動を一層充実をさせ、その活動を通じて、自分

たちの伝える力を向上させるような取り組みを進めるほうが、時間的なことも考えて、いいのではないかという意見も、学校現場から寄せられております。

議員御指摘のように、昨今のニュースの中には、虐待等により、子供たちが犠牲となる痛ましい事件や、子供たちからのいじめ信号を、大人たちが見落としてしまったことにより、大切な命が絶たれるといったニュースも報道をされております。

学校現場においても、子供たちの状況を敏感にキャッチをし、子供たちの思いを十分聞き取ることの大切さを、しっかりと認識をしていただき、宿毛から悲惨な犠牲者が出ないように、学校現場のほうにしっかりと要請をしまいたい。

子供たちの意見発表の場の確保といたしましては、校長先生からの意見の中にもありましたように、児童会、生徒会活動や、人権作文発表会であるだとか、弁論大会などの取り組みをいたしておりますので、それを充実してはどうかという意見が出ております。

また、教育委員会としても、子供たちの思いを聞き取る方策といたしまして、学校等とも調整の必要があると考えておりますけれども、例えば、私どもが学校に出向いて行って、子供たちの意見交換の実施を試みるのも一つの方法ではないかとも考えております。

いずれにしても、子供たちの思いをくみ取ること、そういう活動につきましては、教育委員会としても、大変大切なことであると認識をしております。

今後とも、校長先生、教職員とも意見交換を行いまして、学校現場や子供たちに負担の少ない、よりよい方法で模索をしまいたい、こんなふうに考えております。

続きまして、有害図書等、それから有害環境

の浄化活動についての御質問でございますけれども、有害図書等の自動販売機の販売につきましては、市内で2カ所、確認をしております。

高知県青少年保護育成条例第9号において、自動販売機を生業とするものは、青少年の健全な育成を阻害をしないよう、設置場所及び管理方法について、配慮することに努める旨の規定はありますけれども、現状の法令の中で、市の教育委員会が設置業者に有害図書等の販売規制を要請をするということは、かなり難しい問題であると考えております。

設置をされている2カ所につきましては、定期的に宿毛市の青少年育成センターの職員が見回りをしております。

今後とも継続して、巡回等の活動で取り組みをしていきたい。

そのほか、いろいろな方法があれば、それも検討をしまいたいと考えております。

市の教育委員会の取り組みといたしましては、高知県青少年保護育成条例の第8条に、有害図書の販売は青少年が有害図書を閲覧、購入等ができないように努める旨の規定がされていることから、これまでも宿毛市の青少年育成センターの職員が、コンビニであるとか、書店などの販売店を個別に回って、子供への有害図書が販売、閲覧等のされることがないように、協力の要請をしまいたい。

現在、有害図書等が不法に投棄されることを防止をする目的で、回収箱として赤ポストならぬ白ポストの作成を、宿毛工業高等学校の生徒たちに自主作成のお願いを、そういう活動のお願いをしております。

完成後につきましては、市内に設置をいたしまして、有害図書の適正な回収に努めることにしております。

今後とも、宿毛市青少年育成センター職員の見回り等によって、子供等が有害図書等を購入、

閲覧することがないような、適正な対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、再質問をいたします。

5項目にわたります一般質問に対する御答弁、ありがとうございました。

全体的に前向きな取り組みの心を感じられて、敬意を覚えます。

1番目の手話の普及についてでございますが、これは、私自身も今回、この手話の講座に参加させていただき、たとえそれが入門段階だけでも、参加させていただきたいという思いを持っておりますが、本当に今、御答弁にもありましたように、もちろんさまざまな、それぞれの御障害をお持ちの方、その方に対しての、いろいろな、こういった一つの手段ということに対して、コミュニケーションを図る、そして地域で交流を持つための手段というものに対して、力を注いでいくことも大事でありましょうけれども、あくまでも日ごろの地域の触れ合い、地域の支え合い、そういう思いやりを持った目で見守っていく、そして交流をしていくということが、基本になるということをお答弁にもありましたけれども、本当にそれと表裏一体で、なしていかなければならないことだと思いますが。

この手話につきましては、先日も奈半利のほうで、小学校のほうへ手話サークルの方が出向いて行って、その手話の大切さをお教えなさる。そして、手話のことをお伝えしているニュースもありましたけれども、やはり聴覚に障害のある人の中からできたものです、手話は。ですから、本当にコミュニケーションをとる場合に、大切なものであると思いますので、今後ともその、今回だけに終わらずに、継続して続けてい

っていただきたいという思いもあります。

また、今、御答弁にもありましたように、職員の方々にも、参加するように促すということをお伝えいただきまして、非常にうれしく思っておりますが、本当にそういった形で、いろいろな方が、自由な形で、本当に平等な形でコミュニケーションをとってける世の中になったらという思いでおります。

いずれ私、手話のほうの講座に入らせていただいて、またそこでいろいろ思うことありましたら、質問という形をとらせていただく日が来るとは思いますが、今回、この点に限りまして、1項目めにつきましては、再質問はさせていただきます。

2点目の花へんろウオークの件でございますが、本当に、一番最初は、市民の講座的な意味ということもありまして、道の勉強ということもあったので、正式の花へんろウオーキングというものは、市長申されますように、私がとらえております2回目が1回目という、そういう形になるかとも思います。そこは私のほうが訂正させていただきますが。

その花へんろウオークの件について、本当に職員の方々、皆さんも本当に御協力いただきまして、すばらしい1日を、せんだっても送れたわけですけれども。

この中で、お接待のことについて、再度、ちょっとお聞きさせていただきたいと思っております。

お接待は、実はこの1回目ですか、この花へんろウオーク、市長のおっしゃる1回目の延光寺のお接待については、映画「はりまや橋」を商工会女性会が受けさせていただきまして、その余剰金と申しますか、収益でもって160食の豚汁とおぜんざいをお接待させていただきました。

つまり、市民の皆様が御観賞いただいたもので、市民の皆様の御浄財でさせていただいたと

ということにもなるわけですが、労作は、労働というんですか、おつくりさせていただいたのは、商工会女性会10名ほどでございましたけれども、今回、私どもも会をもちまして、この花へんろウオークが続く限り、世界遺産に向かって運動、動きを進めている商工会女性会として、この花へんろウオークのお接待は、責任を持ってやっていきたいということを決議、決めておりますが。

その中で、材料的な面、いろいろ経費的な面については、余りこの場で、そういうことを出すのははばかれるんですけれども、一度、きちっとそういったことの内容でわかっている点、お接待についてわかっている点がありましたら、さらにちょっとお伝えいただきたいことと、この今回、岡本さんのコンサートをされる、前夜祭的にされるということ、それはすばらしい試みだとも思いますが、これは常に、これから後も、花へんろウオークの続く限り、こういうセットの形でたれようとお考えなものなのか、そのあたりもちょっとお聞きしたいと思えます。

それからまた、ちょっと前後になりますが、この花へんろウオーク、今、2回続いておりますが、これから後も申しますが、子ども議会などのように、一度あって、また長い間中断してというようなことではなくて、しばらく、ここ四、五年のスパンで見た場合に、しばらくこの花へんろウオークを続けていこうという計画性がおありか、その点についての御答弁を、2項目めについてはお聞きいたします。

それから、3点目の潮干狩り場の再生ですが、本当にいろいろと御研究もなさって、御努力もいただいているということも伺えたわけですが、温暖化はますます進んでまいります。本当にことしの暑さというものは、常識では考えられない暑さになっておるわけですが、

そうしたときに、これからさらによく研究して、調べてということが、なかなかその期間、いつかは断を下さなければならない。いつかは、もしその稚貝を放流するとかいう事業をするものとするならば、いつまでも研究を延々と続けていくのは、一方、温暖化がこれだけ進む過程の中では、やはりそれを全くあきらめてしまわなければならないときがくるかもしれませんが、そういった意味で、もし可能性があるものなら、スピーディーな取り組みに当たってほしいというのは、私の思いであります。

早急なる、またそして熱心なる、いろいろな研究をなさっていただいて、ぜひともこの潮干狩り場が本当に市民のための体験のできる家族団らん場としたい。市としてもしたい、その思いがおありなら、取り組みにスピーディー性を持たせていただきたいという思いがあるわけですが、

そういった、もし決定というか、この段において、潮干狩り場に取り組む家庭で、ここで本当に取り組んでいくという、そういう時期については、また市民、また我々にもきちっとお伝えいただくことができるかどうかということも、またちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、次の、子ども議会でございますが、19年のときの質問の後のお答えと同じような形のお答えをお聞きしたような気がするわけですが、本当に、大人は今、子供の心を、もっと、本当にこういう、小学3年生で、これは口にするのは辛いですが、自殺ということが、小学3年生です。

そういう、本当に時代、こういうことがあること、日本はどうなってしまったのか。私は、本当に、毎日の新聞に、子供が命をはかなくする記事が、本当に多くあります。

子供たちは、言いたいこといっぱいあると思うがですよ。二、三歳、3歳、親に捨てられて

亡くなった子供たちが、本当に、もししゃべれるなら、言いたいことが山ほどあると思うんです。いっぱいいっぱい、子供の中から。

ですから、この今の御答弁は、あくまでも学校のカリキュラム、つまり忙しさだとか、先生方サイド、そして父兄とは言いませぬけれども、学校が、教育委員会サイドのお考えの御答弁と、思えて仕方がないのですが。もちろん、このごろ、ゆとり教育から学力、学問中心というんですか、カリキュラム中心になってきたことも、私も把握してます。

先生方が忙しいこともわかっております。その忙しさの解消のために、長野県では、教育委員会主催の研修会を一切やめて、子供を見詰める時間を持とうというように動いているところもあります。

そういうふうなことで、とにかく、私自身、先生方の忙しさ、大変さもよくわかりますけれども、今まで、私が質問させていただいたのは、子供をとにかく見てくれ。見てほしい。子供の心を見詰めてほしいということを、再三、いろんな形で質問にも出させていただきましたが、そういった意味で、一度、その教育委員会や先生方、校長会だけの判断ではなくて、子供たちに、この子ども議会をやることについて、どう思うかを持っているか。子ども議会についての認識というものに対して、子供に投げかけていただけないでしょうか。一度。

そして、別にこの場が、特別にそれだけが意味をなすということは、先ほども申したようにあるとはわかりませぬけれども、こちらでまた、放送もあります。世の親たちに言いたい、世の親たちに言いたい。地域の大人たちに言いたい。先生方に言いたい。そして、友達に言いたい。

友達に言いたい。仲よくしようよ、言いたい。そういう子供たちの胸を、この議場で発表するという機会を持つことが、私はどうしてそれほ

どちゅうちょすることがあるのかと思えてなりません。

現実、一度、ここで本当に私たち聞かせていただいたときは、子供たちの親を見詰めるしつかりとした姿勢の声をしっかり聞くこともできましたし、私は、この議場で一度、ぜひ立ててほしいという思いがあるわけでございますけれども。

今、ここですぐにお答えはいただけないと思いますけれども、ぜひ一度、この子ども議会について、子供たちに投げかけていただけないかと、そういうことを一度、ちょっとお聞きしたいと思います。

今すぐここで、どうしてもやってほしいという押し問答をしていくのは、また前回の熱中症のときと同じような形になるかとも思いますけれども、もう少し期間の中で、子供たちにも投げかけてほしいということをお伝えさせていただきます。

それから、有害図書等有害環境の浄化活動について、見回りとかもろもろ、浄化活動には努めているとありますけれども、その見回りをしたときの子供たちの状況といえますか、その有害図書にかかわった子供たちの状況というものが、何か見受けられてはないのかということの御報告を欲しいと思います。

そして、その有害図書の自動販売機であります。教育委員会としては、これを撤去の方向にいくというお覚悟はありませんか。そのことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

最初、花へんろウオークの件でございますが、四国八十八カ所を世界遺産にという取り組みは、四国の商工会議所等いろいろと、皆さんが取り

組んでおられることは、重々わかっております。

うちもその一端、88分の1を担うわけでございますから、これが世界遺産登録したということでありましたら、ありましたらと言うより、ある前に、いろんな条件を整備をしなきゃいけないということもわかっております。

その条件について、婦人会の皆さん方がいろいろ御努力されているということも、十分承知しております。

そのお接待費の費用の負担ということでございますが、ことし1月にやっていただきました、これ、ぜひ女性会の皆さんには、昨年はその映画の収益ということ、ボランティアしていただいたわけでございますけれども、これは当初予算に、材料費だけでございますが、計上しておりますので、それを使ってやって、ぜひ婦人部の皆様が、参加される方々に少しでも楽しい思いをしていただけるように、また今年度もお願いしたいというふうに思っております。

それから、これにかかわる話でございますけど、花へんろウオークをやるについて、やはりへんろ道が草ぼうぼうであるとか、標識もないとか、そういうふうなことじゃあ、また困りますから、事前には担当のほうで、今回も事前に一度歩いていただいて、標識が曲がってないだとか、変な道に行ってもらいと困りますし、それから、道が危なくないとか、そういうふうなことについては、事前に調査をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、これは今回、岡本知高さんとのコンサートとセットということで、宿毛を売っているわけでございますけど、いつもセットでいくのかという御質問でございます。

岡本知高さんも、世界じゅうを駆け回って活躍をされておりますから、ことしは、呼びかけましたら、この日で十分間に合って、そしたらセットでいこうという形になりました。

できましたら、セットで毎年やっていただけると、本当はいいんですが、なかなか、いつも、毎年セットというわけには、なかなか相手の都合というものを確認しておりませんので、ここで、はい、毎年やりますということには、なかなかならないと思いますが、岡本知高さんのコンサートは、ここ宿毛市が生んだ世界的なソプラニスタでございますから、単独でも、ぜひ定期的な公演にさせていただければありがたいなという思いは持っております。

これもまた、岡本知高さんのほうとの折衝ごとになるかと思えますけど、そういう思いではおります。

それから、花へんろウオークを一、二回限りかという話でございますけれども、これはもう、やっぱりずっとやっていきたいと。花へんろウオークとして始めて、1回、2回やるわけでございますから、これを1回、2回やって、はい、さようならというわけには、なかなかいきませんし、宿毛の売るチャンス、市外の方々が今、こうやって2回目のときはふえておりますから、そういうふうなことを考えますと、ぜひ、その時期にだるま夕日と一緒に売っていくということも含めて、できればこれを定例化していきたいなという気持ちでおります。

それから、次に、潮干狩りの件でございますから、すぐ取り組んでくれと申しまして、先ほど申しましたように、やはりすぐ稚貝を放流して、それが死んでしまうような状況だったら、何ともならない。何のためにお金を投入するか。稚貝を購入するにも、やはりある程度の予算が要りますので、そのときには、やるべきを知らせるとおっしゃいましたけれども、これはもう、議会のほうにお諮りして、ぜひ稚貝放流のお金を計上しないと、議会の承認を得ないと、実施できないものでございますから、できましたら、今の漁業指導所とかのお話をさせていただいて、

稚貝を放流して、多分、大きくなって、皆が取れるんじゃないかというふうな、ある一定の確約と申しますか、そういったものがいただいた時点で、ぜひ皆さんに予算化を諮りたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

また、先ほど申しましたように、じゃあ、それを放流して、来年もそのままいけるのかというふうなことも、やっぱり必要なことだろうと思います。

すぐ取り組みというふうなお話だったものですけど、できれば、漁業指導所等のお話し合いの上の中をもって、できましたら、稚貝放流をやってみようという決断のときが来ましたら、すぐに予算化をするお願いを、議会にもしておきたいというふうに思います。

それから、子ども議会のことでの御発言がございましたので、教育委員会への投げかけもあろうかと思いますが、私も、それでは大人の、先生のお話だけでもいいんでしょうけど、それは学校の中において、子供たちの意見も聞いてみるというの、いいんじゃないかなというふうに思います。

また、それもやっぱり、ある一定、先生方が御指導のもとにやっていかないと、子供だけの判断ということも、なかなかいかないんじゃないかなというふうなことは、私としては思います。

また、学校現場を掌握する教育委員会のお話も聞かなきゃいけないと思いますので、あとは教育長のほうからお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に、子ども議会の開催の件でありますけれども、それに関連をいたしまして、今の子供の心が疲れている。その様子をしっかり

と、教育委員会も学校も認識をしてほしいというお話もありましたけれども、私も校長会の、毎回の校長会、月に1回の校長会がありますけれども、学力向上の取り組みもそうですけれども、心の教育の対応について、いつもお願いをしております。

その中では、道徳教育の充実ということで、それはマナーであるとか、それから規律だとか、そういう修身のようなことも大事であるけれども、やはり子供の琴線に訴えるような教材を活用しての話し合い活動であったりだとか、それから、先生の体験であったりだとか、やっぱり疲れている子供に心の栄養を与えるような活動をしてもらいたい、そういう話は、いつもしております。

それから、学校現場の先生に、子供の状況について、把握をしてもらいたい。アンテナを高く張ってもらいたい。きょうは、お父さん、お母さんにしかられて、しんどい思いをして学校へ来たと。お父さん、お母さんがけんかをして、夕べから辛い思いをして学校へ来たと、いろいろな思いを持って、家庭を連れて、子供は来ておりますので、いつもはきつい言葉でも耐えられる子供が、きょうは心にそんな栄養がないので、ちょっと自暴自棄になったりだとか、心の弱い子は疲れてしまって、友達に対して涙ぐんだり、言葉のちょっとしたことで涙ぐんだりして、しおれていくということもありますので、そのことにつきましては、校長会等で、それから学校等、学校訪問の中でも、いつも指導をしておりますので、その点はよろしく願います。

それから、子ども議会のことですが、確かに子ども議会の中で、自分の思いを発表する。これは言いたいことがあるので、いろいろ出てくるかもわかりませんが、やっぱり子ども議会。子ども議会で話をする主な目的は、やっぱり自分の思いを自分の言葉で、しっかり

した表現力で相手に伝える。説得する心、コミュニケーション能力を身につける、それが第一義的だと考えております。

この中で、自分の思いを伝えて、自分の気持ちがわかってもらいたいという素直なことは、なかなか出にくいのではないだろうか。それはまた、違う場所でやるほうが効果があるのではないかと、僕は思っております。

この中でも、いろいろ自分の言いたいことを議会の皆さんに聞いてもらうということもあるかもしれませんが、やっぱり内面的なことは、余り人に話しにくいことがありますので、友達の中でしっかりと聞いてもらう。そういう取り組みも並行しながら、確かに心の中で、心の中にいっぱい、日ごろためていることを発表するというのも大事でありますけれども、そういうこともあわせて、指導もしていきたい。

それから、子供にそのことを、アンケートとか、意見を聞いたかどうかということもありますけれども、校長先生とも、学校の皆さんとも、意見も聞きながら、私が独断先行的に子供の意見を聞くというわけにもまいりませんので、学校の先生の意見も聞きながら、やらせていただきたい。

教育委員会が子供の意見を聞いてやるということはいかがなものかと。みんなの先生が、ある程度、それを受けてくれるようであれば、学校現場の意思も大切にしながら、実施していきたいと。私は、決して後ろ向きな考えではないので、先生や子供たちがやる気があるならば、市長も話をしてもらいましたように、ぜひ、子ども議会をやったらどうかという考えでもありますので。再度、19年度とは、先生方も随分、メンバーかわりましたので、先生方の意見を聞かせていただいて、私の判断でやっているということではありませぬので、御了解をお願いします。

それから、もう1点、見回り等で、どういうことが気がついたかということですが、自動販売機の見回り等に、中学生がいたことが、その近所に中学生がいたことが、1回あったということで、注意を、学校にも連絡をして、子供たちも連絡をしたと。注意をしたと、そういう事実がありました。

それから、先ほど、自動販売機を撤去することはどうかということですが、先ほど申しましたように、なかなか教育委員会が自動販売機を、業者とかけ合って撤去させていくというのは、なかなか難しいと思いますので。なかなか、商売ということもありますので、ちょっと考えさせてください。ちょっと、私の意見では、難しいと思います。私一人の判断では難しいと思いますので、皆さんに協議をしていただいて、対応していきたいと、こういうふうに思います。

それから、自動販売機で、いろいろなものにならないものを購入するということもあるかもしれませんが、もう一つは、ネット上で購入するということもあって、これが根深い、大変、対応の難しい問題である。そのことが、自動販売機から買うことよりも、数も多くて、対応が難しいといわれておりますので、そのことについては、学校、保護者等をお願いをして、取り組みをしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） ちょっと、先ほど、市長のお話もありましたけれども、再質問した折の私の言葉、ちょっと誤解されていると思うんですが。

すぐ今、即、いろいろなことを考えずに、もう放流という形に持って行って、事業に取り組んでほしいというようにおとりになられたかもしれませんが、そうではなくて、いろいろな実情、そして研究、もろもろに生育が可能

かどうか。それをお調べになることに取りかかることを、早急に、より詳しく、そういうことに取り組んでいただいて、そしてゴーというサインが出るころに、また、やろうというときに、またお知らせいただきたいという意味のことでございました。

そういうことで、前向きのお取り組みのお答えをいただきまして、その時期を本当に待っております。

それから、おへんろの点で、私が本当にお聞きするのを漏らしておった面もあるんですけども、道の修理とか、そういった、草の清掃とかを心がけてくださるということに対して、ありがたく思います。

それから、子ども議会の件ですけれども、あくまでも教育委員会がみずから学校に出向いて、教育委員会と対子供たちとの話し合いで、子供議会をどう思うかとかいう、そういうことを言っているわけではございません。あくまでも、教育委員会から学校へお知らせいただいて、そして学校から、きちっと子供たちの、本当に思いを聞いてほしいということをお伝えしたわけでございます。

それで、これはちょっとあれですけれども、フィンランドは本当、子供を真ん中に、社会の軸の真ん中において、社会をつくっていかうという、本当に子供に優しい社会づくりの率先を、トップを走っている国ですけれども。

ここでは、家庭や保育園や学校では、要望や意見を次々と質問する子供に対して、大人が、子供だから黙っておけとか、頭ごなしに対応するのではなく、根気強くこたえている光景は、少しも珍しくない。それが至るところで見られているとあります。

こうして子供たちは、幼いときから大人たちとのやりとりを通じて、自己の尊厳を築いていくと、そういうことも、私、目にしましたけれ

ども、本当に、今言ったように、子供の心が弱っているとかいうよりも、二、三歳の子供、かぎを閉めて出ていって行く大人を、その中学生、高校生も大人を見ているんです。大人社会を見ている。大人の今の姿をいっぱい見ている。

自分はもちろん、いじめに直接遭ってない生徒かもしれないけれども、いじめの子供をかばおうとして、かばいきれずに死んでいく子供たちの情報を知っているんです。

ですから、今の世の中に、いろんな矛盾や物事に、不合理に対して、子供たちは、それほど幼くもばかでもありません。しっかりと、我々、むしろ大人が子供から学ぶべきことはたくさんあるわけです。ですから、子供たちが、ここで、議場で物おじして言わないだろう。一部の人のだけの代表だろう。それは、そうではないと私は思っております。

みんなで話し合ったことを、ここで話す。議員も16名の議員が、市民の皆さんの声を受けて、ここで発表させていただいているわけです。ですから、今、ここでまたこの押し問答になってもあれでございませけれども、どうか、学校を通じて、子供たちがこの子ども議会に対して、どういう思いを持っているのかということ、ぜひとも一度お聞きいただきたい、それをお願いしたいと思います。

また、時間をおいて、できることなら質問させていただきます。

それから、自動販売機の件ですけれども、今、本屋さんで、本当に大人の、アダルトというんですか、大人の本に対しては、きちっとフィルムをして、フィルムというか、セロハンで包んで、奥の特別のところに区分けしております。

しかし、店頭で、コンビニなどが、その境のような、私も余り見たことはないんですけども、ちょっと子供には見せたくないような雑誌が、無造作に置かれているというようなこともあり

ます。

いろいろそういう基準にするには、何ページ、卑わいなとか、残虐なシーンとか、何ページある本に限るとかいう、一つの基準があるようですけれども、そういったことで、ぜひとも、今回はいろいろ、ネット、もちろんいろいろあると思いますけれども、先にもおことわりしたように、図書販売機に関しての質問ということで振らせていただいておりますけれども、その点についての、子供に悪影響のないような、これからの見回り、もろもろ、書店へのかかわりをしていただきたいと思います。

ともかく、本当に温かく生きていきたい。本当に子供たちをこれ以上、悲しい思いをさせることのない世の中づくりを、みんなでしていきたい。ただそれが、私の毎日の心をとらえていることとございます。

これ以上の質問はいたしません、本当に御答弁、いろいろありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（寺田公一君） この際、15分間休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、第3回宿毛花へんろマラソン2011について、お伺いをいたします。

平成21年3月22日に第1回宿毛花へんろマラソン2009を初めて開催をし、平成23年3月20日、日曜日に、第3回目の宿毛花へんろマラソンが開催される旨の広告を、「広報すくも」の8月号で見ました。

その「広報すくも」の中で、今まで、1回目、2回目と実施をしていました5キロ、3キロの種目を廃止し、新たに10キロの種目を設けるとの記載がありました。

また、今までフルマラソンの募集人員についても、1,000人、1,000名でしたが、今回から1,500名と500名も多く募集枠を広げております。

そこでお伺いをいたします。

どうして3キロ、5キロの種目を廃止し、新たに10キロの種目を設けたのか、お伺いをいたします。

また、フルマラソンについても、募集人員を1,500名に増員していますが、第3回宿毛花へんろマラソン2011の目標人員についても、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、宿毛市立学校施設整備等基金条例について、お伺いをいたします。

平成9年に宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例が制定をされています。設置の趣旨は、平成9年に兵頭健吉氏から、宿毛市立宿毛小学校図書館の図書の充実を図るために寄附された2,000万円を、円滑かつ効果的に運用をし、基金の運用から生ずる収益を、宿毛市立宿毛小学校図書館の図書購入費に充てるものであります。

平成20年3月に、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例を、市内すべての小中学校の教育振興や、施設整備に活用するために、全文を改正をし、新たに宿毛市立学校施設整備等基金条例を制定をしております。

そのときの基金の活用方法については、小中学校15校への自動体外式除細動器AEDの購入のためとお聞きをしております。

宿毛市立学校施設整備等基金を取り崩し、AEDを購入したのかどうかをお伺いをいたします。

次に、現在の宿毛市立学校施設整備等基金の運用方法はどうかを、あわせて伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛花へんろマラソン2011の件についてでございます。

1回目、2回目と実施しました内容と、違ってきておりますことにつきまして、これ、実行委員会のほうで決定した事項が、今回、8月号のほうに載っております。

まず、答弁をする前に、第2回、第1回も含めてでございますが、宿毛花へんろマラソン大会につきましては、市民の皆様の御協力をいただきまして、無事に大会を実施できたことを、改めてこの場をかりてお礼を申し上げます。

現在、第3回の花へんろマラソン大会へ向けて、取り組みを進めております。実行委員会のほうで、この要綱を定めたわけでございますが、これ、後の定員の関係にも影響してきますが、ゲストとしては、宇佐美彰朗さん、それから千葉真子さんをお招きすることが、ほぼ決定をしております、これを広告、要綱にもうたえるということになっております。

全国から、できるだけ多くのランナーの方に参加していただきたいというふうを考えておりして、またぜひ、第3回大会につきましても、市民の皆様の御協力をお願いを申し上げます。

それでは、まず、1点目の種目の変更でございますが、実行委員会決定されました。

これまでの2回の大会では、フルマラソン、そして5キロの部、3キロの部の3種目で開催してきたわけでございます。

それは、それまで行っておりました正月のロードレースにかわる大会として、フルマラソン

とあわせて5キロの部、3キロの部を継続して実施いたしましたわけでございます。

第1回大会では、高校生、中学生、小学生の参加について、第1回大会を盛り上げていただくために、各学校や関係団体にもお願いを申し上げ、5キロの高校生の部に43名、3キロの部に143名の参加をいただき、一定の人数を確保することができました。

しかしながら、第2回大会につきましては、5キロの高校生の部が15名、3キロの部が97名と、大きく減少しまして、高校生や小中学生の積極的な参加が少なく、時期的にも、学校として取り組むことが難しく、参加者を確保するのが非常に厳しい現状でございました。

また、一般ランナーの声として、5キロよりも10キロ、あるいはハーフを走りたいとの意見が多くありまして、このような現状を踏まえて、他の大会等も参考としまして、実行委員会の中で、いろいろ協議した結果、第3回大会では、5キロの部、3キロの部を廃止し、新たに10キロの部を設け、フルマラソンと10キロの2種目で開催することといたしました。

次に、参加者でございますが、第3回大会では、フルマラソンの定員を1,500名としております。最終目標では、今までの900名ということでございますので、ここを上回る方々が3回大会では来ていただけるのではなかろうかというふうなことも含めまして、1,500名まで来るとするのは、なかなか難しいかもしれませんが、せめて1,000名以上というふうな思いを持っております。

これには一つ、仕掛けがございまして、先ほど申し上げましたゲストランナー、ゲストを有名な宇佐美さんと千葉さんということで、既に広告にもうたうことができました。

それと、今まで来た方々に、実は来年もぜひ、来ていただきたいということで、ある仕掛けを

しておりました、その皆さんが、多分、ランナーをまた連れてきていただけるだろうというふうなこともございます。

それから、1,000名という定員にしたとき、1,000名以上がお見えになったとき、受け入れできないということがございます。そういったものの枠取りというふうなものも含めまして、一応の目標を1,500名。採算性の問題もございますし、たくさん来ていただければ、採算も非常に助かるというふうなこともございまして、この1,500という定員ということを設定したというふうなことでございます。

私のほうでも、いろいろ小学生、中学生がどういった大会が年度、いわゆる年間であるかということも、ちょっと調べさせていただきましたら、この一覧表、ちょっとございますが、こういった形で調べたら、4月から2月までの間ですけれども、小中学生の幡多地域だとか、この市内大会だとかで、15回ほど大会がございます。このマラソンを除いてですね。

そんなこともありまして、小中学生の大会は、この辺の大会で担保できるのではなかろうかというふうな判断もしたということでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

宿毛市立学校施設整備等基金条例についての御質問でありますけれども、平成19年度に、宿毛市の教育環境の充実を図ることを目的といたしまして、兵頭健吉氏が、母校であります宿毛小学校の読書活動の充実のために、御寄附をいただいた資金を、宿毛市内の子供たちのために活用させていただくことはできないか。兵頭健吉氏の御遺族に相談を申し上げましたところ、快く御承諾をいただきました。

しかしながら、当時の基金は、宿毛小学校の

図書購入の財源のみに使用可能でありまして、かつ原資を取り崩さずに、運用益のみで活用できるものとなっておりますので、平成20年3月に議会の議決をいただきまして、宿毛市立学校施設整備等基金条例に改正をさせていただいたものであります。

平成20年度におきましては、学校現場における子供たちの安全対策を図るために、市内の全小中学校にAEDの整備を行う事業を実施するために、その財源として活用をさせていただきました。活用することといたしました。

別途財源を確保することができるようになりましたので、結果的には、基金を取り崩してはおりません。また、その後、宿毛市立学校施設整備等基金の運用状況につきましては、条例改正前と同様に、利息分のみを宿毛小学校の図書の購入資金として充当をさせていただいております。

平成21年度の実績といたしましては、金利が低い状況が続いておりますために、預金利息が3万6円となりましたので、3万円を宿毛小学校の図書の購入費として、残りの6円を基金に繰り入れをいたしております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をいたします。

まず、第3回宿毛花へんろマラソン2011についてですけれども、5キロ、3キロの種目を廃止した理由、並びに10キロを設けた理由について、市長より詳しい説明を受けました。

確かに私も見てみる中で、1回目よりも5キロないし3キロについては、参加人数のほうが増加しております。

でも、5キロについては、さほど減少はしてないんですよね。7名ぐらいしか減少してないので、3キロ、5キロを思い切って廃止した理

由が、ちょっと、学生が参加するのに、ちょっと不便であるとか、そういうこと以外では、ちょっと考えられないんですけれども。

まだ2回しか行ってない宿毛花へんろマラソンですので、実行委員会で決定をして、3キロ、5キロをやめて10キロに移行した経緯がありますので、今からとやかく言う必要性はないと思いますけれども、先ほど申しましたように、やっぱり参加者を目標数値までに走っていただくような、いろいろな工夫をやっぱりすべきではないかと僕自身は思っていますので、今回、10キロ、フルマラソンと2つの種目になりましたけれども、募集、フルマラソンについては1,500名、10キロについては300名でしたか、これぐらい、目標数値を高くもって、10キロのほうを新たに設けたわけですから、300名に近い人数の方の参加をできるような方法を、いろいろととっていただきたいと思います。

先ほども市長から話がありましたけれども、宿毛ロードレース、以前やっていたレースを、これもやめた経緯として、参加者が減少したために、この宿毛花へんろマラソンに移った経緯がありまして、そのとき、宿毛ロードレースは10キロ、5キロ、3キロと3種目がありまして、10キロについては、採用されずに3キロ、5キロについて、宿毛花へんろマラソンで移行した経緯があります。

それで、先ほど、市長から答弁がありましたので、了としますけれども、やっぱり小学校、中学生とか、この宿毛花へんろマラソン、走るために練習をしているとか、楽しみにしているような方々もいないとは言い切れないので、やっぱりその人のための代替的な大会があればなと思いましたが、今、市長のほうから答弁があったとおり、年間15回ほど、そのような大会があるのであれば、代替的な大会を、再度つくる必要はないのかなと、今、思ってお

ります。

次に、10キロについての対象者を、ちょっと聞いておりませんので、高校生以上なのか、一般になるのかを教えてくださいたいと思います。

次に、目標人数について、再度お伺いをいたしましたけれども、先ほど、市長が言ったとおり、ことしは多分、今大会が、今年の参加者を上回るような大会になりそうな感じでございますし、上回っていただきたいと思います。

参加者がたくさんになると、やっぱりボランティアで参加していただく人が多く要と思います。

9月の「広報すくも」の中でも、ボランティアの募集をしていましたが、第1回目ないし第2回目に参加していただいたボランティアの人数について、わかればですけれども、教えてくださいたいと思っております。

次に、宿毛市立学校施設整備等基金条例についてですが、今、教育長よりいろいろと説明を受けました。

当初、AEDの購入を目的として、条例の変更をされて、いうことを説明を受けたわけですが、そのときに、基金を取り壊すことなく、今、一般財源で補うことができたという答弁でして、そして、現在も宿毛市立宿毛小学校へ基金の運用益については、図書購入費のために充てているとお聞きをいたしました。

条例を改正する以前の条例。宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例と同じ目的、または同じ運用方法でされているのであれば、以前と同じような、故人の遺志をくみ取るような形で、以前のような条例に変更することはできないのかどうか、一度、お聞きしたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の

再質問にお答えをいたします。

宿毛花へんろマラソン、ぜひ昨年以上の方に参加していただきたい。また、1回目、2回目ということで、この宿毛の地まで来ていただいた900名の方々、この方々には、当初、1回目、2回目もゲストランナーのことがちょっと間に合わずに、そのポスター等にお名前を出すことができませんでした。

こういった状況が1回、2回ありました。今回は、ゲストランナーと申しますか、ゲストの方を、宇佐美さんと千葉さんに来ていただけることを、ポスターにお名前を出すことができました。

そういった形で、もう少しこの辺でふえるんじゃないかろうかというふうなことがございます。

それから、実は、先ほど、少し仕掛けをしましたということにつきましては、ぜひ、次も、ことし参加した方には、来年の3月にも、ぜひ参加していただきたいという思いがありまして、実は、夏に頑張ってますかというふうな残暑見舞いを出させていただきまして、その方々からの反応が非常に高いということでございまして、恐らく900名は突破するんじゃないかろうかというふうな予測を立てているわけでございます。

そういったことも含めまして、いろいろやっぱり仕掛けをしながら、定員をふやして、たくさんの方に来ていただいて、採算面もございしますが、できるだけの持ち出しが少ない形をとっていくのも、一つの方法ではなかろうかというふうなことで、対応しているわけでございます。

これは、実行委員会の皆様方が、いろいろなことも考えていただいたり、執行部ともいろいろな話をさせていただいた上で、いろいろ検討させていただいておるわけでございます。

まず、一つは、これからも参加者に気持ちよく、たくさんの方々に参加していただける土俵づくりというものを、これからもみんなで一緒

になって考えていこうというふうな取り組みをしているわけでございます。

それには、宿毛市民の方々が、ボランティアをたくさんしていただいて、よそから来た方々が、気持ちよく走っていただいて、気持ちよく帰っていただいているのが現実でございますので、これはやはり、絶やすことなくやっていくためには、市民の方々のボランティア協力が一番大切なことだというふうには、私は思っております。

第1回目、第2回目についてのボランティアの方々が、市の職員等も含めまして、関係する方々、第1回大会では、1,199名の方にお手伝いを願っております。

それから、第2回大会が1,190名の参加もいただいております、次の第3回大会につきましても、ぜひ、皆様の御協力をお願いしたいところでございます。

それから、先ほど申されました10キロの対象者につきましては、生涯学習課長のほうから、後で御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例から、宿毛市立学校施設整備等基金条例に条例を改正して以後、AED整備の財源とすることなく、またそれ以外の教育施設等の整備に対しても、基金を取り崩していないという実績でもあるのならば、もとの条例に戻すべきではないかという御質問でありますけれども、現在の条例につきましては、兵頭健吉氏の御遺族の御承諾をいただきまして、市内の小中学校における教育の振興を図ることを目的に、議会の議決を得て、改正をしたものでありますから、現在、基金の取

り崩しがなされていないという理由をもって、直ちに改正をすることは難しいのではないかと考えております。

また、この基金の運用につきましては、市長部局とも協議をする中で、この基金を安易に取り崩すことではなくて、必要なときに活用させていただいて、それから財源の許す限り、基金に積み増しをして、基金を充実をさせ、宿毛市の教育の振興に活用していきたいとの考えでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長、2番、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

第3回宿毛花へんろマラソン2011の10キロの部の対象についてでございます。

10キロの部、16歳以上。ただし、中学生を除く300人の定員として、募集することといたしております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、再質問をさせていただきます。

宿毛花へんろマラソンについてですけれども、1点、提案をさせていただきたいと思っております。

四万十町では、四万十川さくらマラソンというマラソン大会を、宿毛花へんろマラソンと同じ時期に、同じ時期といいますか、開催が2年前から行われてまして、ことし、四万十川さくらマラソンも3回目を迎えるわけですけれども、ここの特別賞として、四万十にちなみまして410番の選手に対しまして、景品等を贈呈している経過がございます。

宿毛花へんろマラソンについても、そのような取り組みをされてはどうかという提案を、1

点したいと思っておりますので、市長の答弁をよろしくお願ひいたします。

あと、ボランティアの人数等についても、市長から詳しく説明を受けました。今回も、1,000名以上のボランティアの方に、参加できるようにお願ひをしたいと思います。

あと、教育長に先ほど説明がございました、宿毛市立学校施設整備等基金条例についてでございますが、なかなか条例改正については難しいとのことですが、難しいが、基金については、なるべく使わない方向性で、必要なとき活用させていただいて、基金等を故人の遺志に沿うような形で、使わないというか、なるだけ2,000万円については、そのまま、現状維持のままさせていただくというような答弁がございましたので、これについては、もう答弁のほうは求めませんので、先ほどの宿毛花へんろマラソンについて、1点だけ市長の答弁をお伺ひしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えをいたします。

四万十町でも、同じ時期にというか、1週間か2週間違いで、実は、メール等を見ましたら、全国のランナーの発信するメールを見ますと、どうも宿毛花へんろと近いので、どっちに行ったらいいかという、何となく東に近い四万十あたりのほうでとまっているというふうなところがあります。

そういったところで、これはいかんというふうなことで、できるだけ西のほうまで来てもらいたいという思いがありまして、それでは、ランナーの皆さん、夏に暑いですが、余り走っていないかもしれませんので、残暑見舞いを出して、ぜひ冬に来ていただきたいというふうなことをやったわけでございます。

それから、四万十、410番ということがご

ざいますが、実は、先ほどトリックアート展を84ターミナルでやりまして、非常に多くの方が見に来ていただきまして、利益が上がりました。

ただいま決算書を持っておりませんが、利益が上がって、宿毛市にも幾ばくかのお金が入ってくるようになろうかと思えます。

ここで、当初予定してなかったんですけど、8,400人目の方に、実は「はなちゃん」から商品をお渡しをしたような経緯もございます。

この花へんろマラソンも、「はなちゃん」がぬいぐるみでおりますので、はなちゃん賞というのを構えております。

できるだけ、こちらにちなんだような番号とか、そういったもので、宿毛の商品を持って帰っていただくのがいいんじゃないかという思いはありまして、花ちゃん賞ばかりでなくて、実行委員会の皆さんで、また検討もしていただいて、ほかにもいい商品が出るようであれば、そういった特別賞といったものも考えていってもいいというふうに思えます。

また、これは実行委員会のほうにもお願いをしまして、どこかいいものはないかとか、そういうものもやっていってたら、また楽しいという思いを持ってきていただける人がふえるんじゃないかとか、そんなことも考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、以上で一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時57分 延会

平成22年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成22年9月7日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程追加 議案第27号及び議案第28号

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 工事請負契約の締結について

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君

次長兼調査係長 朝比奈淳司君

議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君

副市長 岡本公文君

企画課長 岡崎匡介君

総務課長 弘瀬徳宏君

市民課長	滝本節君
税務課長	山下哲郎君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長補佐	山戸達朗君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○副議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） おはようございます。

5番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

質問通告に従い、質問を進めてまいります。

まず、1番目に、市長の政治姿勢についての1項目、熱中症対策についてであります。

この夏は、異常気象とも言われる猛暑の中で、前月末までに全国で4万6,728人が熱中症となり、病院へ搬送されています。

この熱中症が原因で、死亡にまで至った人が、全国では496人にもなりました。この死者数は2004年の新潟県中越地震や、昨年、大問題となった新型インフルエンザによる死者数をはるかに上回っております。高知県下でも被害が発生し、この幡多地方でも熱中症の犠牲者が出ております。

熱中症で倒れた人の特徴は、65歳以上の高齢者が半数以上を占めるとともに、低所得者層に多くの被害が見られます。

また、太陽が照りつける屋外よりも、夜間に部屋の中で熱中症が多発しております。このことは、自律神経の機能が低下している高齢者が、冷房設備もない高温多湿の屋内で、寝ている間に熱中症になっているようであります。

低年金、低収入のため、冷房設備がつけられない。あるいは、故障したエアコンの修理代がない。また、電気料金がはね上がるので、冷房を使わずに我慢するなど、貧しい世帯に熱中症が多く発生しています。

消防庁は、9月になっても暑さが続く予想

し、警戒を呼びかけています。

また、温暖化が進行しつつある今日、今年のような異常気象が短期に繰り返す心配も指摘されております。

このため、今年の残暑対策だけではなく、来年以降の猛暑に対する早期対策の必要性も想定し、質問いたします。

こうした非常事態に対して、国や県が率先して、国民の命と暮らしを守る政治を実行する必要があることは当然のことです。また、宿毛市でも、生活困難のため、熱中症が発生しやすい環境での暮らしを余儀なくされている方もあります。

こうした人々の生活に、最も近い宿毛市行政として、市民の命を守るためにどう取り組むのか、次の点についてお尋ねします。

まず、1番目に、こうした異常な猛暑で、熱中症が多発している現状を緊急事態と位置づけ、早急に危機管理の対策を講ずるべきではないか。

2番目に、市民に対して、熱中症予防の広報や注意の喚起、警報活動の強化をするべきではないか。

3番目に、老人世帯やひとり暮らしの高齢者、身体が不自由で生活が困難な世帯への訪問や、安否確認等の援助をする必要があるのではないか。

4番目に、低所得者に対し、クーラー設置費用や修理代、電気料金の補助など、支援対策をどうするか。

5番目に、生活保護世帯には、一時扶助でクーラー設置や修理の費用を支給することはできないか。

6番目に、電気料金滞納者に対し、支払い期限の猶予など、電気供給停止を慎重にするよう、電力会社に働きかけるべきではないか。

続いて、大きな2項目の地デジ難視聴対策についてであります。

政府がアナログテレビ用の電波をとめると宣言している来年7月までに、10カ月余りとなりました。しかし、現在の見込みでは、全国的に地デジの難視聴が全面的に解消されるめどは立っていません。予定どおりアナログ電波を停止すれば、多数のテレビ難民が発生すると指摘されています。

テレビ電波を地デジに切りかえる事の起こりは、2001年7月25日、時の政府が国会へ提出していたテレビ電波をアナログ電波から地デジに切りかえる電波法改正案を、日本共産党以外の政党が賛成して成立させたことにあります。

あれから10年目となる来年の7月24日に、アナログ電波の停止を強行しようとしているものであります。

地デジへの切りかえには、何千億円もの国費を使い、そして国民には高価なテレビに加え、アンテナや録画機など、多大な出費を押しつけるものであります。

高所得者には10万や20万の出費は大したことではないようですが、5万や6万の年金生活者にとっては、大きな負担であります。

国策として無理やり地デジにかえるのであれば、低所得者への支援を十分に行うべきであります。

地デジ電波が届かない地域の方、地デジ受信機を買えない国民からは、我々からテレビまで取り上げるのかと怒りの声があがっています。

そうした声を受けとめ、私は次のことを質問します。

1番目に、現在の宿毛市での地デジ電波受信状況であります。

四国総合通信局は、今年の6月現在、地デジの難視聴が、高知県下では19市町村で54地区、587世帯あると発表しました。

宿毛市の場合、共聴アンテナ施設の改修、ケ

ーブルテレビへの加入促進等を進めてきましたが、それでもアナログ電波は、受信できるのに地デジ電波は届いてない地区があるようですが、その地区数と世帯数はどうなっているのか。

2番目に、アナログ電波停止時に、宿毛市での地デジ難視聴地域が残されるのかどうかについてであります。

来年のアナログ電波を中止するときに、それまでアナログ電波は届いていたのに、地デジになると電波が届かない地域、地デジ難視聴の地域が残るのかどうか。

3番目に、経済的弱者に対する地デジ受信装置の支給についてであります。

総務省が生活保護世帯とNHK受信料免除世帯に、チューナーとアンテナを支給することになっています。

しかし、手続きが複雑なため、まだ申請手続きをしていない世帯があるようです。

支給対象者と支給手続きの仕方についての、具体的な説明を求めます。

4番目に、アナログ電波停止時期の延期についてであります。

現在のような地デジ対策が不十分なままに、来年の7月にアナログ電波を停止すれば、地デジ電波が届いていないとか、経済的理由で地デジ受信機が買えない等の理由で、全国では数百万世帯がテレビ難民になると予想している学者もいます。

イギリスは、1998年に地デジ放送を開始しましたが、2012年までアナログ放送も継続し、逐次、切りかえているようであります。

日本政府にも、せめて二、三年でもアナログ電波の送信を継続するよう、求めるべきではないか。

5番目に、地デジ切りかえをねらった悪徳商法についてであります。

地デジ悪徳商法の被害相談が、全国消費者セ

ンターに寄せられています。

市民が悪徳商法にだまされないよう、注意を喚起する必要があるのではないのでしょうか。

続いて、大きな3番目の、住宅用火災警報器の設置についてであります。

2003年ごろには、住宅火災による全国の死傷者が、年間約1,000人を超え、そのうち逃げおくれによるものが、約600人となっていました。

火災の発生を早く知り、すぐに避難することで、多くの命が守られます。

こうしたことから、2004年5月に、消防法が改正され、一般住宅への火災警報器設置が義務づけられました。新築住宅については、2006年6月以降、建築時に設置することが義務づけられました。

また、それ以前に建てられた住宅についても、2011年の6月までには、火災警報器を取り付けなくてはならないことになっています。

設置期限が迫る中で、消防庁としても、自治体と連携し、早期設置に取り組んでいるようですが、宿毛市の現状と期限内の設置完了の方策について、お尋ねします。

その1番目に、住宅への火災警報器設置状況についてであります。

消防庁の普及率推計によると、今年の6月現在、全国では58.4%であります。ところが、高知県は全国最下位の34.1%となっており、普及を急ぐ必要があります。

そこで、宿毛市の設置状況がどうなっているかお尋ねします。

2番目に、設置を早めるため、行政としての支援策であります。住民の命を守るため、早期設置を目指し、各自治体が助成策を打ち出しています。

2008年第4回定例議会で、私は神奈川県や北海道の自治体が進めている支援策を紹介い

たしましたが、今日では、高知県下の自治体でも、積極的な支援策が取り組まれています。

宿毛市としても、こうした助成措置を講じ、警報器の設置を促進すべきではないか、お尋ねします。

次に、教育行政について、教育長にお尋ねします。

1番目に、学校での熱中症対策についてであります。

熱中症の危険性については、市長への質問で明らかにしましたが、教育現場におきましても、熱中症による被害が出ています。子供や教職員の健康と命を守るための対策について、伺います。

1番目に、児童や生徒の屋外競技やクラブ活動で、熱中症を発生させない対策についてであります。

猛暑の真ただ中ともいえる8月中旬の東京では、野球の練習試合をしていた中学の野球部員9人が、12時前に意識がもうろうとしてきたため、病院に搬送されました。幸い、命に別状はなかったようであります。

しかし、どの子も、いずれも熱中症と見られています。同じ日に、埼玉県では、高校の野球部員7人が、午後1時ごろ、練習中に倒れ、病院に運ばれ、熱中症と診断されました。

このうち、3人は入院加療となっています。

この二つの学校の共通点は、気温が37度にもなる日中に、なぜ練習をさせたのかという疑問であります。

指導者が熱中症の危険性や予防対策についての知識があったのかが、疑われます。

宿毛市の学校現場においても、体育の授業やクラブ活動、運動会の練習時などに、類似事件が発生しない対策がとられているかどうかについて、お尋ねします。

なお、きのうも浜松市の高校で、32度の暑

さの中で、300メートル走をさせたところ、女子生徒16人が熱中症になり、病院に搬送されたという記事が出ています。

次に、2番目の問題です。学校の冷房設備の設置についてであります。

教職員は、猛暑の8月にも冷房設備のない職員室で仕事をしていました。こんなエアコンもない環境不良の職場で仕事をしていたならば、教職員にも熱中症が発生するおそれがあります。

職員室で倒れなくても、昼間の暑さによるストレスと、疲労で、自律神経が不調となり、帰宅後に倒れる可能性もあります。

現在の宿毛市立小中学校の冷房設備の現状について、御説明をいただきたい。

この市役所本庁を初め、市内の公共的職場のほとんどに冷房設備があります。しかし、学校には、冷房がないところがあります。熱中症から教職員の健康を守り、また業務の能率増進のためにも、真夏に使う部屋だけでも、市内の全校に冷房設備をするべきではないか。

教育現場の冷房設備設置についての計画をお示し願いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

通告でこられたことと違う部分もあったりするものですから、ひょっとしてピントがずれてはいけないとは思っておりますが、きちんと答えたいと思っております。

浅木議員が、今、おっしゃいましたけど、貧しい人が発症しているというふうなことですけど、私のほうで調べた部分では、貧しいとか裕福だとかいう部分はないんじゃないかなというふうに思います。

まず、宿毛市で、この夏、暑さによります体

調不良を訴えた、熱中症が疑われる救急搬送者数が、全部で15名おります。月別では、6月に1名、7月に8名、8月に6名の、計15名となっております。そのうち、熱中症が直接の原因であるとされた死亡者はいませんでした。ということ、まず報告をしておきます。

先日も、防災訓練で、非常に暑い中でありましたけど、皆さんが熱中症にかからず、大分、我々としてはほっとしたところもございます。

ただ、後で、我々、土のうの片づけに、積む以上に片づけのほうが大変だったもので、あと、帰ってから、非常に水不足になってたような、私の状況もございました。

非常に、土のうの片づけをしていただいた方々には、もう本当にこの場をかりてお礼も申し上げたいというふうに思います。

浅木議員のほうから、緊急事態と位置づけて、早急に危機管理体制を講ずるべきだというふうなお話ございました。

皆様方には、その熱中症症状というのは、いろいろなマスコミなんかでも報道されておりますので、そういった症状が見られたら、できるだけすぐに病院で受診をしていただきたい。そしてまた、救急車も呼んで、対応していただきたいというふうなことを呼びかけたいと思います。

それから、危機管理体制ということでは、その都度、その都度、関係機関と協議をしまして、状況に応じた対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

2点目の、市民に対しての喚起でございますが、これは、御存じだと思いますけど、毎日、昼の12時半に、申し上げますと、ことし5月から熱中症による救急搬送が非常にふえています。

日ごろから十分な休憩と、小まめな水分補給を心がけましょうと、市民向けに周知を行っているところでございます。

また、先ほど申しましたように、非常にやっぱり、マスコミのほうも多く取り上げておられますので、市民の方々は、こういった熱中症にかからないための、御自分での対策はとっておられるんじゃないかなというふうなことは、思っておるところでございます。

また、高齢者向けに市内7カ所で行われています健康相談とか、保健師による訪問活動時には、必ず熱中症の注意を喚起して、正しい知識を持って、予防に心がけていただきたいということを申し上げております。

それから、次に、3点目でございますが、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認については、今回の熱中症による非常事態にかかわらず、日ごろから地域包括支援センター並びに民生委員の方々が、高齢者等の自宅を訪問して、見守り活動を含む生活相談を行っているところでございます。

また、4月からは、災害時の要援護者台帳への登録を呼びかけまして、災害時のみならず、日常的な見守り活動を強化する取り組みを行っているところでございます。

次に、低所得者層に対してのクーラー設置だとか、修理費用だとか、電気料助成だとか、一時扶助で生活保護世帯に対して、クーラー設置、修理費用が支給できないかというふうなことでございます。

できましたら、私自身の気持ちとしては、全員に買ってあげたいというふうな気持ちはございますが、なかなか制度的に、こういうことができるというふうな状況になっておりません、ということをお願いしておきます。

それから、電力会社に対して、電力供給停止をしないようとか、支払い猶予の働きかけをしてもらいたいということにつきましては、これについては、会社と電気利用者個人の契約でございまして、そのような支援策は、会社独自で

顧客に提供するものであるというふうに考えておりますから、滞納している個々の状況等も、市としては判別できないところがございます。

市から電力会社に対しての働きかけというのにはできませんので、御理解願いたいというふうに思います。

それから、次の地デジの難視聴対策でございます。

まず、地デジのまだ対策が終わっていないところが、還住藪、楠山の尾返地区、それから古屋野、鶴来島、京法、伊与津の6地区で、82世帯というふうに把握をしております。

これ、まだ改修が、いわゆる共聴組合、共聴施設の改修が終わっていないというふうにとらえていただいて結構だと思います。

共聴施設の改修は、共聴組合が事業主体となりまして、受益世帯が3万5,000円を負担しまして、不足する分を、国、県、市が補助するということになっています。

それぞれの今後の改修の状況でございます。還住藪、尾返、古屋野の各地区の共聴施設につきましては、今年度改修が終わるように、国に対して補助金の申請手続中でございます。

それから、鶴来島地区は、改修事業費を世帯で割りますと、世帯の負担金が3万5,000未満となることがわかりましたので、補助金を活用せずに自主改修を行う予定というふうになっています。

京法地区でございますが、受信点調査の結果、近くに地上デジタル放送を受信できる箇所がありません。そのために、衛星放送を使用しまして、5年間在京の地上放送を受信できる地デジ難視対策衛星放送対象リスト、これホワイトリストと呼ぶそうでございますが、これに掲載され、現在、受信に向けての申請書類を、京法地区長にお渡しをしているところでございます。

それから、伊与津地区の共聴施設は、代表者

の方からSWANテレビへの加入の方向で話がまとまったというふうに聞いています。

以上のような状況から、現状の共聴施設については、来年の7月までには地上デジタル放送が受信できる状況になるということでございます。

それから、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方への簡易地デジチューナー無償給付の対象要件と、申請方法を申し上げます。

今月の広報を見ていただければわかると思いますが、総務省から簡易地デジチューナーの無償給付が受けられる方の対象要件につきましては、NHK受信料が全額免除されている生活保護世帯の方、それから障害者手帳をお持ちの方がいる市町村民税非課税世帯の方、社会福祉事業施設に入所されている方が対象となります。

これ、総務省が主体でございます、申請方法につきましては、当市の福祉事務所の窓口で申込書を配布しておりますので、手続をお願いしたいというふうに思います。

それから、4番目でございますけれども、国において、平成20年7月の地上デジタル放送への完全移行に向け、取り組んでおるところでございますので、その方向で、やっぱりここでやめるといふわけには、なかなかいかないんじゃないかなということで、国の方針として、その方向で取り組むべきというふうに考えております。

そのためには、地上デジタル放送の完全移行に向けて、残り1年を切っておりますので、市民の皆様も、地上デジタル放送について疑問とか不安がございましたら、今月の回覧文書でも配布しておりますけど、テレビCMでも、数多く流れています総務省テレビ受信者支援センター、これ、デジサポというふうに、通称呼ばれておりますが、ここへ早急に相談していただくようお願いをいたしたいと思っております。

それから、地上デジタル放送に関する悪徳商法ということでございますけど、これ、企画課のほうに消費者の窓口がございますが、こういう悪徳商法に遭われたというふうな方が、相談に来たケースは、現在のところございません。

市民の皆様も、ここで注意を喚起をさせていただいて、これからそういった悪徳商法に遭わないように、少しでも怪しいと思われた場合には、契約をしない。それから、訪問者の運転免許証など、身分が確認できるもので、氏名、住所、免許番号などを聞くなどの自己対処をお願いしたいというふうに思います。

次に、住宅用火災報知器の設置の関係でございますが、これは先月実施しました、区長さんを中心としました市政懇談会で、同じ質問も出ております。

宿毛市内の警報器の普及率でございます。21年9月に、これは平成21年9月でございますが、片島地区を対象に調査を行っております。

これは、片島地区だけで8.6%という普及率でございます、この調査、先ほど、浅木議員がおっしゃられた、全国、それから高知県の数字に、これがいつていると思います。

この片島地区1地区のみを調べたものでございまして、宿毛市全体を調査したものではありません。

有効な調査方法がないので、具体的な調査が私どもにはできていません。現時点では、全体の普及率を把握できていないのが現状でございます。

いずれにしても、この片島地区の8.6%という数字があらわすように、普及率は非常に低いというふうに推測されております。

今後、来年6月の設置の義務化に向けて、住宅用火災警報器の普及活動はもとよりでございます。普及率の把握に努めたいと考えております。

ちなみに、来年の6月1日までに設置をしなければならぬというふうになっておりますが、罰則規定はございません。

また、この住警器と申しますか、簡単に申しますと、これに支援をするという方策でございます。各家庭、これはこの機械が非常に種類が多ございまして、各家庭のニーズに合ったものを、その家庭で合うものを、やっぱり買っていただいてよろしいんじゃないか。

設置については、建物の所有者だとか、管理者等に義務づけられたものでございますから、住警器の金額についても、2,000円程度であるということから、各家庭に合ったこの警報器を選んで、御自分で購入していただくのがよろしいかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） おはようございます。教育長、浅木議員の学校における熱中症の現状と対策についての一般質問に、お答えをいたします。

8月末現在で、中学校におきましては5件、小学校で1件、熱中症と思われる症状が見られたという報告を受けております。

中学校の5件につきましては、いずれも部活動中に発生をしたものでありますけれども、そのうち2件は、直ちに体を冷やし、安静にして、保護者にも連絡をとって、病院で対応をしたということであります。

それから、小学校の1件につきましては、教職員が勤務中に気分が悪くなって、帰宅をしたというものでありますけれども、熱中症であるかどうかということは、明らかにはなっておりませんが、熱中症の症状であったという報告を受けております。

翌日には、回復をしたということであります。

それから、熱中症の対策といたしましては、毎年6月に、各学校に熱中症の予防に関する通知をいたしております。ことしにつきましても、通知文書を出すとともに、国が作成をいたしましたリーフレットであるとか、DVDの配布を行い、教職員並びに児童生徒に熱中症の予防対策の周知徹底を図っております。

熱中症は、そのときの気温、温度だけでなく、体調によっても発生をするといわれておりますので、休息である、部活動をする中では、特に炎天下の中で行われますので、休息をしっかりとって、小まめな水分を補給を行うとともに、児童生徒の健康管理を行うと、平素からのしっかりした対応、指導についての要請をしております。

熱中症の症状が見られた場合についてでありますけれども、各学校には、日ごろから氷であるとか、アイスパックなども用意しておりますので、子供の状態によっては、保健室で対応もできるようになっております。

その対応と言いますと、涼しい場所で横にさせるだとか、衣類を緩めるであるとか、アイスパックで冷やしながら、経過観察を行うと。

状況によっては、救急車を呼ぶなど、養護教諭を中心に、適切な対応ができるように養成をしております。

また、今年度は例年にない猛暑が続いておりますことから、体育祭などの行事についても、2学期が始まる前に、熱中症に関する注意の喚起、予防の周知徹底を、再度、行っております。

次に、夏季休業中に教職員自身の熱中症対策と、仕事の能率を上げるための対策として、冷房設備の設置につきましては、現在、宿毛市内の小中学校15校ありますけれども、そのうち職員室に設置をしておりますのが6校、小学校で4校、中学校で2校。それから、校長室に設置をしております学校が8校、小学校は5校、

中学校は3校という状況であります。

児童生徒が休みとなる夏季休業中においても、教職員は勤務をしておりますので、議員が御指摘のように、真夏の室内での勤務を行う上では、職員室、校長室の冷房の設備は猛暑が続く最近の状況の中では、必要ではなかろうかとは考えております。

また、熱中症等の症状が出た場合に、対応をする保健室の設置につきましては、現在4校。小学校が2校、中学校が2校という現状であります。

職員室と同様に、すべての学校に設置をする必要があると考えております。これにつきましては、財政的な制約もありますので、同時期に全校一斉に設置をするということは、大変困難なことではあると思いますけれども、今後、2年ないし3年の間には、設置をできるように努力をしまいたい。財政当局とも、市長部局とも話をし、ぜひ設置をしたいという、こういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

まず、市長のほうについての分を、先に進めます。

先ほどの市長の答弁の中で、一つ認識が違っていたのが、私は、低所得者、特にクーラーも買えない、電気料も払えない、こういう人のところに多く出ているというふうに、いろんな情報で把握しているわけですが、市長は、別に貧しいから熱中症が多くあるというふうに考えてないと言うわけですが。

貧しい人は、クーラーも、現在、ようつけてないわけです。電気料も節約するというようなことになっているわけです。

そういう家庭に多発している。ここのところ

は、しっかり見ていただきたいと思うわけです。

例えば、8月15日に埼玉で76歳の男性が熱中症で死亡しています。この場合は、体を壊して働けない48歳の長男と、電気もガスもとまった家で寝ていた76歳の男性が、翌朝、熱中症になり死亡しています。

収入は、父親の年金が2カ月に10万円だけの困窮生活そのもの。クーラーは、ついてはいるが、電気をとめられているために役にたちません。

宿毛市も、このように、命にかかわるほど生活困難な世帯も見られます。こうした人の命を、熱中症から守るためにも、クーラー関係の支援、電気の支援、こういうことは必要なわけです。

市長の、そういう貧しい人に対する考え方、これを、もっと現場を見詰めてもらいたい。そしてまた、そういう対策もとってもらいたい。

この項目では、そういうことを、再度、質問いたします。

なお、電力会社に対して、それは民間だから、電力会社にはするわけにいかんというような形の、市長答弁がありました。私の知るところでは、2002年4月23日付で、経済産業省が電力会社に出した通知。これは、生活困窮者が電気代を滞納した場合、福祉部局と連携して、機械的に停止しないことを求めたものだそうです。

今年の8月23日に、再周知の対策をとると回答が出ています。また、担当課長は、福祉部局を通して、電力会社に連絡し、支払期限を延ばすことができると回答しているわけです。

こういった面から、民間会社であっても、押しつけはできないけど、要望はできる。行政のほうから。そういうことができると思いますので、宿毛においても、そういうことができないという考え方ではなしに、経済産業省はやっているわけですので、できるという道があります

ので、この点は再度、考えていただきたいと思います。

それから、地デジ難視聴対策についてですが、これは、現在の難視聴状態について、先ほど、詳しく説明をいただきました。

あと、まだできていないところについては、これから進めるということですが、来年度、アナログ停波までに、全部できるかどうかについては、私がよう聞き取らんかったのか、回答があったのかなと思いますが、再度、来年の6月までに、こういう地デジ電波が届かないというところがないようにできるのか、その部分について、再度お聞きしたいと思います。

それから、地デジのチューナー等、こういったものの支給手続については、今、お話を聞きましたが、これ、障害者とか、NHK受信料全額免除とかいうことではなしに、住民税非課税世帯全体について、来年度予算で支給できるようにするという総務省の取り組みが出ています。

しかし、来年度予算で決めても、果たして7月のその時期までに間に合うのか、心配されるわけですが、これはどうなるのか、もしわかれば、対策ができるのか聞きたいと思います。

非課税世帯全体に広げていくということは、それなりに意義がある。大体、160万世帯ぐらいになるんじゃないかと思いますが、それぐらいのところへ、新たに追加ができるような方向になりつつあるということです。

なお、4番目に提起しました悪徳商法の関係ですね。これは、私の知る情報では、訪問販売業者が、アナログ放送が10年間延期できる工事を3,000円ですするというような話を持ってきて、対象者をだまそうとしたと。

それから、一例では、地デジ工事には9万円かかるが、今なら5万円ですということ、お金を渡したら、持って逃げられたというような、そういう地デジ問題についてわからない人

を対象に、そういう悪徳商法も行われているという情報がきてますので、なお今後とも警戒していただきたいと思います。

それから、火災警報装置の設置ですが、これについては、市長は、2,000円ぐらいからあるので、個人でつけてくださいという答弁でしたが、高知県内においても、香南市や田野町など、7つの市町村では役所の予算で購入し、全世帯に無料配布しているわけです。

それから、10の市町村は、ひとり老人世帯などに無料配布、また補助金を出しているという面があります。

市長、お話ありましたように、確かに本人の、こういうものをつけたいという好みもありますので、役所で買って、全部与えるのがいいかどうかは、皆さんの声を聞かないかんですが、助成することは、よそでもやりよるように、宿毛でも本人が買いたいものうち、何ほ限度に負担するのか。自治体によっては、5,000円まで負担しましょうというようなことを決定しているところも見られるわけです。

こういった面で、個人への助成、こういったものを取り組んでいただきたい。

特に、助成により、早期の設置を進めることは、住民の命を大切にする自治体の役割ではないかと思います。宿毛市としても、災害弱者の世帯だけでも、公的助成に踏み出すべきではないか。再度、答弁を求めるわけです。

以上です。以上で再質問、2回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

私、先ほど、貧しい人とかいうふうな人というのは、被害に遭った方がどういった階層の人かというのは、把握してないということを言っただけであって、浅木さんは、その新聞記事等

で、そうやって見られているということだけの話ですから、これはもう、貧しい人に何かをやるということは、助成、助けるということは、できるものはしなきゃいけないと思います。

ただ、その熱中症になった人が、貧しい人なのか、裕福な人なのか、経済的なことは、全然報道もされておられませんから、わからない部分があると。その把握をしてないということを言っただけの話です。

それは間違いないようにしてください。

それから、経産省の通達というのは、私は今、初めて知ったわけでございまして、そこら辺の通達があるかないか、ちょっと調べて見て、対応してみたいというふうに思います。

市民のほうから、そういった働きかけあれば、ともに行って、お願いしに行くということ、これはもう全然、やぶさかではございませんし、通達どおりのことは、通達が出ておるんであれば、そういった形をとってはいきたいというふうには思います。

ただ、その通達がどういうものか、はっきり私の手元にありませんので、今、初めてでございまして、ちょっと対応のしやうを、ここで話すことができません。

それから、地デジについては、来年の7月まで、これは国策でございまして、すべてやっていただかなきゃいけない。国の責任において、ぜひやってもらいたいというのが、私の気持ちでございまして。

これは、国が来年の7月までには、全部、地上デジタルにかえていくということですから、これ、個人の世帯からテレビが見えなくなるということは重大なこととございまして。だから、今、共聴を直すとか、それから光ケーブルでやるとか、SWANテレビですね、そういったもののできる、全部できるというふうなことで、今、進めているわけでございまして。

そういったことで、ただ、私もよくわからない部分がありますが、その電波を受ける角度によって、よく見えるところ、見えないところが出るかもしれない。これは、試験的に受けてみなきゃわからないというところがあるそうとございまして。

その試験的に受けてみて、来年の7月までに受けられないところを解消するということは、必要なことだと思いますから、それについては、我々としても精いっぱい努力もしていきたいというふうに思います。

それから、総務省の概算要求の話は、高知新聞にきょう、載っていたと思います。これ、地デジ移行で340億円の中で、市町村民税の免除世帯まで広げるという文書があります。

ただ、その内容については、我々のほうでは把握しておられませんから、ここで答えるわけには、なかなかできませんので、御容赦願いたい。

新聞のほうに出しておりますので、それを見ていただければいいと思います。

それから、悪徳業者の話も出しましたが、やはりそういった人間が出てくる可能性というのは、やっぱりあると思いますから、市民の皆様には、こういった悪徳業者にだまされないように、ぜひ、先ほど申しましたように、自分で防衛もしていただきたいし、そういう被害にもし、もしそういう方が来てたというふうな情報がありましたら、また市役所のほうにもいただければありがたいというふうに思います。

また、注意の喚起も、それによってできるんじゃないかというふうなことは思います。

それから、火災報知機の設置について、他の自治体のことを出されております。ただ、うちのほうの財政状況等、いろいろ勘案をした結果もありまして、個人で住警器を設置していただきたいというふうなことでございまして。

支援、補助についてのお話がありましたけど、既に設置されている方とか、平成18年6月1日以降に、新築した住宅には、この住宅の警報器が設置されておりまして、そういった方々の平等性というのが図れないのではなかろうかというふうなことで、各家庭に合った住警器を購入していただくのがよろしいのではなかろうかというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

熱中症対策については、今後とも、一般質問の冒頭で述べましたように、ことしの残暑だけじゃなしに、これから、来年以降も、一応、5月ぐらいからそういうふうな状況になると。熱中症が発生する時期になるというふうに考えられるようでございます。

そういった面から、ぜひ、今年だけじゃなしに、来年以降へ向けての対策もとっていただきたい。

それから、電力会社云々の問題については、これから調べてみるということですので、それを待ちたいと思います。

住宅用火災警報器の設置について、再度質問します。

これについては、先ほど、話しましたように、各自治体も、今、市長が話したように、新築住宅には既につけていた。それから、今、自費でつけている人もある。こういうアンバランスがある中でも、よその自治体では、残ってようつけてない人に対して、つけているわけです。

そういった、もう新築の人は自分でつけているんだから、そしてまた、自力でつけた人もあるんだから、だから公的支援をするのはおかしいと、こういうことにはならんと思います。

そういった面で、特に経済的弱者、高齢者等、低収入の方、こういった人については、他の自

治体ではやってくれてるのに、何で宿毛市はやってくれんのよということになるわけです。

ぜひとも検討願いたい。

また、財政状況が厳しいというお話ありましたが、全体的には厳しいかもわかりませんが、果たして、今、使っている財政状況、使用している、こういったものについて、これは余り必要ないんじゃないかというような、市民からの声もあるわけです。そういった部分を、再度チェックして、こういった、本当に市民の命を守る方向へ向けてお金を使っていく、こういうことが大事じゃないかと思うんで、この面について、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えしますが。

住警器の関係については、答弁は変えるつもりはございませんので、この点で御了解願います。先ほどの話のとおりでございます。

○副議長（中平富宏君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今の住宅用火災警報器の設置については、他の市町村がやりよっても、宿毛ではやらんという、主張ですので、行政当局がやらんというのを、ここで何ぼ議論しても進みませんので、私はこれ以上、議論しません。

市民の皆さんが、それは判断してくれるものと思います。

それから、教育行政で先ほど答弁いただきました。このことについては、教育長に再度お尋ねします。

宿毛でも熱中症で子供が病院へ運ばれた。熱中症と思われることで、5人ですか、そういうことがあったということですが、私の知るころでは、大阪の耳原クリニックというところの所長さんの判断ですが、屋外でのスポーツ等は、24度を超えれば、常に熱中症の危険があるというふうに指摘されています。

それと、もう一つ、31度を超えたときには、屋外スポーツはやめるほうがいいのではないかと、というふうな、一つの見方が出ております。

こういったことを含めて、熱中症になるような場合に無理をさせないということが大事じゃないかと思えます。

特に、子供は熱中症にかかりやすい、こういうことも日本医科大教授の判断ということで出てますが、教師や指導者は、自分の体感を基準で判断すると過ちを犯す。大人に比べて体積が小さいので、周囲の温度の影響を子供は受けやすいと。大人が大丈夫と思っても、子供にはかなり負担になってきているということがあると。

それから、もう一つは、汗を出すことで体温調整をする自律神経が未熟なため、子供は暑くなると、体温までが上昇してしまっ、熱中症になってしまうと。

特に、これは私の意見ですが、指導者は子供をけがや病気にさせない。健康な体で親元に戻すのが最大の任務。こういった面から、訓練の成果を優先する、こういった部活動については、考え直していただきたいと、こう思うわけです。

なお、今、話した部分については、私は紹介をしたわけですので、今後、教育行政、学校等への何に、参考になるとしたら生かしていただきたいということで、このことについての答弁は求めません。

2番目の冷房装置ですね、学校の。これについては、今、数字的には、各学校とも報告いただきましたが、まだ二、三年はかかるというお話もありました。

聞いてみると、小筑紫小の子供、新しい学校できて、廃止になったのですが、冷房設備はどの学校へつけるのか。どの学校も今度はこちらの学校かというようなことで、待ちゆうという話も聞くわけですが、小筑紫の冷房設備はどこかへ移設するようにしちゆうのか、聞きたいと思

います。

また、ある学校の校長は、職員室で仕事をしている先生が大変だ。校長室は後になってもよいから、まず職員室へつけてほしいと言っていました。

先生の暑さとの戦いを、毎日見ているからだと思います。行政担当者は、もっと、現場の苦勞を把握するべきではないかと、こう思うわけです。

けさの新聞でも、熱中症による労災死が、今年33人になり、これまでの年間最多を記録しているわけです。

学校現場から、こういった熱中症の労働災害が発生する、こういった事態にしないためにも、クーラーの導入が必要だといえるわけです。

また、お隣の愛南町のほうへ聞いてみましたところ、職員室、校長室、保健室、パソコン室などには、すべての学校に冷房設備をつけている、こういうことでございます。

こういう状況なのに、高知県はなぜ、いまだに学校現場へクーラーをつけれないのかと。こういった教育予算が組めないのかという問題があるわけです。

これについて、愛媛県では、お隣の町ではできるのに、ここではなぜできないのか、こういったことについて答弁をいただきたい。

それから、もう一つは、教育長は、きのうの今城議員の学力問題の質問に対して、研修等で教師の力量を上げるというふうな答弁があったように、私は記憶しているわけです。

それも大事なことではあると思いますが、子供の夏休み中に、教師自身が自己研さんし、教育力を高めるためにも、冷房設備を完備した職場環境をつくるのが、行政の役割だと思うわけです。

そういった面で、教育効果を上げようと思えば、やはり学校設備、こういったものを充実さ

せて、お隣の愛南町に負けないような態勢、設備、こういったものをつくっていく必要があると思うわけです。

こういった点について、回答をいただきたい。以上です。

○副議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろと、熱中症対策について、御指導をいただきまして、校外であれば、24度から熱中症にかかる可能性がある。それから、31度になったら、危険であると、そういうことを、具体的な数字もいただきましたので、子供は体積が少ないから、大人とは違うだとか、それから、汗を出す能力が低いだとか、いろいろ指導いただきましたので、そんなことも含めて、学校のほうにも、また校長先生を通じてお話をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、そのことについては、校長会の中でも、異常気温ということですので、外でいろいろな教育活動をする場合、体育的な行事をする場合には、気をつけてもらいたいということ、校長会の中でも指導してまいっておりますので、再度、学校のほうに、文書でも、口頭でも連絡をするようにいたします。

それから、エアコンの設置につきまして、1点、小筑紫のエアコンの施設をどこに移すのかというようなことがありましたけれども、ちょっと、そこのところはわかりませんので、課長のほうから、そのところは答弁させるようにいたします。

それから、議員のおっしゃるとおり、確かに今城議員の昨日の質問の中で、先生の資質向上を図る。それから、私はもう1点は、学習規律等を確立するというのも、もう1点お話をしたかったんですけれども、今城議員から再質問ありませんでしたので。

確かに、議員おっしゃるように、快適な場所で研修をすることが、先生の資質向上につながると思っておりますし、夏休みに暑い中で、先生が研修をするというのは、大変、都合悪いとは存じます。

その点につきましては、先ほど申しましたように、全校一斉にやるとなると、大変な費用ですので、できないということ、我々は来年度にでもやりたいと思うのでありますけれども、財政当局、市長部局とも折衝をしながら、最大限、努力するという気持ちがありますので、その点は御理解ください。

それから、もう1点、愛南町はできるのに、愛媛県はできるのに高知県はなぜできないのかということでもありますけれども、やはり、私もよくわかりませんが、財政的に裕福であるということも、1点はあるのではないかと。

それ以外にも、教育にもう少しお金を使う考えがある、そういう考えもあるかもしれませんが、一定、一つには財力に豊かであろうかとも思ったりしますけれども、その点、愛媛県ができるのに高知県はできないのはなぜかということについては、明確には、私の立場からは回答はできません。

私は、財政難のときであっても、議員おっしゃられましたように、先生が学力向上のための研修をするための、望ましい教育環境をつくるために、努力はしてまいる所存でございます。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

学校での熱中症対策に関しまして、旧小筑紫小学校の冷房施設について、どのように扱ったかという御質問でございますけれども、旧小

筑紫小学校及び田の浦小学校の冷房設備につきましては、本年度、山奈小学校のほうへ移転すべく、今、発注をいたしております。

あわせて、新しい冷房機器も含めて、本年度は山奈小学校の冷房機器を整備をするということで、取り組んでおります。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 先ほど、学校教育課長のほうからも答弁いただきましたが、小筑紫の田の浦の分については山奈へ移すということですが、きょうこの何を聞きよった人は、よかったと思う人と、残念だと。

うちへ来るだろうかと思て待ちよった、待ちよりますという話も聞きましたので、山奈小へ行くようになったという何もあろうかと思うわけです。

それだけ、皆、欲しがっているということです。

教育長の答弁で、愛南町は全部できちゅうのに、宿毛はできんのは何でかわからんということですが、やっぱり財政問題だと思うんですね。

いかに教育を重視しているかということだと思います。

特に、私も、篠山小中学校議会の議員に選出され、向こうの、篠山小中学関係の決算書、関係書類全部見せてもらいましたところ、やっぱり、支出内容は違うと。こういうところも町の財政で負担してくれてるんだということがわかるわけですね。

そういった面も含めて、やはり学校予算をふやしていくということは、非常に大事なんではないかと思うわけです。

教育長自身も、これからさらに財政当局と相談して、できるだけ早いうちに、2年、3年と言わんうちに、できればもう、1年でも早く設置して、するようにしていただきたい。そして、

最初の質問で指摘しましたように、教師の中に熱中症による労働災害が発生したというような事態にはなってほしくないと、私は思うわけです。

そういった面で、今後、努力していただくことをお話ありましたので、私の質問はこれで終わります。

○副議長（中平富宏君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 11番、一般質問を行います。

宿毛市中心市街地活性化事業の推進について。

この事業につきまして、おさらいの意味を兼ねまして、この事業内容、中身につきまして申し上げます。

中心市街地は、さまざまな都市機能が集積し、長い歴史の中で、文化、伝統をはぐくみ、各種の機能を培ってきた町のことで、しかしながら、近年のモータリゼーションの進展、消費者ライフスタイルの変化等を背景にして、中心市街地における移住人口の減少、空き店舗の増加を初めとする商業機能の低下など、中心市街地の空洞化が深刻化しています。

このような状態に対応するため、経済産業省、国土交通省、法務省等が中心になって、中心市街地活性化のための総合的対策を講じるとし、その根拠法となる中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律が制定され、平成10年7月より執行されました。

この中心市街地活性化法は、地域の創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善、商業等の活性化を柱とする総合的、一体的な対策を、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連帯し、推進することにより、地域の振興と、秩序ある整備を図り、我が国の国民生活、経済の発展を図るものとなっています。

また、平成18年8月には、中心市街地活性

化法が改正され、内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設、支援措置の大幅な拡充など、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を、総合的かつ一体的に推進するための措置が、新たに盛り込まれました。

これを受けて、当市では、平成20年4月開催の中心市街地活性化説明会を初め、平成22年8月までの間に、勉強会、事務局勉強会、事務局討論会、協議会、設立議会、準備協議会、作業部会、講演会、さらには平成22年5月には、株式会社まちづくり宿毛の法人登記を完了するなどして、数えること29回を数えてまいりました。

その取り組みをさらに積極的に進めていくために、文化環境研究所による平成23年4月から、平成28年3月までの5カ年間の計画期間とする宿毛市中心市街地活性化基本計画書を策定しました。

中心市街地活性化については、法の趣旨からして、自治体の責務であるといっても過言ではありません。

質問1。まず、昨年度から作成した宿毛市中心市街地活性化計画について、これは宿毛市中心市街地活性化協議会での構想案を取りまとめたものとなっていますが、この内容に基づき、5カ年間に於いて実行していくためには、よほどの覚悟を持って、官民一体となって取り組まなければ、まさに絵にかいたもちで終わりとなります。

ここまできて、このまま終わらすわけにはいかないと思い、できるものから積極的に取り組まなければなりません、基本計画に基づいた実施計画がなければ、どのようになるか、皆目見当が定まりません。

まず、そこで、市として実施計画の策定について、どのようにとらえているのか、市長の御所見をお願いします。

2番目について。吉田 茂銅像移転について。

現在、吉田 茂先生の銅像は、高知龍馬空港の敷地内に、しかも注意して探さなければならぬようなところにひっそりと建立されておりますが、聞くところによると、道路、公園整備のために移転計画があるように聞きますが、徳川幕府から大政奉還させた坂本龍馬が、NHKが、大河ドラマ「龍馬伝」によって、全国レベルで爆発的な人気を得ているのに比べ、吉田 茂先生は、近代日本の礎を築いた割には、静かに高知龍馬空港の片隅に鎮座しているような状況に置かれております。

高知県の宿毛が生んだ偉大なる先人として、高知市内、しかも高知空港敷地内において、吉田先生を顕彰するよりも、吉田先生の重鎮、竹内 綱、長男の竹内明太郎先生の、生誕の地の宿毛に移設誘致し、戦後日本の復興に寄与、貢献した先生の顕彰を行って、高知県西南端、宿毛の活性化の一翼を担っていただくことも重要ではないかと思っておりますが、市長の考えをお聞きします。

3番目としては、吉田 茂邸再建プロジェクトの会議の協力について。

平成21年3月22日、神奈川県大磯の吉田邸が火災に遭って全焼して、現在、大磯町では、大磯町吉田 茂邸再建プロジェクト会議が発足し、平成21年7月1日から23年3月1日まで、第1期として、寄附金の募集が行われています。

大磯町では、年間5,000円以上を超える場合、所得税と合わせて、一定の限度額まで、住居地の個人住民税から控除できる制度の確立などをして、寄附金の募集を行っています。

この際、宿毛市として、市の豊かな森林資源の活用と、山林資源のPRの一助として、県内の84プロジェクトを巻き込み、材木の提供を申し出て、宿毛市の意気込みを示すことも、当

市の活性化のため、必要なことではないかと思
います。

材木の提供を行うには、その資源の裏づけが
必要不可欠であると思うが、その資源の確保に
ついては、宿毛市在住者のみでなく、関東、関
西在住者からも浄財を賜り、その資金を活用し
て、材木の購入、提供という方法も考えられる。

そのような回りくどい寄附を行うより、直接、
大磯町に寄附をしたほうが、手っ取り早いでは
ないかという意見もありますが、東京や大阪、
名古屋地区に在住する県出身者を初め、麻生太
郎元総理や、財界の重鎮と面会し、浄財蓄積の
協力を要請することも重要で、直接的に浄財が
集まらなくても、地域活性化や何か活用できる
情報の収集も期待できるように思うが。

また、このことを契機に、大磯邸再建計画の
運動を起爆剤とし、建設施工ということになれば、
大工、左官の職人も、宿毛から出向させ、
その建設の一翼を担うということになれば、こ
れも地域活性化につながるのではないかと思う
が、市長の考えをお聞きます。

2番目の質問として、市内における環境美化
について。

環境課においては、環境指導員による不法投
棄等のパトロールを行うとともに、最近、新た
にごみ減量化推進の一つとして、SWANテレ
ビ職員が出演し、3R、リデュース、排出抑制。
リユース、再使用、リサイクル、再利用の啓発
放送し、市民に理解を求めて、市民の間でもご
み問題に関する関心が高まっていると聞いてい
ます。

しかし、まだ、道路、公園等にごみ袋や缶の
ポイ捨てが多く見受けられ、また、このところ、
荒瀬山展望台を初め、人目につきにくい場所へ
の不法投棄が目につき、環境の荒廃、悪化を助
長している状態にあります。

ごみの集積場所以外における不法投棄の防止

のためにも、美化運動を市内一円で取り組むこ
とによって、啓蒙啓発、意識の変化にも大いに
期待できるのではないかと思う。

行政の維持管理には努めてまいりたいと思いま
すが、まだ十分な整備がなされていないように思
われますが、以前、よさこい高知国体をきっか
けに、市は花街道をみんなできれいにする事業
補助金を出し、のり面の草刈り、花壇の清掃を
初め、花の植え込みを行い、各地で市民参加に
よるボランティア活動を実施され、環境美化に
対する啓発が行われ、平成15年度から平成1
9年度までは、市の補助金を活用し、22団体
できれいなまちづくりの参加や、もろもろのボ
ランティア活動を行った経緯があります。

市民も自主参加し、きれいなまちづくりをし
てきた、その補助事業をなぜ中止したのか、中
止した経過と理由をお聞きます。

また、このような事業を再着手し、今後、予
算計上を復活する考えはないか、お聞きます。

3番目の質問。アパート住民等の地区加入促
進の取り組みについて。

市長は、市民税を納めている住民に対して、
市の情報を広報等によって周知する義務がある
と思うが、地域の未加入者に対して、どのよう
な形で、情報の提供をしているか。

また、宿毛市においても、大型のマンション
やアパートが増加しています。これらの集合住
宅には、専用のごみ集積所を設置することなく、
各地区で管理する既存のステーションを利用し、
ごみ出しの曜日や分別をめぐって、地区住民と
の間でトラブルが発生するケースが見受けられ
ます。

これに関連して、街区、地区長会でも、毎年
のようにアパート住民の区費支払いが問題にな
っております。

大型アパートやマンションの場合、区長や班
長が入居者を確認し、区費等の支払いを求める

ことには限界があります。

地区に加入し、区費を払うことは、配布される広報などへの対価というよりも、地域住環境の維持や、保全に対する共益費という意味合いのほうが大きいものであります。

したがって、住民間のトラブルをなくし、住民間の協調性を保つために、入居者の皆様に、地区に加入していただくことが大切だと思いますが、行政として、よい方法、取り組みがあればお聞きします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、宿毛市中心市街地活性化の基本計画の件でございます。

本計画は、平成21年度事業として実施をしておるわけでございます。

現在の目標としましては、平成23年2月に、内閣府へ認定の申請を行い、23年度から5カ年事業の計画となっております。

基本計画の策定に当たりましては、平成21年4月に、宿毛市中心市街地活性化準備協議会を発足させまして、テーマごとに5つの作業部会をつくり、また、各部会ごとの協議を重ねて、全体会でさらに構想案をまとめておるというふうなことでございます。

さらに、今後、地元調整であるとか、財政的な裏づけに基づく事業仕分け等の作業を行わなきゃいけないだろうと思っております。

また、身の丈に合った計画を作成してまいらなければいけないというふうに思ひまして、本計画に市民の皆様がいろんな御意見を出していただき、御尽力をいただきましたことに対して、感謝をしているところでございます。

これから意見集約がたくさんできたものですから、これからきちんとした計画、5カ年で

きる、できない、そういったところの仕分けをしなきゃいけないということでございます。

以上。

それから、次に吉田 茂先生の銅像の移転でございます。これは、現在、高知空港の敷地内に建立されておりますが、移転について、担当課から県に確認しましたら、以前、宿毛市の方々から、吉田 茂先生の銅像を、先生にゆかりのある宿毛市への移転を考えられないかといった声があったことを聞いておひまして、県でも、何らかの検討をしていく体制を考えているが、経費の問題、それから県民意見の収集、それから検討メンバーといった、さまざまな課題があるということでございまして、現時点では、具体的な形となっていないとの回答がございました。

この銅像そのものが、民間の有志の方々が建てられて、県の所有になっているんじゃないかなというふうに思ひますが、現在、県の移転計画がまだ白紙の状態であるというふうなことでございますので、もう少し、推移を見守る必要があるんじゃないかなと、そういうふうに考えております。

次に、3番目に、吉田 茂邸再建プロジェクト会議というのは、私は初耳でございまして、すぐに対処を、どうしようということが、実はできてないのが本音のところでございます。

いろいろ濱田議員から、協力についてのお話がありました。木材の提供だとか、人的な派遣だとか、浄財の協力要請ということでございます。

ただ、この再建については、基本的には、大磯町の考えでなされるべきだろうというふうなことと思ひます。

現時点では、濱田議員がおっしゃったような協力を行うことへの考えが、実は及んでおりません。ただ、吉田 茂先生、本当に全国で知ら

ぬ者はないという形で、当宿毛市とは非常にゆかりの深い方でございます、という認識は持っております。

この再建プロジェクトのことは、興味を持って、ちょっと注意深く見守ってまいりたいと、このように考えております。

次に、市内における環境美化でございます。

花街道みんなできれいにする事業補助金の背景でございますが、平成14年に開催されましたよさこい高知国体の期間中、数多くのボランティアの皆さんの協力のもとで、市内各地で環境美化運動が実施されまして、ポイ捨ての抑制とか、環境美化に対する啓発に多大な効果がありまして、このボランティア活動が国体だけで終わるのじゃなく、市民参加によるきれいなまちづくりへの参画や、さまざまなボランティア活動のきっかけとなるよう、支援することを目的に、事業が実施されたわけでございます。

平成15年度以降5カ年にわたりまして、県の補助金等も活用しまして、地元ボランティア団体へ必要物品等の購入に対する補助を行いまして、活動を支援することで、地域住民の自主参加、ボランティア意識が根づいたことと推測されまして、平成20年度には、県の補助金の補助対象外というふうになったこともありまして、市の補助事業も廃止しております。

しかしながら、補助事業廃止後におきましても、地域住民を中心に、市民のボランティア活動として、積極的に参加し、継続していただいておりますものというふうに、私は思っております。

予算措置につきまして、市内各地区、及びボランティア団体等より、また強い要望等がございましたら、現状等を調査し、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、地区の加入の件でございます。これは、先月行われました市政懇談会でも、非常に重要な問題ということで、地区長連合会の皆

さん方からも、お話があったわけでございます。

まず、一つ目の、地区未加入者に対して、広報等、どのような形で提供しているかということでございます。

地区によっては、地区への加入を促すという意味も込めて、地区長の判断によって配布をしていただいている地区もあると聞いていますが、ほとんどの地区では、未加入世帯への配布はしてないということでございます。

このために、「広報すくも」を市のホームページには掲載をしております。それから、市役所のロビー、企画課、各支所、それから坂本図書館及び宿毛駅などの窓口に広報紙を置きまして、一人でも多くの方が、行政情報を確認できるように取り組んでいるところでございます。

今後も、原則として、地区長を通しての配布をお願いしたいと考えております。

次に、地区加入促進に向けた取り組みでございますが、各地域におきましては、よりよい生活環境を維持していくために、さまざまな活動をなされています。少し地区の活動を、二、三紹介しますと、住民同士のコミュニケーションづくりのための花見会とか、敬老会など、いろいろな行事を実施をしておられます。

それから、地域を美しくすることによる子供たちへの情操教育の実践とか、住みよい地域づくりのための環境美化活動。清掃であるとか、ごみ集積場の管理なんかもしていただいているところでございます。

それから、防災・防犯対策による安全で安心な地域づくり。さらには、将来のまちづくりに対する県や市への提言等を、区のほうで、いろいろな、このような活動をしていただいているということで、自治会、区の果たす役割というのは、非常に重要であるというふうに認識しておるわけでございます。

地区への加入は市民の自由意思によるもので

はございますが、行政としましては、地区からの意見収集とか、行政からの情報の伝達も、スムーズに行える。また、災害時におきましては、近所の人たちの協力であるとか、助け合いが絶対に必要なことでもありますので、住所移動の手続の際に、地区への加入を、行政としても引き続き働きかけてまいりたいと、このように考えております。

特に大きな災害が起こった場合に、救援物資等の、速やかで正確な配布は、地区長や自主防災組織の協力が必要不可欠でございますから、地区への未加入者の情報が十分把握できないことによりまして、救援物資の遅配、配布が遅くなるというふうな問題が起こらないようにしなきゃいけない。今後とも、地区長連合会等と連携を図って、未加入者への加入促進の取り組みを図ってまいりたいということでございます。

ただ、アパート、マンションの入居者の方々に、なかなか入っていないという実情もあるようでございます。これにつきましては、アパート、マンションの所有者へも協力をお願いするというのもしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（中平富宏君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 今、着々と構想が進んでおる段階でございますが、一応、このトータルテーマにある、公園の中にあるまち、これをまちの人なんかいろいろと参考意見として聞きましたところ、まだこれはあくまでも構想でありますので、実施計画ではありませんという説明をして、皆さんに話したわけでございますが。

皆さんの中でも、都市基盤づくりの中で、商業部門のほうは、もうなかなか無理やねと。できれば、観光とか、そういうようながに、体験の場をまちの中につくって、皆さんを招き入れ

るといような式にかえるのも一考ではないかというふうな、いろんな意見をいただきました。

それで、僕も、その委員の中に入っておりますので、再質問はいたしません、できる限り、このトータルテーマ、公園の中にあるまちを実行して、できる限り、実行していただきたい、そのように思っております。

2番目の吉田 茂先生の銅像移転について、これも今、まだ白紙状態というふうな答えをいただきましたが、できる限り、宿毛市のほうからも、市長も県に行ったら知事をお願いするか、県議なんかの皆さんをお願いするとかして、宿毛に誘致するように試みていただくことも一考かと思えます。

そして、もし、仮にこの吉田 茂の銅像移転、ほかのところを取られてできないというふうな場合には、もし構わなければ、宿毛市で建立する基金なんかを設立できないか、これも一つ考えていただきたい、このように思っております。

それから、吉田 茂邸再建プロジェクトのことについて、これは早稲田大学の口元、前の募金局長からの提案で、奥島総長と、7月の下旬に奥島邸で会っているときに、宿毛活性化のために、何とか宿毛も、ヒノキとかそういう材が裕福なところだから、ひとつ協力してみたらどうだというふうな話を私がいただきまして、ここに質問したようなわけでございますけれども。

その場合には、早稲田の14代総長、奥島さん、そして募金局長になりました口元さんなんかも、浄財基金の一部を賄ってくれるような話もいただきました。

それから、ちょっと忘れてましたけれども、まちづくりの中の水車のことで、水車基金をつくってくれと。それも、早稲田としても金は出すから、ひとつそれを取り上げてくれないかというお話もいただきまして、ここに質問したようなわけでございます。

それから、先ほどいたしました、市内における環境の美化についての中で、市長も協力してくれるようなニュアンスにとれました。それで、このことについては、ひとつ課長のほうに、今まで5年間でどのぐらいの経費を出したか。そしてまた、延べ人数はどのぐらいの人が協力してくれたのか、それを後で、できればお話していただければ結構かと思えます。

一応、それで、質問のほうはそれだけでいいです。課長にあれしたの。

再質問は、課長、答弁お願いします。

○副議長（中平富宏君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、11番、濱田議員の再質問にお答えいたします。

5年間で経費をどれぐらい出したかと。また、延べ人員がどのぐらいおったのかという御質問でございますが、15年度から19年度までの事業費といたしまして、445万6,000円を総額で出しております。また、延べ人員といたしましては、5,411人の参加をいただいて、事業が完了しております。

以上です。

○副議長（中平富宏君） 11番濱田陸紀君。

○11番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

今の、5年間で述べ5,411名、そして使った費用445万6,000円という答えでございましたが、市長、できることなら、こういうような、市民が安らぐような予算にも、これから先、目を向けていただき、またほかのそういうようなソフト事業にも力を入れていただきたいと、そのように思っております。

それでは、一般質問を終わります。

○副議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 10番、一般質問を行います。

先ほど、濱田議員からも質問がございました、同じ命題でございますが、私は、きょうは中心市街地の活性化についてと、あと宿毛市小中学校の再編計画について、この二つを市長並びに教育長、場合によっては担当課長に答弁をいただきたいと思えます。

まず、市長就任以来、およそ8年になろうとしておりますが、その間、日本の経済も余りよくなく、政府の構造改革等があって、地方の収入も減り、私が見た限りでは、市長の第一の命題は、行財政改革にあったと思えます。

借金のほう、いわゆる公債費比率も24年をピークとして、徐々によくなるということも伺っておりますけれども、その中で、中心市街地の活性化、並びに学校の再編計画というのは、莫大な費用を要する。間違えば、幾ら今日まで努力したとはいえ、なかなか継続事業等もあり、立ち行かなくなるのではないかという思いもございまして、そういう気持ちも込めて、御質問をいたしますが。

まず、この中心市街地活性化の基本計画、打ち合わせ資料というのが2010年の7月7日にでき上がっておりまして、これはかなり厚い、このようなもので、議員の皆様は、まだ見たことがないという方がたくさんおる。なぜそうなったのか。

文化環境研究所、これは市長がさきに900万円の予算を組んで、宿毛市の都市再生の計画、基本計画をつくるということで、議会も了承した経緯がありまして、コーディネートをしていただいているコンサルがあるわけでございますが、先ほど、濱田議員の質問の中で、中心市街

地活性化に対する法の流れ、あるいは補助の仕方、あるいは申請等についての経緯はわかりました。

その中であって、この平成23年から平成28年の5カ年を基本計画として、今、協議会でいろいろ、こうしたらいいんじゃないか、あーしたらいいんじゃないかということを検討しておる最中ということでございまして、実施については、市長は身の丈に合ったものをやるということはわかりましたが、まず、この協議会のメンバーを見ますと、商工会の田村 章氏を筆頭に、市からも、商工業者はもちろんでございます。商工会の評議員さんももちろん入っておられますが、せんだって、TMO、タウンマネジメントオーガナイゼーションということで、任意の団体があって、山下市長のときから、その活性化策はワーキンググループで非常に検討をしまいたったけれども、そのままになっておった。

今回は、なおまちづくり会社というものが発足をして、田村 章君が社長になって、宿毛市も10万円を出資をしておると。

そういう中で、協議会を立ち上げて、TMOの流れの中からのいろいろな意見を出し合って、こういう基本の資料というものができ上がっておるわけでございますけれども。

まず、副市長もその中に入っておられるという関係で、逐一、市長には協議会の流れは説明をしてあったと思うわけですが、これだけの膨大な資料が、7月7日にできておるにもかかわらず、まだ議員に配られていないと。しかも、実施が来年の4月からということになると。

都市計画街路事業で、水道通りを直すということもちょっと伺っておりますから、これもやっぱり事業の一環として、重要なポイントを占めておりますので、予算組みは12月ごろからなるろうと思っておりますが、もろもろのそういうこ

とを踏まえれば、7月7日の時点ででき上がった資料は、議員にいち早く見せて、いろいろ検討をして、そして内閣府に、来年の2月に実施計画を申請するということになる、ほとんど時間がないんじゃないかという思いがするわけですね。

これは、市長、副市長にとっては、少し、まだまだ出し合いだからというようなことで、もう少し検討の余地があるという思いもあったかもしれませんが、やっぱり青写真から議会には示すべきじゃないかということ、一言御注意を申し上げておきます。

さて、中身に入らせていただきますが、幾らかかるのかなど。これ、概算も出ておりません。40ページになろうとする事業計画の中で、56号線の内側、いわゆる旧市街化地域ですね。ここを文教エリア、商業エリア、公園エリア、福祉エリア、そして道路が交差する土地基盤整備ということで、5つの事業を官民一体となってやろうではないかと。

その中で、まちづくり会社が運営していくものは商業地域が主ですが、官がやる部分が、これ非常に多いなという思いはしております。

例えば、総事業費が五、六十億かかるのであれば、官がやるものが半分ぐらいあるんじゃないかなという思いなんです、この補助金の流れ、今、平成18年から法が改正されて、今までのまちづくりの補助金が、社会資本整備総合交付金ということで一括されて、いろいろな事業内容にゆとりがあって、都市計画の街路事業もそこへ持ち込めば、通常40%の補助率が5%アップであるとか、商業の再生については、最大経済産業省が3分の2補助するという、非常に補助率の高いものになっておりますが、このことについては、私、次の答弁を聞いた後に一言言いたいこともございまして、後回しにしますけれども。

大事なことは、補助率がいいからといって、飛びつく事業ではないなど。実際に、市長も言ったように、まちの身の丈に合ったものを中心に、この中から選んでいって、できるものだけを申請をしていくという、これは当たり前のことですが、その流れの中でお聞きをしておきます。

まず、市長は、コンサルに頼んだ時点で、公園の中にあるまちをイメージして、そのようなまちをつくっていききたいと。

抽象的な言葉で、わかるような気もするけども、望むところは、具体的にどのようなまちなのか。この事業の資料を見ると、とても大きなことになっておりますから、まずその基本的な市長の考え方も確認しておきたいと思えます。

それから、あとは林邸の活用なんかも、この文教歴史ゾーンというのにありますけれども、これは土地の購入が、非常に難しかったという経過もございまして、こういうものに、ある一定、めどが立った上での計画なのかということもお聞きをしておきます。

それから、この中心市街地のど真ん中に、真丁の半分ぐらいを、いわゆる小野 梓公園として、親水公園として整備をしたいというようなものがございまして、これも地権者との交渉もこれからでございましょうけれども、早稲田大学のセミナーハウスを林邸のほうにつくりたいというようなことも、若干聞きましたが、これは、そういうことであれば、高知銀行のいきさつからしても、集約して、小野 梓公園の中につくったほうがよろしいんじゃないかという思いもいたしますから、そのあたりもお答えをいただきたいと思えます。

それから、一番肝心なのは、この中心市街地の活性化というものが、だれのためにやるのか。何のためにやるのか。

例えば、商業地域、三つの区域に分かれてお

りまして、B-1-1とか2とかありますけれども、この商業地域は莫大な金が要って、真丁商店街の方々が、昔ほどいけばいいんですけど、今、非常に少ない。そうすると、この計画全体の中で、商業地域の割合が占める、中心市街地活性化というのは、いわゆる都市部の、郊外に移転したあとのドーナツ現象の解消であるとか、宿毛の場合であれば、高齢者がたくさんお住まいになっている中心市街地に、疲弊をして、生活の必需品を買うところも、だんだん少なくなって、郊外までは歩けない方がふえたとか、そういう生活環境の保全であるとか、もろもろ目的はあると思うんですが、今回の計画の流れで一番大きなウエートを占める商業地域の再生ができないままに、公共が官の役割として公園をつくり、あるいは基盤整備の道路を南北に貫いていくということは、過大な投資になりはしないかと。

まちづくり会社の社長の田村 章君も、非常に事業手腕のある方ですから、商工会議所の会頭として、このまちの中を何とかせないかんといい気持ちはよくわかりますし、私も30年商売をして、これ何とかならんものかなと。個人としても、市議会の議員としても、思いは一緒ですが、やっぱりここの商業エリアの、商売人の顔が少し見えないところに、この計画を、少し疑問に思うところもございまして、そういう進まなかったことの場合を考えたら、ここで一度、慎重に取り組むべきではないかという思いがございまして、市長にお聞きをしておきます。

それから、小中学校の再編計画については、今議会には、栄喜小学校の統合の条例案も提案をされるということになっております。

保護者の方々の理解も、おおむね得たということも報告されております。

私は、ある議員が、ひとりでも反対したらや

らんと言ったじゃないかというような、べらぼうなことを言ったことありますけれども、そんなことでは、事業というのは、どんなことがあっても進めることはできないと思いますから、民主主義のルールで、過半数おればいいんだという横暴もしませんけれども、やはり教育委員会としては、子供たちが中心であると。主人公は子供だということを念頭に置いて、統合計画を進めておるんだから、栄喜の場合は、一日でも早く、小筑紫の安全な学校に移るということは、大変喜ばしいことであつたというふうに思っております。

その一方、この学校再編は、実に10年間のスパンで行いますから、平成33年ぐらいまでにかかる。そういう流れの中で、東中学校や平田、山奈小学校が一番最後になるわけでございますけれども、市長部局としては、市長はいつも、国にも県にも、耐震は予算をたくさんくれるけど、改築はくれないんだと、そういうかたい考えをやめてくれて、宿毛市は、ぜいたくなことを言っているんじゃないんだと。耐震をして、老朽化した施設を直していても、学校数も多いし、統合しながら、合理的に改築したほうが、ダブルコストもかからないし、将来にわたっても、維持管理もしやすくなるということで、そういう思いで進んでおりますが、財政的なシミュレーションもしっかりした上で、継続事業もしっかりやりながら、この再編計画をやろうとすれば、当然、10年はかかると思うんですが。

待つ身の辛さといいますか、最後になったところは、それぞれ意見も出ようと思えますから。教育長はそら、早くできたほうがいいにこしたことはないが、市長のほうでも、いろんな政治的な努力もしながら、少しでも、最後に残る学校が、早くできるような努力を、再度、要請をしておきます。

それから、新たな小中学校の再編計画の中で、中学校は今、5つあるんですかね。宿中、片中、小筑紫中、橋上中、東中。沖の島を除いて5つあるわけですが、一番最初の基本計画では、中学校は1校にすると。やがて600人ぐらいになるんだということで、私も1校でいいのかな、2校ぐらいがいいんじゃないかと思いましたが、まあ教育審議会を開きながら、市民の意見も聞いて、一応、1校でやろうということが、練り直しになって4つに戻つたと。

ちょっと、数字のことをとやかくはいませんが、1校にしちよつたもんが4つになるというのは、少し変更した教育委員会の根拠を、教育長にお伺いしたいと思います。

なぜ1校であつたものが、また4つに戻つたのか。

一応、前回も聞きましたけれども、再度、どんな主だった理由だったのかなということをお聞きをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に中心市街地の活性化の基本計画の件でございますが、冒頭、青写真のときに、議会に示すべきであるというふうなことに對しまして、非常におくれた、後で言いわけになろうかと思えますけど、非常におくれましたことは、申しわけございません。

ただいま、ここに、今、計画書をコピーしてまいりましたので、皆さんにお配りしてもよろしゅうございませうか。済みませんが、皆さんにはお配りしておいてください。

御指摘もございましたので、皆様方に今、配らせていただきました。

その言いわけに、少しなるかもしれませんが、宮本議員の一般質問に答える形で、説明を少し

させていただきたいと思います。

まず、最初に、まちづくりのイメージについてがございましたので、昨年度、819万円で実施をいたしました都市再生基本計画策定委託業務でございます。

住民の方々の御意見をもとに、ことし3月末に完了しまして、一部、計画案の修正を図りまして、当年7月中旬に構想案というのがまとまって、基本計画ということで、皆様のお手元に配らせていただきましたものでございます。

この中で、当計画案のトータルテーマとしては、公園の中にあるまちをイメージしての計画策定を、協議会のほうへ、私のほうは要望してまいったわけでございます。

具体的に申し上げますと、公園の中のまちというのは、文字どおりまち自体が公園ということをイメージをしております、公園をイメージしますと、皆さんがそのまちの中に緑があふれて、水に親しんでいただく、住民の憩いの空間であるとか、市街地に隣接する森の緑というのとは異なりまして、疲弊した商店街があります。また、中心市街地を大きな緑の空間で囲んでいくというふうなイメージでございます。

新しい商業のまちというよりも、宿毛らしい、美しい町並みを形成しまして、今後のまちづくりの契機に、また住民参加のきっかけづくりにしたいというふうなものが、私のコンセプトでございました。

次に、先ほど御質問が出たんですが、速やかに構想ができ上がった時点で議会へ報告をすべきではないかという御指摘でございますが、協議会では、委員の方々からの活性化についての御意見を出し切ってもらっているという、それが今の計画の中に、すべてが入っているんじゃないかというふうな状況でございまして、多種多様といいますか、多種多彩な事業項目が出されております。

協議会では、今後、事業の仕分けを行いまして、絞込みをする作業が、まだ残っております。ある程度、仕分けが進捗した段階で、御報告すべきだというふうに、こちらは考えておりました。

また、もう一つは、副市長がメンバーではございますが、私としても、その時々、報告はいただいておりますが、市の関係部局、いわゆる、いろんなところが関連すると思いますので、これからトータルイメージに合ったものにしていかなきゃいけないだろうというふうなことがございます。

特に、私の見る限り、非常に事業主体が、官のほうが多いたいというふうに感じております。そういったこともありまして、市のプロジェクトチームを立ち上げて、早急にこれをもまななきゃいけないというふうな作業が残っておるわけでございます。

非常に、事業費も全然、この中には示されておりませんので、ちょっとわからない部分、結構あります。

基本構想の実施に当たり、次に宮本議員から、莫大な事業費を要して、実施できるのかというふうな御質問もございました。宮本議員の憂慮される懸案事項についても、この計画案をもとに、今後、協議会のみならず、宿毛市においても官のするもの、できるもの、財政的な裏づけの検討も行う中で、各種事業の仕分けをしなきゃいけない。

それで、身の丈に合った、より宿毛らしいまちづくりの実現に向けた取り組みを行いたいと、このように考えておるわけでございます。

なお、今後の活性化協議会におきましては、これまでの委員に加えまして、外部の方々、オブザーバーとしまして、国土交通省の地方整備局のメンバー、そして経済産業省の四国経済産業局の方、そして高知県の都市計画課長、それ

から同じく、県の商工労働部の経営支援課長、また、中小企業基盤整備機構四国支部地域振興課長などを迎えまして、さまざまな視点から御意見、外部からの御意見をちょうだいいたしまして、より現実的な実施計画を策定してまいらなさいいけないというふうに考えております。

次に、林邸の活用のご関係でございますが、協議会では、その計画にはのっておりますが、基本計画策定に当たりまして、いま一度、宿毛の歴史ある建物、数少ないふるい建造物の価値を再考査をしております、この結果、十数件の保存検討建造物がリサーチをされまして、そのうち、最も修復、または管理が急がれるのが林邸ではないかというふうになっております。

現計画で、林邸を文教センターの補完施設として整備するということになっておりまして、また、早稲田セミナーハウスを多目的ホールとして併設させるという計画になっております。

用地の購入につきましては、林邸をだれがどうするのか、現在のところ、市としても決定していない状況でございます。活用するのかどうか、こういったことは決定後の話になろうかと思っております。

先ほど、吉田 茂先生の銅像も、宿毛市への誘致という話も出ておりました。両方とも、人様の物でございますので、宿毛市がすぐにこれをどうできるというものではないということも、十分承知しておりますので、そこら辺を、しっかりした考えのもとに、この計画どおりいくのかいかないのか、そういったことも検討の余地が、いっぱいあろうかというふうに思います。

次に、セミナーハウスの建設場所でございます。早稲田のですね。

当初、早稲田のゆかりある梓公園内に設置の検討をしていたようでございますが、公園が狭くなることもあり、文教施設であるという理由から、林邸に変更した経緯があるようでござい

ます。協議会の準備委員会の中でございます。

それから、林邸の活用につきましては、今後、必要性も含めまして、先ほど申しましたように、今後、事業仕分けの中で、十分、検討していかなきゃいけないというふうに考えております。

次に、官の役割となる道路等のインフラ整備についての御質問がございました。

宮本議員御指摘のとおり、以前の真丁の商店街移転計画等が不調に終わった経緯等もございまして。商業についても、厳しい状況にあることは承知しております。

まちづくりの展開といたしましては、商業の活性化を中心に、計画するものもあれば、市街地に居住する住民のために行うもの。そして、インフラ整備に重点を置くものなど、さまざまなものがございまして。

市としましては、町中に商業ゾーンを大きく計画しても、私自身、今、思っておりますのは、無理があるのではないかというふうに思っております。

先ほどからの繰り返しになろうかと思いますが、宿毛らしい、身の丈に合った、総合的なまちづくりにしていかなければいけないというふうに考えております。

現計画にあります各種事業は、このままの計画で実施するものではなく、あくまでも的確に将来を見据えた上で、必要なもののみとしまして、無駄な投資に終息することにならないよう、投資に値する魅力あるまちづくりを行うべく、今後は十二分に検討協議を重ねまして、投資に見合う効果を目指して、にぎわいの再生による中心市街地のまちづくりに取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

その計画の中で、一番、私が思っているのは、トータル的なテーマの、公園の中にあるまちというものは、皆さんがよく言っていただけるんですが、公園の中に、今の計画の中、ほとんど

本年度、策定をいたしました小中学校の再編計画におきましては、先ほど、議員が御指摘のように、市長も話にありましたように、今後10年間ですべての学校の改築とか、耐震化を完了する計画となっておりますけれども、保護者の説明会の中でも、いつ発生するかわからない南海地震に対して、できるだけ早く耐震化をしてほしいとの御要望もいただいております。

教育委員会といたしましても、財政的にも厳しい状況ではありますが、子供たちに安全な教育環境を確保するために、再編計画に基づく耐震化や、改築がおくれることがないように、先ほど市長も答弁にありましたように、我々もできる限り、市長部局とも協議を進めながら、可能であれば計画よりも少しでも早い実施ができるように努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、平成19年度策定いたしました小中学校の再編計画の中では、中学校が1校となっておりますのに、今回の見直しで4校になったその理由、根拠はどのようなものかという御質問であります。

そのことについて、お答えをいたします。

平成19年度に策定をいたしました小中学校再編計画の見直しに当たりましては、教育審議会からの答申であるとか、議員の方々からの御提言、それから教育懇談会における保護者や地区長さんからの、皆さんからの御意見を十分参考にさせていただきました。

その中で、再編に当たって、基本的な方針の中に、学校の適正な規模であるとか、適正配置は基本としつつも、やはり地域性についても、できるだけ考慮するように明記をいたしております。

市内の学校における中学校間の連携による教育活動の取り組みであるとか、各学校間での望ましい教育原理を活用する中で、切磋琢磨を

して、教育効果を上げていくことも一つの方法ではないだろうか、そういう認識の中で、1校とすることについては、まだ性急ではないかと、こういうふうな判断をしております。

しかし、長いスパンでの視点で考慮してまいりますときには、将来的には、生徒数の動向によっては、さらなる再編も検討していかなくてはならないということが予想される、このように思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 再質問をいたします。

まず、市長、早速資料を配っていただいて、早過ぎたなと思うぐらい。議会でも、皆で検討をしております。

その中で、市長の頭の中にある緑の空間で囲まれた市街化地域と。商売だけでなく、住みよい環境で、できるだけのことをしていく。これから仕分けをしていく段階においては、職員もプロジェクトチームをつくって、また各省から、県から部長、課長を呼び、四国の支部振興課長等も出て、実際にこれから練り上げていくという流れはわかりました。

林邸に対する考えも、わかりました。

そこで、私が後でちょっと言いたいことがあると言ったのは、この私も宿毛に帰って30年商売をして、それなりに飯が食べたのは幸せだったなと思うけど、これから一番心配するのは、地元に残る、あるいは地元に戻ってくる我々の次の世代が、非常に人口が少なくなった中で、商いをしていくところが、非常になくなったなという思いがあるわけですね。

そこで、まちづくり会社も、会議所等々が必死になって、これじゃあいかんぞという思いもよくわかるんですよ。だから、行政も、財政負担ができれば、この絵にかいたようなことを1回やってみればいいんですが、ただ、その中で、

ちょっと気になるのは、真丁商店街の方々や、この町の中で商売しておる人の熱い声が聞こえてこないんですね。

昔、林市長がやっているところに、濱田議員は、いつも中心市街地、何とかしてくれという話をしました。20年前からやっていると思います。民が先に立ち上がってくれと。官は後からついていくからという議論で終わりましたけれども、やっぱり商売人が、みんながこのままじゃ食えなくなるから、もう土地のこんな広いのは要らんと。店も半分あったらいいと。余ったところ、全部緑の公園にしていいから、豊かな町をつかって、その隅のほうでも商売させてくれという、生の声が上がってきたんだったら、この計画は実施段階で内閣府にも認められると思うんですよ。

そこがないから、だれのために、何のためにやる改革になるのかというのを、私は危惧しておるわけです。

そこで、簡単に言えば、一番日本の地域をめちゃくちゃにしたのは政府なんですね。私に言わすと。これはもう、大店法ですよ。

大規模小売店舗法、30年ぐらい前に制定をされて、なぜ廃止になったのか。十数年前に大店法は廃止になって、その後、大規模小売店舗法は、大規模小売店舗立地法という名前をかえて、2000年から施行されましたが、その改正になり、廃止になった理由は、アメリカなんですね。

日米構造協議。これは、貿易摩擦の不均衡を是正する。そこで東芝のファミコンであるとか、三菱かトヨタの車がひっくり返されて、ガソリンをかけられて燃やされて、アメリカはこの借金何とかしろということで、世界の大蔵大臣や総理を集めて、引き金になったのはニューヨークのプラザホテル、プラザ合意というやつですが、アメリカが長期の財政借金を、日本に肩が

わりさせるために79円という円高をつくった。今、85円ぐらいですが、その当時の79円は、大打撃を受けた。

そして、その流れの中で、日本は公共投資を500兆ぐらい、10年間でやるからと。内需をふやすからという約束と、大規模小売店舗法を改正しなさいと。スーパーマーケット、ディスカウントショップ、ドラッグストア、これがアメリカからどんどんやってきた。

日本も対抗しなきゃいけないから、地方に分散して、彼らは大資本同士が手を組んで、宿毛までやってきた。

我々が行政視察に行くと、地方を見るに、郊外から入ってくると、もう全国コンビニとかドラッグストアとか、スーパーマーケット、ディスカウント、そしてホームセンター、全く同じ景色になって、地方の色が全く見えない。

そういう中であって、宿毛市は、ドーナツ現象解消のために、中心市街地を活性化したかったが、今までできなかった。

じゃあ、今、一番くたびれているときにできるのかと言ったら、私は非常に心配になる。

そこで、きょう質問する本当の意味は、流れは担当課に聞けばわかっているけど、市長に認識していただきたいのが、市長も国や県には、たくさんものを言って、非常に行動的にやられているから、私は期待をしておるんですが、今の、ちょっと後で言う教育関係の単価の問題もそうですけれども、この国がアメリカの要求で大店法を改正して、資本主義の社会は弱肉強食ですから、必ず大資本が食い殺す。大資本同士でけんかをして、我々はとぼっちを受けながら、生活の場を求めるときに、何で古い、旧市街化地域に限定して交付金を出すのか。

大阪や東京ならいいですよ。郊外、遠いから。宿毛は歩いて数歩のところ、新しい都市計画の場所もある。

旧市街化地域から歩いて、老人が歩けなきゃ、ここに、計画にあるように、逆の電気バスのルートで買い物を助けてあげればいい。それを線引きをして、旧市街化地域を活性化さすというものじゃなくて、国に対して、民主党も「コンクリートから人へ」ということで、非常に国民生活を第一にしているのであれば、きのうも話にあったように、地域主権というのは、地方が身の丈にあったことを、地方でやってくと。人間も財源も権限も、三つの権利を地方に与えるというんだったら、こんなくだらん線引きで、3分の2の補助金を出すなんてばかなことをしないで、住みよい生活空間は、この市街化地域で、緑の公園の中でやると。

商業ゾーンは、大型店が立地する都市計画のところで、1回試させてくれんかと。それが規制緩和ではないですかということ、やっぱり市長は国交省なり経済産業省なり、関係各省に出向いて行って、あるいは民主党の政調会長や幹事長に申し上げて、同じ補助金くれないかとか。あんた方、間違っているんじゃないかということ、ぜひ言ってもらいたい。

中西市長ならできると思う。それをやれば、この絵にかいたもちに、濱田議員も言ってたが、ならないように、中身を、適材適所に持つていくことが一番いいんじゃないかなと。

ただ、冒頭言ったように、補助率がいいから事業をするというのは、もうやめたほうがいい。ランニングコストが高くなって、何とかじゃあ、3分の2の補助をもらうから、商業地域、その中心市街地に出店しようかなというのを探してきても、数年もたたないうちに経済戦争に巻き込まれてつぶされるようでは、最後に残るものは何もないという思いがしますから、そのことを、市長にぜひお願いをしておきたいと思えますし、その決意のほどもお聞かせください。

それから、教育委員会のほうでは、市長は今

の実勢価格の単価交渉と、それから、できるだけ安心・安全の学校づくりだから、できるだけ前倒しでやるという、こういう答弁をいただきましたので、もうここに関しては、市長、答弁よろしいですから、中心市街地の基本的な、私の今の質問に対してだけお答えをいただきます。

教育長、ファイルが、僕、どこへいったかわからんようになりました。

基本的には、地元と交渉しながら、再編計画をやって、これからも財政課と話して、安心・安全な学校づくりを早く、待つ身は辛いですから、何とか早くできるようにお願いをしておきますし、そういうお考えであったということで、なお頑張ってくださいと思います。

四つを一つにしたという理由。今言われた地域性であるとか、適正規模、配置等を勘案して、一つは、あんまり早急過ぎたなという思いは、大体、こんな答えが出るんじゃないかと思っておったんですが。

中で、やっぱり、将来的にはまたさらなる再編も検討しなきゃいかんと。長いスパンで見たら。当然なんです、長いスパンというのは、今、長期に10年計画をつくっておって、最大生徒数、児童生徒が宿毛市にいたときは、我々の団塊世代の昭和二十二、三年ごろですね、その生まれたのが小中学校に行ったときは、七千数百人おったと思うんですよ。

学校給食が始まった、林・さんが公約にして、学校給食をやるんだと。5万人のまちをつくるんだと。公約違反じゃないですけど、減ってしまいましたが、あのときにも、3,000人近くいたと思うんですね。給食の配食が。

将来的には、ちょっとその先、ほんの少し先はもう1,600人でしょう。そうすると、将来といえども、そう遠くない将来に再考しなきゃならんぐらいの人口がいつていると思うんですけど。

そんな流れの中で、四つを一つにするときに、例えば、小筑紫の中学校。たしか前回の答弁で、基本的に、この四つの枠組みは変えないと。小学校が6つぐらいですか。これは地域性も考慮してあげないと、通学が大変だから。

小筑紫の中学校は、この地域性というのも問題があるんですよね。地元の皆さんの意見が地域性でしょうから。栄喜も相当苦労したんですから。

だから、主人公の子供のためだけでいいんですよ。もうこんなものは要らない、我々はね。地域性なんていうのは。小学校以外は。

そうすると、中学校、小筑紫、この際、宿毛中学校が小学校の後に改築されるときに、橋上も、もう10人ちょっとぐらいになっているから、橋上やりますよと。いや、小筑紫もやればいいんじゃないかと思うんですよ。

それを耐震をして、残す理由があるのか。そういうことを考えていると、話がちょっと飛びますが、前回に戻りますが、大島小学校も、あれは松田川も宿毛小学校になるはずだったんですよ。ただ、政府の経済対策、麻生さんのころの。ほとんど持ち出しが要らんからといって、大島は耐震になった。そして、咸陽はもう、耐震が済んでいるから、統合には入れない。

これは、私はやっぱり、ちょっと先を見ると、どっちみち老朽化しているんだから、一時しのぎのようなことはせんほうがええなという思いはあったんですが、皆さん方の意見の流れの中で、それだけではなくて、効果もあるんだろうという思いで、そのときは自分自身もそんなに反対せずに、その程度のことであれば、大丈夫かなという思いありましたが、やっぱり、一つ一つ例外を少しくつっていくということは、最後がおくれるということになるじゃないですか。

前倒しするには、厳しいけど、もう見切りをつけてくれないかということも必要だと思うん

ですよ。

だから、小筑紫に対するその教育長の考えです。枠組みは変えないと言ったが、現実にはもう40人ぐらいでしょう。30人を切ったら、県のほうも。職員の配置もできないと。用務員さんもおけない。

そしたら、校長先生とか教頭先生、雑用になって、子供と向き合う時間がないとか、もろもろの弊害も出てくる。

30人が、数は決めているけど、40人ならいいのかといえば、そうじゃないと思う。長い目で見れば。そんなあたりをお聞きしたいのと、それから、もともとこの小中学校再編成は、私は三つ大きなポイントがあったと思うんですよ。それは子供たちが減るのが一番。それから、耐震。それから、将来は、最終的に落ちつくのが、道州制で、地方の分権。今、地域主権と言っているけど、政党が変わっただけで、何ら中身は変わってないんですが。

そういう時代が来たときに、地方6団体、知事や市長や議会、もろもろの機関が、政府に言っていることは、教育はもう各県でやらしなさいよと。それぞれの色を出してやるからということ、国にも訴えているんですから、やがてそうなると思うんですよ。

そんななったときに、宿毛市の体力でできるものはどこまでかということと、主人公の子供を守れるかということの二つしかないと思うんですよ。

そういう意味から、小筑紫のことについて、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

今、御提案がございました、大きなところで、この中心市街地、狭いところですけども、

今、宿毛市全体を考えれば、駅前のほうにも行ったり、量販店が非常に郊外に行っているということでございますから、そういったところでの商業ゾーンをまとめた形でものを言ったらどうかと、いうお話だというふうに理解してよろしゅうございますね。

そういうことをやって、補助率がよいからやるのはだめだという話もありました。

私も、補助率は高いにこしたことはないんですが、やはりそれに、だから飛びつくということではないということのほうは、心としては思っておりますし、いずれにしても、市のほうの財源を出さなきゃいけない。高かろうが低かろうがですね。そういうことはありますから、財政とはちゃんと、きちんとして、いわゆる効果のあるものやっつけていかなきゃいけないというふうなことは思っております。

そういった形で、先ほどのお話の中での理解をさせていただきましたので、機会をつくって、政府のほうにも、いろんな政策を決められる方々、そういった方々にお話をさせていただきたい。

やはり、東京で考えるものと、地域において、地域を知ってお話、いろんな制度をつくっていく人とは、また全然違うと思います。そういうことで、この地域の実情をきちんと把握した上で、いろいろな事業に対する政府の支援だとか、そういうものをきちんとしていただきたい、そういうふうなことは、これからも申し出ていきたいというふうに思いますし、そうなりますと、今の計画につきましても、商業ゾーンをたくさんとらなきゃいけないのかどうか、そういうものも、おのずから答えも出てこようかというふうに思っております。

それから、この中心市街地の関係は、東京のコンサルと申しましたが、そこに文化環境研究所とありますが、この方は、実は宿毛市で小さ

いころ育って、非常に宿毛市のことをよく知っているという意味でお願いをしまいで、この方、全国的にいろんなまちづくりも関与しておりましたので、そういったことでの文化環境研究所にお願いしたという経緯もございます。

ぜひ、宿毛を知って、宿毛の人たちの身の丈に合った形でのこの基本計画を、もう一度、きちんと見直し、それからできるものを皆さんに説明していくというふうなことでございますから、きょうはまことに、議員の皆様、その基本計画、今ある基本的なものを、ようやくお渡しいたしまして、まことに申しわけなかったんでございますが、ぜひ、それをまた議員の皆様も精査していただきまして、事業仕分けと申しますか、そういった形のもの御意見もいただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちの安全な教育環境を、できるだけ早く確保するように努力をしてもらいたいという御指導がありました。御提言がありました。

先ほど、市長の話の中でもありましたように、財政難でもありますけれども、宿毛市の子供を守るために、教育委員会としても、市長部局と協議をしながら、この計画を進めて、できるだけ早く進めてまいりたいという気持ちであります。

それから、お尋ねの小筑紫中学校を、耐震化を行わずに統合に向けて検討をするべきではないか。その理由については、議員のほうからいろいろ御指摘がありましたし、私も納得するところもありますけれども。

私が19年度に、宿毛市の中学校を1校にと、いうその案の中で、大きな要件につきましては、中学校においては、地域性も大事であるけれど

も、子供の知に対する興味の心を育てたい、大事にしたい。それは、子供の多様なニーズに対応できるということ。大規模の学校であれば、それは大事にしたいということでありました。そういうふうな話をさせてもらいました。

一つには、例えば、英語の好きな子で、英語のサークルのクラブをつくれる可能性もある。音楽活動も、しっかりできる。それから、運動部も、と言いますか、相撲であるだとか、柔道であるとか、いろいろな子供のニーズに対応できるような部が設置できるのではないかとということがありました。

そのために、1校をということで推進をしてまいりましたけれども、先ほど申しましたように、その1校案を出した中で、いろいろな、各層からの意見をいただきました。先ほど、このお答えをいたしましたように、ある程度、2校か3校か、今の宿毛の状況であるならば、100名以上の学校が数校つくれるのであるから、1校は余りにも性急過ぎるということで、4校になったわけですがけれども。

小筑紫中学校につきましては、残した要件って何点かあると思いますけれども、一つには、まず、小筑紫中学校は、宿毛市の中学校の中では、比較的新しい学校なのです。56年ということですので、56年に国の新しい耐震化の基準が設置されましたので、それ以降の、57年以降の建物については、耐震化をクリアしている、基準をクリアしているわけですので、比較的新しい学校であるということが1点。

それから、今度、新しくできました小学校と、特別教室を共有をしているということでもあります。理科室であるだとか、家庭科室であるということ。

この学校は、小筑紫小学校は、10年以上、40人の生徒が、今の子供の推移でいけば、確保できるということもありますので、いろいろ

な自治活動、生徒会活動を盛んにするだとか、そんないろいろな子供の、ある程度のニーズにも対応できるような学校で、教育活動が対応できるということもあって、その小筑紫小、中学校は残していきたいと。

それから、小筑紫小学校がもう少し、中学校、小学校の中にスペースがあれば、特別教室もつくるようなこともあるかもしれませんが、財政のこと、それからスペースのことも考える中で、小筑紫小、中学校の特別教室を、小筑紫小学校と小筑紫中学校で共有をして、対応すると。

それから、耐震補強が済んで17年、20年たつかわかりません。小筑紫中学校の子供らが減って、10人になるか20人になったときに、統合する場合にでも、それは小筑紫小学校の特別教室を使えるであろうし、それから、比較的新しい学校であるので、その地区のために活用できると、そういうようなところもあると思います。

そのために、将来的に中学校が統合になりましても、校舎の耐震化は必要ではなからうかと、こういう判断をいたしまして、小筑紫小学校を耐震化するようにいたしました。

以上です。

○議長（寺田公一君） 10番宮本有二君。

○10番（宮本有二君） 市長からは、私の思いもわかっていただいて、そのようなことで、やっていくということですのでございますから、もうこれ以上の質問はございませんが。

宿毛市の中で、次に宿毛市を担う世代のものが、何とかやっていけるように、行政も努めなければ、商売の面でいえば、もう交通の便がよくなるに従って、お客さんは遠くへ遠くへも行きやすくなるから、私は、最終的には、二分した商店街とかいうのではなくて、一つの地域で、宿毛市が何とか、ここだったらやっていけるな

というところに助成をしていくという方向で、まちづくりを進めていただきたいと思います。

教育長の今の小筑紫の理由は、大体わかりました。でも、一言つけ加えておけば、昭和56年からできて、耐震の面でも30年しかたっていないからというものもありますけれども、長いスパンで考えたときに、耐震をしながら改築をしていくというダブルコストは当然できないわけですから、あと20年ぐらいということになったら、既に50年はたちますから、それはもうたんわけですから。

そのようなことを考えたら、これから学校再編をしていくときに、少しの人数の差ではなくて、いかに効率的なのかということも考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

これ以上答弁は、もう求めませんから。

それで、私は、希望的なことをちょっと、時間がありますから、二、三分言わせてもらいますと、教育長ね、その、これは市長にも聞いてもらいたい。これは私の考えだから、それはいかんぞというかもわからんけど。

県立だからできんとかという議論にもなるかもしれませんがね。

中身は、幡多広域で自立圏構想というのがあって、医療であるとか、図書館のネットワークであるとか、もろもろやっている。国は、市町村合併も進めた、その中身として、宿毛市と四万十市を中心に、幡多広域の自治圏構想ということで、皆さんがそれぞれ、暮らしやすいようにということで、お金もいただいておりますが、私から言えば、金が少な過ぎると思うんですけどね。もう少し出してくれたら、自立圏になるんじゃないかという思いもありますけど。

例えば、この教育の中で、勉強のできん子も、体操する子もいいんですよ。できる子だけがいいというんじゃないですから。そこは間違えないように聞いてもらいたいです。

幡多広域の教育委員会で、こういうことを話せないのかなという思いがあるんですよ。宿毛の運動公園でもいいですけど、あそこは体育の施設も、すべてが万全に整って、もろもろ施設がある。

エリート学校はつくることはできないのかと。例えば、学芸や土佐や愛光に、勉強のできる子が行きたくても、家庭が貧しかったら行けない。いいDNAを持ったのがたくさんおると思うんですよ。そういう子供たちが、人数のことは言いませんけど、あそこで勉強して、例えば中高一貫にして、幡多広域で、東京の大学でもどこでも受かるような子をつくることはできないのか。その子たちは、やがて地域に発展の材料を与えるし、都会で成功しても、いろいろこの地域に貢献できることがたくさんあると思いますから。

学校の数も、地震対策でもやらないかん。生徒数減少でもやらないかん、それはよくわかるんです。でも、何となく寂しいんですね。それはマイナス思考のような形で。

だから、幡多広域の中で、いい学校一つつころうじゃないかといえば、その地域の力が、そこでふえるんじゃないかと。それは、住民の皆さんが安心して暮らせる一つの力になり得ると。

例えば、これは小さな病院が悪いというのじゃないけど、病院もたくさんある。お医者さんはたくさんいる。でも、高度医療ができるけんみん病院がなければ、この地域はそういう意味では、安心して暮らせない。

教育もそうじゃないかと思うんですよ。一つ中心になる、別の意味でも、学校があれば、この地域で定住する人もふえるんじゃないかという思いがありますから。

これは希望的な考えですから、教育委員会でもそういう話もしていただいたら、イギリスにも小さな町にすばらしい学校があつて、住民が

ふえているところもあるんですね。

私も世界じゅう回りましたけん、大概のことは見ておりますけれども、こんな町にこんな大学があるのかなど。カルチェラタンがたくさんありますから。

そういうことも、希望的に申し上げておきますから。すぐ答弁できんと思いますから。

これで終わります。

○議長（寺田公一君） これにて一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から、「議案第27号及び議案第28号」の2議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありません。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第27号及び議案第28号」の2議案を日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

「議案第27号及び議案第28号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第27号及び議案第28号は、工事請負契約の締結です。

両議案の工事とも、平成21年度の繰り越し事業として、公共投資臨時交付金を充当し、地上デジタル放送の難視聴地域及びブロードバンドゼロ地域の解消等、情報格差是正に向けた情報通信基盤整備を行おうとするものでございます。

まず、議案第27号は、センター局となるS

WANテレビ及びサブセンター局となる総合運動公園への情報機器設置等に係る工事を実施するに当たり、三菱電機株式会社四国支社と、7億1,400万円で工事請負契約を締結することについて。

また、議案第28号は、市内各地域への光ファイバー網敷設に係る工事を実施するに当たり、日本コムシス株式会社高知営業所と3億3,180万円で、工事請負契約を締結することについて、それぞれ地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

追加になりました議案でございます。よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時26分 散会

平成22年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成22年9月8日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第28号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第28号まで

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 岡崎匡介君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 滝本節君
税務課長 山下哲郎君

會計管理者兼 會計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	乾均君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長補佐	山戸達朗君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第28号まで」の28議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、質疑をさせていただきますと思いますが、質疑の議案は、第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、最初は、ページ15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、9目開発推進費、19節負担金補助及び交付金についてでありますけれども、地域公共交通活性化再生総合事業負担金として、584万円が計上されております。

先日の一般質問において、地域公共交通の充実の問題について質問をした経緯がありますが、それに関連をする予算であろうかと思いますが、事業内容を含めて御説明をいただきたいと思えます。

そして、この負担金については、昨年度は811万8,000円でありましたが、昨年に比べて減額となった理由について、お示しをいただきたいと思えます。

次は、ページ17ページ、第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料についてであります。

過誤納還付金として800万円が計上されております。ことしの当初予算において1,100万円が計上してございました。合計で1,900万円となります。

ちなみに、平成19年度は829万円、20

年度は1,083万円、21年度は1,487万円でありました。このように、過誤納還付金は毎年増加をいたしております。過誤納還付金が増加傾向にある理由と言いますか、その原因について、どのように分析をされておられるのかお示しをいただきたいと思えます。

そして、今回、このように800万円もの大幅な増額をしなければならない理由をお示しをいただきたいと思えます。

ページ22ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費についてであります。ページ11ページの第14款県支出金、第2項県補助金、3目労働費県補助金としての緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金に係る事業であろうかと思えます。212万7,000円をもって、どのような事業を行おうとしておられるのか。そして、雇用しようとしている臨時雇用計画、及び事業内容や委託先を含めて、御説明をいただきたいと思えます。

ページ23ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金として、257万1,000円が計上されております。この4つの事業の中には、新規の事業もありますので、どのような事業内容であるのか、あわせて補助金をどのような団体に補助をしようとしているのか、それぞれ御説明いただきたいと思えます。

25ページ。第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金についてであります。市民祭宿毛まつり補助金として60万円が計上されております。

当初予算においては、例年どおりに270万円が計上されておりましたが、ことしは今までに比べて60万円の増額となりました。その増額となった理由について、御説明をいただきたいと思えます。

29ページ。第9款消防費、第1項消防費、

2目非常備消防費についてであります。今回、全体で130万1,000円が計上されておりますが、そのうちの63万1,000円につきましては、ページ12ページの第19款諸収入、第5項雑入、5目雑入、1節雑入において、少年消防クラブ防災実践活動モデル事業に対して、補助されたものであります。

少年消防クラブ消防防災実践活動モデル事業補助金は、御案内のとおり、中学生や高校生の少年消防クラブが、より実践的な活動ができるよう、簡易救助資機材や、応急救護機材等、必要な物品購入に対する助成でありますけれども、どのような資機材を購入しようとしているのかお伺いいたします。

そして、助成をしようとしておる少年消防クラブは、市内のどのクラブであるのか、お示しをいただきたいと思っております。

ページ30ページ。第10款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費についてでありますけれども、17万8,000円につきましては、財源の変更となっております。これにつきましては、ページ12ページの第19款諸収入、第5項雑入、5目雑入、1節雑入において、財団法人伝統文化活性化国民協会よりの補助金として歳入されたものに関連すると思っておりますが、当初予算等におけるの予算説明項目の中で、伝統文化活性化に係る事業予算について、把握できませんでした。

そこで、財源内容を変更した理由及び今後、この助成を受けた事業趣旨を生かし、どのような事業を実施しようとしているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般

会計補正予算（第2号）、ページ15ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、第9目開発推進費、第19節負担金補助及び交付金の584万円についてでございます。

今回、予算計上いたしております事業内容について、御説明させていただきます。

まず、事業内容については、みんなで守り、支える意識の醸成と仕組みづくりといたしまして、平成21年度から継続事業として行っておりますサポーターズクラブの運営、サポーターポイント制度の導入、広報やPRの実施を計画しております。

次に、利用したくなるサービスの提供といたしまして、これも継続事業でございますが、クリスマス列車の運行によるキャンペーンの実施、乗りやすさのための100円刻みの運賃設定、定期券の割引率の拡大、列車、バスの共通回数券の発行等を計画しております。

新規事業といたしましては、既存バスのシーートの改善や、列車の改修、量販店のポイント制度の導入等を計画しております。

次に、利用しやすい環境づくりといたしまして、これも継続事業ではございますが、新規路線の運行、これは三原から入野までのバスでございます。それから、シャトルバスの運行、これは平田駅とけんみん病院とのシャトルバスでございます。

土佐くろしお鉄道の増便等の実証実験を実施する予定でございます。

また、駅に設置する発券機能を高めた切符販売機の設置や、バス停留所の整備を実施する予定でございます。

負担金の増減につきましては、国の内示額の増減や、年度ごとに取り組み内容を改善して実施しているため、金額に変動があるものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 税務課長。

○税務課長（山下哲郎君） 税務課長、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ17ページでございます。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料の800万円についてでございます。

この還付金は、過年度の所得に減額修正があった場合に、納税者に還付しているものでございまして、当初予算では前年度確定申告額の2分の1を予定納付する法人市民税の申告状況等を考慮して、積算をしました。

その結果、全体では、前年度実績の約7割に当たります1,100万円を予算計上していましたが、法人市民税で想定外の2社で800万円以上の大口の過誤納還付金が生じたことによりまして、本年度は既に74件で、ほぼ全額を支出している状況にあります。

したがって、予算の執行状況から、今後の必要額としまして800万円を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、増加傾向の理由についてであります。一昨年のリーマンショックに端を発した世界経済の混乱、景気後退によります企業業績の悪化が大きな要因であるというふうに考えておられまして、今後もこのような状況が続くんじゃないかというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、4番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の22ページでござい

ます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費212万7,000円の事業内容や、委託先等についての御質問をいただきました。

本事業は、高知県の緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金を活用して実施するものでございますけれども、4節の共済費20万4,000円、7節の賃金140万7,000円、及び13節委託料51万6,000円のうちの1万9,000円の合計163万円につきましては、本定例議会に御提案申し上げております議案第25号に関連するものでございますけれども、平成23年4月1日に統合を予定いたしております栄喜小学校につきまして、今後、統合に向けた円滑な事務の執行のために、臨時職員2名を雇用しようというものでございます。

雇用期間といたしましては、本年11月1日から平成23年3月31日までの5カ月間を予定いたしております。

職員の確保につきましては、本事業を行うに当たっては、四万十公共職業安定所に募集をする必要がございますので、募集をいたしまして、応募者の中から選考をいたしたいというふうに考えております。

なお、委託料の中の1万9,000円につきましては、臨時職員であっても、事業所といたしまして健康診断を受けさせる必要がございますので、宿毛市が委託を予定しております事業所にあわせて委託をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長兼文教センター所長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ22ページ。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、13節委託料、緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料の内容についてでございます。

委託料51万6,000円のうち、49万7,000円を、宿毛文教センター外装等清掃事業を実施するために計上させていただいております。

この事業は、公民館、図書館、歴史館のある宿毛文教センターの外装を中心に清掃するものでございます。

平素、清掃では困難な高所にあるサッシ等を含めた外装全域や、建物周辺の通路の高圧洗浄、池の防水処理、汚れが付着した床面のクリーニングなどを実施することといたしております。

委託先につきましては、高圧洗浄、あるいは高所作業ができる市内事業者を予定しております。

また、この事業の雇用人数は、新規雇用2人を含め3人を予定しております。

次に、ページ30ページ。10款教育費、4項社会教育費、3目公民館費についてでございます。当初予算で伝統文化こども教室の予算計上をしておりましたが、今回、財団法人伝統文化活性化国民協会からの補助金の決定がございましたので、財源内訳を一般財源から特定財源に変更を行ったものでございます。

また、この補助金は、行政だけでなく地域に根差した団体が、伝統文化を子供たちに体験して、取得してもらう事業に対して補助が受けられる内容のものになっております。地域の伝統文化の保存継承に取り組んでいる団体にもお知らせし、取り組みを行っております。

これまで、橋上子ども和太鼓クラブ、大深浦子供獅子舞会、野菜祭り保存会などが申請してございましたが、今年度につきましては、野菜祭

り保存会が野菜祭り太鼓踊り練習会を実施し、伝統文化を継承していくために活用しております。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ23ページ。

6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金として257万1,000円が計上されているが、事業内容と、どのような団体に補助しているかという御説明をさせていただきます。

まず、宿毛市中山間地域集落営農等支援事業費補助金35万3,000円の事業内容ですけれども、集落営農組織や、集落営農に対して関心のある集落等を対象として、各集落のリーダーなどの主要メンバーに対して、集落営農組織の視察研修を行い、その活動内容を実際に見て、聞いてもらうことで、集落営農の必要性と、自分たちの集落でも取り組みが可能であることを感じてもらう。そして、実際の集落営農組織の設立や、営農組織の活動につなげていってもらう目的であります。

事業費といたしましては、研修費のバス借上料と、謝金となっております。

研修先といたしましては、香川県1回と、高知県を、県内を2回予定をしております。

補助金の交付先といたしましては、宿毛市担い手育成総合支援協議会であります。

続きまして、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金166万6,000円でございます。

当初予算で施設設計委託料、搾汁施設改修費及び搾汁機設置費などの補助金として、5,750万円を議決していただいておりますが、今回、高知県工業技術センターや、幡多福祉保健所の指導助言のもと、高知県食品衛生管理認

証制度を受けるためには、施設内の照明器具を変更、そしてナオシチの洗浄部分と搾汁部分、また冷蔵庫設置部分と作業場を、それぞれ分離する必要が生じたので、今回、増額補正をお願いするものです。

事業費といたしましては、全体で200万。そのうち県の補助金3分の2で133万3,000円、市が6分の1の33万3,000円。それから、生産組合のほうで33万4,000円負担となります。

それから、補助金の交付先については、直七生産組合であります。

次に、宿毛市環境保全型農業推進事業費補助金20万2,000円であります。化学肥料、農薬の低減や効率的利用により、環境保全と生産性の調和に配慮した持続的な農業を目指し、人と環境に優しい生産基盤の確立と、消費者が安心して消費できる安全で良質な農産物を生産するため、ミョウガの生産において天敵昆虫、これはミヤコカブリダニという昆虫でありますけれども、及び交信かく乱剤を導入し、栽培体系の確立を図るものでございます。

全体事業費30万3,500円のうち、県補助金3分の1で10万1,000円、市が3分の1で10万1,000円、残りが事業主体で10万1,500円であります。

補助金の交付先については、高知はた農業協同組合宿毛支所園芸部であります。

続きまして、宿毛市生活改善センター修繕費補助金35万円あります。橋上生活改善センターは、平成22年6月議会において、宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議決していただきましたが、平成22年7月1日より、地区に無償譲渡し、管理運営を行ってもらうことになりましたが、廊下、玄関タイル、畳など、一部損傷している部分を7月までに補修を行い、引

き渡す予定でありましたが、予算不足が生じたので、今回、施設を引き渡した後でありますので、補助金として橋上地区自治会に対し、交付するものであります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（山戸達朗君） 商工観光課長補佐、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）。25ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金。市民祭宿毛まつり補助金60万円を計上しておりますが、その内容について御説明いたします。

市民祭宿毛まつりにつきましては、市の補助金、地区寄附金、一般寄附金及び協賛チケット等の売り上げにより、運営を行っております。

しかしながら、長引く景気の低迷は、当イベントにも影響があるものと考えており、今回は昨年度ほどの寄附金が見込めない状況にあります。

市といたしましても、収入が見込めない中では、イベントの規模縮小や、支出予算の削減などの見直しも必要ではないか等の指摘も、実行委員会に対して行ってまいりました。

実行委員会としては、協議検討をする中で、支出予算の削減を行い、なおかつ寄附金の増収に向けて努力しても、約60万円の不足が生じると見込んでおります。このままでは、ようやく宿毛市を代表するお祭りとして定着し、そして市民から楽しみと評判の秋に行う花火の実施にも影響すると考えられるため、今回、補助金増額予算を計上いたしました。

なお、補助金の交付につきましては、宿毛市補助金交付規則にのっとりまして、適正に執行してまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（弘瀬徳宏君） 松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページは29ページであります。

第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費の少年消防クラブ消防防災実践活動モデル事業助成金で購入しようとしている資機材、及びクラブ名を示せということですが、この事業で執行する予算としましては、11節の消耗品費23万1,000円と、18節の備品購入費40万であります。

消耗品費につきましては、ヘルメットとライトを各20個購入しようと考えてます。

それから、備品につきましては、テント1基、担架2台、AEDトレーナーを2個、購入しようと考えております。

それと、クラブ名ですが、クラブ名は片島少年消防隊に助成をしようとするものです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

それでは、2点ほどお伺いをいたしますが、再質問させていただきます。

地域公共交通活性化の再生総合事業負担金についてでありますけれども、今、21年度から取り組んでおりますサポータークラブとか、料金の割引の事業について、お話がありましたけれども、この内容について、もう少し詳しくお示しをいただければと思います。

もう1点は、宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金について、お伺いをいたします。

事業内容等については、一定、理解をいたしましたけれども、このナオシチの搾汁工場は、いつ

ごろから操業を開始しようとしているのか。そして、その工場の処理能力を含めて、今後の処理計画がどのようになっているのか、わかっておればお示しをいただきたいと思えます。

あわせて、3月議会の説明の中で、直七生産組合の組合員数は7名であり、新たに募集をしたところ、16名の方から申し込みがあったという御説明でございましたが、現時点でのこの直七生産組合の組合員数について、どれぐらいになっておるのかお示しをいただきたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の再質疑にお答えをいたします。

サポータークラブの内容についてでございますが、高知新聞にも載っておりまして、第1回目の会合を開いたということで、新聞記事にもありましたが、利用者増進等をいかに進めていくかという、民間の方々の集まりでございまして、皆様の中にも、回数券を購入いただいて、サポーターズクラブに入っていた経過があるかと思いますが、今後、その利用増進について、官民ともに活動していこうというためのグループでございまして、今後、詳細の内容については、キャンペーンを打ったりとか、いろんな活動を計画しているようで、まだ具体的には決まっておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（頼田達彦君） 産業振興課長、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

ページ23ページの宿毛市産業振興推進総合支援事業費補助金についての、創業時期と処理計画についてでございますが、まず、創業時期でありますけれども、現在、ある一定、固まっているものについては、ナオシチが9月下旬から10月。それから、コナツが12月から1月に

かけて、搾汁を予定しております。

また、セトカについても、試験的に搾汁したいという予定があるようでございまして、それが加工品としてする場合は12月を。完熟して、ジュースとしてやる場合は、3月に搾汁を予定しているようでございます。

次に、処理計画でありますけれども、搾汁機の処理能力は、1レーンで1時間当たり1トンであります。作業時間を平均6時間としております。これは、その日その日の清掃とか、いろいろありまして、平均6時間として計算させていただいておりますけれども、今回、2レーンを計画しておりますので、12トンとなります。

それで、ナオシチについて、昨年度、玉で25トン搾汁しております。本年度は、30トンを見込んでいるようでございます。

それから、コナツについては、昨年度は20トン搾汁しておりましたが、本年度は春先の天候不順とかいろいろありまして、昨年度ほどは見込まれないようでありますけれども、せっかくコナツジュースというようなもので売り出ししてある一定評価も得ていますので、10トンは搾汁したいと聞いております。

それから、また、先ほど申しましたけれども、セトカについては、試験的に加工用とジュースの搾汁をしたいというように聞いております。

それから、その他、デコポンとかポンカン、ユズなどについては、現在、他の施設で搾汁をしている方々、農協も含んでありますけれども、その方々に働きかけて、当施設を利用して、今後、搾汁をしていただくように努力をしたいと考えております。

それから、組合員数については、現在、面接を行い、25名で、先ほど、議員さん、役員7名と申しましたけれども、5名の方が役員でおられまして、そのほかに一般言いますか、面接を行って25名の方が今回、計30名の組合員

となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 先ほど、地域公共交通の関係で、割引料の関係は、どういう、お尋ねしたと思うんですけれども。ちょっと済みません、お願いします。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、松浦議員の再質疑にお答えします。

割引料と言いますと、定期券等の割引料についてでございますか。

現在、宿毛中村間につきましては、鉄道の料金、定期券に合わせて、バス料金のほうの定期券を、約75%割引して、鉄道の料金と合わせたような形で発行しております。

それを、別の路線に対しても、割引を75%にして、試験運行しようということでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） いろいろと御説明をいただきました。ありがとうございます。

これは、質疑ではないわけですがけれども、先ほど、生涯学習課長のほうからする説明がありましたが、伝統文化の継承の関係で、いろいろと取り組みをされておるといことであります。

皆様も御案内のとおり、宿毛市内各地を見た場合、高齢化が進む中で、地区長さんや保存会の皆さんを中心にしながら、それぞれの地区に伝わる伝統文化の保存や継承に、必死になって取り組んでおる地区も多く見られます。

地域に伝わる伝統文化を保存し、後世に継承していくことは大変重要なことであります。宿毛市行政として、真剣に考えていかなければならない課題であると考えます。

今後においても、このような伝統文化こども

教室への補助金や、他の補助事業、そして助成事業をできるだけ活用しながら、あるいは宿毛市単独事業としてでも、伝統文化の保存や継承に取り組んでいただきたいということを申し上げます。質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、野々下昌文でございます。皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、早速、質疑に入らせていただきます。

私が質疑を行いますのは、議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）及び議案第16号別冊、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、そして議案第25号、議案第27号、28号についてであります。

まず、初めに、議案第15号別冊、30ページ。

第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費の11節需用費、20万3,000円、同じく12節役務費、183万2,000円、14節使用料及び賃借料、20万3,000円、計223万8,000円について、これは市長から提案理由の説明もございましたが、もう少し詳しく、中身の説明をお願いいたします。

次に、議案第16号、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、7ページ。

第8款第2項1目13節委託料、84万円。ジェネリック医薬品の普及促進のための委託料ということですが、このジェネリック医薬品の普及によって、どのような違いがあるのか、少し詳しく御説明を願います。

次に、議案第25号についてであります。

平成23年4月1日から、栄喜小学校は小筑紫小学校へ統合されることに伴い、条例から栄

喜小学校に関する記述を削るということでありますが、5月の小中学校再編計画発表時点では、栄喜小学校の統合については、地元の父兄の皆さんの納得が得られていないということでありましたが、今議会において、突然、議案としてあがってまいりました。

これは、教育長を初め、皆さんの御努力で、地元の皆さんの納得が得られたのかなと理解しておりますが、私たち議会としても、何も知らなかったわけですが、この間の経緯の説明をお願いいたします。

次に、議案第27号、28号についてであります。

本契約議案は、平成21年度第3回定例会において、国のブロードバンドゼロ地域を解消する目的の事業とはいえ、地域の実情を十分に精査すること。後年度に多額の維持費、管理費が必要とされることとして、懸念がされ、附帯決議をされた議案の契約議案であります。

本事業をすべて行った場合、後年度の負担は幾らぐらいと試算をされているのか。

ブロードバンドゼロ地域の解消といっても、すべての地域というわけにはいかないと思いますが、今回の事業で整備エリアはどのようになっておられるのか。また、今回の整備エリアの対象外になった地域の今後の整備計画は考えておられるのか。

現在のSWANテレビ整備エリアにおいても、加入したくても加入できない世帯がございますが、今回の整備事業で対応できるのか。

以上3点、お伺いをいたします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（金増信幸君） 生涯学習課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成22年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、ページ30ページ。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料についてでございます。

今回、宿毛市出身の岡本知高さんのコンサートを実施するため、この予算を計上させていただきました。

予算の内容につきましては、11節にポスター、チラシ等の制作費、キャスト、スタッフの食料費などとして20万3,000円。12節役務費として、岡本さんを初め、キャスト、スタッフの出演料、交通宿泊費等の公演企画手数料として168万を初め、音響照明手数料など183万2,000円。そして、14節では、福祉センターの会場借上料と、著作権使用料として20万3,000円、合わせてコンサート実施総額として223万8,000円を計上させていただきます。

一方、歳入といたしましては、入場料を前売り券S席4,000円、A席3,000円を予定しております。高校生以下は半額としております。

入場料収入240万を見込んでおります。

この実施につきましては、年を明けまして1月15日土曜日、福祉センターで午後6時30分開演を予定しております。

このコンサートにつきましては、翌日に行われる花へんろうオークと一体的に広報を実施して、市内外の皆さんに参加していただくよう、取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（滝本 節君） 市民課長、3番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、7

ページ、歳出の第8款保健事業費、第2項保健事業費、1目保健衛生普及費、13節のジェネリック医薬品普及促進委託料として、84万円を計上させてもらっておりますが、その内容につきまして、御説明させていただきます。

本予算につきましては、新規事業として、通常価格の先発医薬品から、安価な後発医薬品。この後発医薬品のことをジェネリック医薬品と申します。後発医薬品に切りかえた場合の医療費の差額通知を発送して、広くジェネリック医薬品を普及させるための事業であり、事業の委託先につきましては、国保連合会を予定しております。

委託料84万円の積算根拠につきましては、1カ月の平均レセプト件数8,000件に、差額通知の対象月数、12月から3月までの4カ月と、1件当たりの単価25円を掛けて求めたものであります。

事業導入によります医療費の削減効果につきましては、委託予定業者の過去の実績から判断しまして、差額通知発送後4カ月間のレセプト1件当たりの平均削減額を55円としまして、それにレセプト件数8,000件と、差額通知の対象月数の4カ月を掛けて求めた176万円を、今年度の削減効果と見込んでおります。

ジェネリック医薬品につきましては、製薬会社が開発をした医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬であり、先発医薬品に対して後発医薬品と呼ばれております。

先発医薬品と同等の効果があるにもかかわらず、開発経費等が発生しない分、価格が安く設定されております。

事業の効果といたしまして、被保険者並びに国保保険者の負担軽減はもとより、ジェネリック医薬品の普及で削減できた医療費を、特定健診や保健事業に回して、市民の健康保持、病気

の重篤化等を防いで、年々増加する医療費を削減していきたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、3番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第25号、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についての御質問をいただいております。

本議案につきましては、宿毛市立小中学校再編計画に基づきまして、平成19年度より小筑紫小学校、及び田の浦小学校との統合に向けて、保護者の皆様を初め、地域の皆様と協議を重ねておりました栄喜小学校につきまして、本年4月1日に3校統合ということで教育委員会も進めてまいりましたけれども、最終的な御理解をいただけずに、本年4月は田の浦小学校と小筑紫小学校の2校での統合という結果になりました。

委員会といたしましては、その後も子供たちの教育環境をよりよくしたいということから、保護者の皆様を初め、地域の皆様と協議を重ねて、数度にわたって協議を重ねてまいりました。

去る7月28日及び8月19日でございますけれども、最終的に、委員会としても、ぜひとも来年4月には統合に向けて、そういう方向でやらせていただきたいという話し合いを持たせていただきまして、最終的に地域の皆様、保護者の皆様も、一定御理解をいただいたということから、今回、9月の定例議会のほうへ関連議案を上程させていただいたということでございます。

なお、議会のほうには、地域の皆さんの御理解をいただいた上で、教育委員会の定例教育委

員会に諮りまして、今議会の議案として上程するというのを議決いただきました後、総務文教常任委員長のほうには、経緯を報告申し上げまして、8月25日の告示日に議案として上程をさせていただきたいという報告はさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、子供たちのよりよい教育環境のために、大変深い御理解、御協力を賜りました保護者並びに地域の皆様には、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

今後につきましては、子供たちが新しい学校で伸び伸びと、明るく元気に教育活動を行うことができますように、具体的な事案につきまして、保護者の皆様等と協議を重ねてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第27号及び28号の契約議案についてでございます。

本事業実施後の後年度負担についての御質問でございますが、現段階では、試算額については、一部しかお示しすることができませんので、その旨、御了承いただきたいと思います。

まず、今回の事業について、御説明いたします。

機器及び光ファイバー網の整備は市が行いまして、通信事業者が運営をする形となります。

運営につきましては、SWANテレビと基本協定を結んでおりますが、沖の島地区の無線設備については、未発注の状況でございます。

後年度負担につきましては、大きく三つの要素がございますが、まず通信事業者と回線使用契約、通常IRU契約と申しますが、により、

SWANテレビから市のほうに使用料が発生いたします。

次に、施設の保守契約によりまして、市がSWANテレビに保守委託料を支払うこととなります。

さらに、四国電力及びNTTへの電柱共架料として、現在の設計書におきましては、約3,800本、共架料で約570万円程度の使用料と、毎年変動しますが、電柱改修費等の負担金が必要となります。これらの差引額が、市の後年度負担となる予定でございます。

次に、今回の工事における整備区域についてであります。対象は出井、奥下藤、還住藪、舟ノ川、まだ未発注でございます沖の島を除く市内全域となっておりますが、希望者の全くいない地区、既にSWANテレビで整備済で、それ以上の新たな希望者がいない地区の未加入世帯等につきましては、今回の整備の対象外となる可能性がございます。

今回の事業につきましては、通常、有料となります屋外引き込み工事が補助対象となりまして、補助対象事業費を算定するため、9月末までの希望者の状況により、事業費、事業内容を決定することとしておりまして、現在、SWANテレビにおきまして加入者申し込みのチラシ等を配布して募集しておりますので、できるだけ多くの方に加入していただきますよう、ぜひお願いいたします。

今回の整備対象外となった地域につきましても、一定の条件が整えば整備も可能かと思われませんが、現状では光ファイバーを整備しても、利用者がいない場合につきましては、事業の効果等について会計検査院による検査で補助金返還の対象となる場合もあり、また市の後年度負担も生じますので、現段階で整備しない方向で考えております。

しかしながら、現在、国においては、光ファ

イバーの整備を促進しておりますので、社会情勢の動向によりまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 1点、再質問をしたいと思います。

いまのブロードバンドの件なんです。今、対象外になっている人、未加入の人に対しては、今後も対象外になる可能性があると言われてきたけれども、今後、その方が加入したいという場合は、どのような形になるのでしょうか。引けるのでしょうか、それは。

○議長（寺田公一君） 企画課長。

○企画課長（岡崎匡介君） 企画課長、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

未加入世帯について、あとに申し込みをされた場合についてでございますが、現在、家の軒先までが無料で、補助対象として整備できるということで、キャンペーンをうっておりますが、その部分が有償の負担ということになります。できるだけ後発の申し込みについても、加入できるような配慮はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（野々下昌文君） どうもありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第15号から議案第24号まで」の10

議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって「議案第15号から議案第24号ま
で」の10議案については、委員会の付託を省
略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、
「議案第25号から議案第28号まで」の4議
案は、お手元に配付してあります議案付託表の
とおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等精査のため、9月9日及び9月10日
は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、9月9日及び9月10日は休会する
ことに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月9日から9月12日までの4日間は休会
し、9月13日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時03分 散会

議案付託表

平成22年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 (3件)	議案第25号 議案第27号 議案第28号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用 料に関する条例の一部を改正する条例について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について
産業厚生 常任委員会 (1件)	議案第26号	字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について

平成22年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成22年9月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第28号まで

（議案第15号から議案第24号まで、討論、表決）

（議案第25号から議案第28号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

（議案第1号から議案第14号まで、特別委員会設置、付託）

第2 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第28号まで

日程第2 委員会調査について

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長 朝比奈淳司君
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君

企 画 課 長	岡 崎 匡 介 君
総 務 課 長	弘 瀬 徳 宏 君
市 民 課 長	滝 本 節 君
税 務 課 長	山 下 哲 郎 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 島 秀 夫 君
保 健 介 護 課 長	三 本 義 男 君
環 境 課 長	岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長	乾 均 君
産 業 振 興 課 長	頼 田 達 彦 君
商 工 観 光 課 長 補 佐	山 戸 達 朗 君
建 設 課 長	安 澤 伸 一 君
福 祉 事 務 所 長	沢 田 清 隆 君
水 道 課 長	豊 島 裕 一 君
教 育 委 員 長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	出 口 君 男 君
生 涯 学 習 課 長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 村 好 知 君
千 寿 園 長	村 中 純 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 正 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前11時13分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第28号まで」の28議案を一括議題といたします。

これより「議案第15号から議案第24号まで」の10議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第15号から議案第24号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第24号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第25号から議案第28号まで」の4議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（宮本有二君） 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第25号、27号、28号の3議案であります。

議案第25号は、宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成23年4月1日から、栄喜小学校が小筑紫小学校へ統合されることに伴い、両条例から栄喜小学校に関する記述を削る必要があるので、2条例を一括で一部改正しようとする

るものであります。

審査の結果で、委員の中には、地元の一部に根強い反対があるため、統合すべきでないとの意見もありましたが、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、原案を適当であると認め、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号及び議案第28号は、工事請負契約の締結です。

両議案とも、平成21年度の繰越事業として、公共投資臨時交付金を充当し、地上デジタル放送の難視聴地域及びブロードバンドゼロ地域の解消等情報格差是正に向けた情報通信基盤整備を行おうとするものであります。

まず、議案第27号は、センター局となるS-WANテレビ及びサブセンター局となる総合運動公園への情報機器設置等にかかわる工事を実施するに当たり、三菱電機株式会社四国支社と、7億1,400万円で工事請負契約を締結することについて。また、議案第28号は、市内各地域への光ファイバー網敷設にかかわる工事を実施するに当たり、日本コムシス株式会社高知営業所と、3億3,180万円で工事請負契約を締結することについて、それぞれ地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をした結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（浦尻和伸君） 産業厚生常任委員長。本委員会に付託されました議案は、議案第26号の1議案でございます。

議案第26号は、字の区域及び名称の変更並

びに字の区域の廃止についてでございます。

内容につきましては、宿毛駅東地区土地区画整理事業が平成22年5月に工事が完了したことに伴い、本区域内の細かく分かれた字を、駅前町1丁目及び2丁目並びに駅東町1丁目、2丁目、3丁目、及び4丁目に変更すること、並びに現行の字の区域を廃止することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

執行部に出席を求め、慎重に審査をした結果、原案を適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第26号から議案第28号まで」の3議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第26号から議案第28号まで」の3議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第26号から議案第28号まで」の3議案は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号について、討論に入

ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番議員の浅木です。

ただいまから、議案第25号についての討論を行います。

先ほど、総務文教常任委員長から原案可決の報告がありましたが、私はこの委員長報告に反対する立場から討論を行います。

この議案は、2011年の4月1日をもって栄喜小学校を小筑紫小学校へ統合すること、並びに宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例から、栄喜小学校体育館の項を削除しようとするものです。

学校再編計画が発表された直後から、栄喜地区と保護者の皆さんは、統廃合に反対し、存続を強く求めてきました。小規模校では、学習面のみならず、あらゆる面で教師の指導が行き届き、各人の個性を十分に伸ばす教育ができる長所もあります。

地域の人々も、学校のことや各児童のことをよく知り、地域全体が子供たちと学校を守り育てる力を持っています。

特に栄喜の皆さんは、たとえ複式学級の授業であっても、しっかり力をつけ、子供たちが他校の児童にまさるとも劣らないという確信を持っています。

こうしたことも、栄喜小学校存続を求める力になっていると思います。

ところが、教育委員会は、小筑紫地域の3校統合を前提に、小筑紫小学校を新築し、今年の4月に2校の統合を実施しました。2校統合後の教育委員会との話し合いでも、栄喜小学校の保護者の皆さんは、たとえ統合するにしても、三、四年間待ってもらいたいと統合延期を求めています。

しかし、宿毛市教育委員会は、8月19日に

栄喜地区役員会や保護者から一定の理解を得たとして、8月25日には9月議会の議案書にこの統廃合の条例改正案を盛り込みました。

そして、この議会の一般質問が始まった9月6日になってから、保護者会から来年度統合の了解をもらったようであります。

こうした経緯を見ると、栄喜小学校統廃合のこの議案は、まだ保護者等の反対がある中で見切り発車をしたと思われれます。

これまでの議会で私が指摘したように、学校の統廃合は子供たちだけでなく、地域や保護者にとっても、極めて重要な課題であり、慎重な上にも慎重でなくてはなりません。

このたびの教育委員会の対応は、地元はまだ反対意見がある中で、統廃合に関する条例改正案を提案したものであり、時期尚早といえます。

統廃合の延期要望も含め、今後、十分な話し合いを持ち、関係者大多数の理解を得る努力をすべきことを求め、この議案には反対します。

皆さんの御賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 起立多数であります。

よって「議案第25号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第14号までの14議案については、すべて決算認定に係る議案であり

ますので、この際、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思

います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今城誠司君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、浅木 敏君、有田都子君、浦尻和伸君、西村六男君、以上8人を指名いたします。

続いて、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

-----・-----・-----

午前11時21分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（岩本昌彦君） 事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、西村六男君、副委員長、岡崎利久君。以上でございます。

○議長（寺田公一君） 日程第2「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下

委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月1日に開会されました今期定例会は、本日までの13日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申しあげました28議案のうち、決算認定議案の14議案を除きまして、いずれも原案のとおり御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたし、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き御協力、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、ことは非常にまだ、9月中は熱中症が発生もしやすいというふうな、暑い時期でございます。お体には十分に御留意されまして、ますます皆様方、御活躍をされますことをお祈りを申し上げます。閉会のごあいさつにかえ

させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(寺田公一君) 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成22年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 中平富宏

議員 西郷典生

議員 中川 貢

平成22年9月8日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第25号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第27号	工事請負契約の締結について	原案可決	適 当
議案第28号	工事請負契約の締結について	原案可決	適 当

平成22年9月8日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第26号	字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について	原案可決	適 当

平成22年9月8日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成22年9月8日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成21年9月13日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 岡 崎 求

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成 2 2 年 第 3 回 定 例 会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4 番 松浦英夫君	1 「広報すくも」について（市長） 2 地域公共交通対策について（市長）
2	1 番 今城誠司君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）自治基本条例について （2）総合計画策定について （3）行政評価システムについて 2 教育行政について（教育長） （1）平成 2 2 年度全国学力・学習状況調査結果について
3	7 番 有田都子君	1 手話の普及について（市長） 2 花へんろウオークの今後について（市長） 3 潮干狩り場の再生への取り組みについて（市長） 4 子ども議会の再開について（市長、教育長） 5 有害図書等、有害環境の浄化活動について（教育長）
4	2 番 岡崎利久君	1 第 3 回宿毛花へんろマラソン 2 0 1 1 について（市長） 2 宿毛市立学校施設整備等基金条例について（教育長）
5	5 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）熱中症対策について （2）地デジの難視聴対策について （3）住宅用火災警報器の設置について 2 教育行政について（教育長） （1）学校での熱中症対策について
6	1 1 番 濱田陸紀君	1 中心市街地活性化について（市長） （1）中心市街地活性化基本計画について （2）吉田 茂先生の銅像移転について （3）吉田 茂邸再建プロジェクト会議への協力について 2 市内における環境の美化について（市長） 3 アパート住民等の地区加入促進の取り組みについて（市長）
7	1 0 番 宮本有二君	1 宿毛市中心市街地活性化基本計画について（市長） 2 宿毛市小中学校再編計画について（市長、教育長）

平成22年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成21年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 2 号	平成21年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 3 号	平成21年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 4 号	平成21年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 5 号	平成21年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 6 号	平成21年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 7 号	平成21年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 8 号	平成21年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第 9 号	平成21年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第10号	平成21年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第11号	平成21年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第12号	平成21年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第13号	平成21年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	継続審査
第14号	平成21年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月13日	継続審査
第15号	平成22年度宿毛市一般会計補正予算について	9月13日	原案可決
第16号	平成22年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第17号	平成22年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決

第18号	平成22年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第19号	平成22年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第20号	平成22年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第21号	平成22年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第22号	平成22年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第23号	平成22年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月13日	原案可決
第24号	平成22年度宿毛市水道事業会計補正予算について	9月13日	原案可決
第25号	宿毛市立小学校設置条例及び宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	9月13日	原案可決
第26号	字の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について	9月13日	原案可決
第27号	工事請負契約の締結について	9月13日	原案可決
第28号	工事請負契約の締結について	9月13日	原案可決